

建築工事積算マニュアル

平成23年5月

横浜市建築局

目 次

0 0	運用にあたって
0 1	直接仮設工事
0 2	土工事
0 3	地業工事
0 4 - 1	コンクリート工事 (新営工事)
0 4 - 2	コンクリート工事 (外構・改修工事)
0 5	型枠工事
0 6	鉄筋工事
0 7	鉄骨工事
0 8	既製コンクリート工事(組積工事)
0 9	防水工事
1 0	石工事
1 1	タイル工事
1 2	木工事
1 3	金属工事
1 4	左官工事
1 5 - 1	木製建具工事
1 5 - 2	金属製建具工事
1 5 - 3	ガラス工事
1 6	塗装工事
1 7	内外装工事
1 8	仕上げユニット工事
1 9	構内舗装・排水工事
2 0 - 1	とりこわし (込み工事)
2 0 - 2	とりこわし (単独発注)
2 1	共通仮設
2 2	改修工事

(参考資料) 各種単価等算定用シート

〇〇 運用にあたって

直近改定 平成23年5月

1 主 旨

このマニュアルは、横浜市建築局の所管する建築工事において、設計書を適正に作成するために必要となる事項について記述している。

2 積算マニュアルの根拠

このマニュアルは、主に次の文献に基づいて作成されている。

- (1) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- (2) 公共建築工事積算基準の解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）

3 共通単価表の根拠

共通単価表は、次の文献を根拠に作成されている。

- (1) 公共建築工事標準単価積算基準（旧：公共建築工事標準歩掛り、国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- (2) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- (3) 公共建築工事積算基準の解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）
- (4) 建設工事標準歩掛（財団法人 建設物価調査会 発行）
- (5) 工事歩掛要覧（財団法人 経済調査会 発行）
- (6) その他（建設物価、積算資料等）

4 単価作成の優先順位

このマニュアルによることが不都合な場合は、前記3の文献を参考として独自に単価を作成する事ができる。その際の優先順位は3の番号順とする。

5 単価及び内訳書の作成

横浜市建築局では、平成8年度より「営繕積算システムR I B C」の導入を図り、複合単価を歩掛りにより作成する「複合単価作成システム」と内訳明細書を作成する「内訳書作成システム」を利用している。

6 設計書作成時の留意事項

設計書作成は、設計図、共通仕様書及び数量積算基準等の諸基準に基づいて適切に行うことが必要であるが、特に次の事項については十分留意する。

(1) 工事科目分類とその順序

設計書における工事科目の分類とその順序は、基本的に「公共建築工事内訳書標準書式」に準拠する。

(2) 数 量

数量の算出は、「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会制定）に定める方法による。（例えば、価格に対応する数量は小数点以下2位を四捨五入する。ただし100以上の数値については四捨五入して整数とする。等々）積算に用いる数量は設計数量、計画数量及び所要数量の3種類が上記基準により定義されており、それぞれ使い分けが必要である。

(3) 共通単価

ア 共通単価は歩掛り（国土交通省より供給されている共通歩掛り及び横浜市独自の歩掛り）に基づいて算出されるか、あるいは「市場単価」そのものを採用して作成されている。

イ 歩掛りは基本的に、単位当たりの材料費・労務費・雑材費・機械器具経費・下請け経費等の組合せから構成される複合単価である。他方、市場単価は取引実勢価格であって、それ以上分解できない内訳のない材工単価である。

ウ 以上のそれぞれを共通単価として確定するに当たっては、別途制定されている「横浜市建築局建築工事積算要領」に定められた「単価の端数処理」により処理されている。

エ 本文中に使用されている単価コードは、国土交通省、都道府県及び政令指定都市で構成する「営繕積算システム等開発利用協議会」の「営繕積算システムRIBC」で使用しているものを記載している。原則として「B0-*****」は国土交通省歩掛りによる単価を、また「B1、B2、B3-*****」は横浜市による独自作成単価を示している。

なお、単価構成が複雑な場合（とりこわし等）以外は、「B0-*****」は(B0)及び「B1-*****」は(B1)と略して表示する。

また、市場単価である項目については、備考欄に「市場単価」と表示され

ている。

オ 共通単価には、標準単価と改修割増単価があり、改修割増単価とは施工条件による作業効率の低下を考慮し、標準単価の工種の一部について価格の割増を行ったものである。工事内容によりいずれかの単価を適用するが、新営工事については全て標準単価を適用し、改修工事については工事内容に応じ、標準単価もしくは改修割増単価を選択し適用する。（詳細は本マニュアル 2 2 改修工事の項を参照）

（4）市場単価

市場単価とは、市場の取引実態に合わせた市場取引単位当たりの単価であり、国土交通省によって平成11年度から公表された。

それは従来のように歩掛りを用いることなく、材料費、労務費、機械経費、運搬費及び下請経費等を含む単位工事量当たりで把握された、元請業者と下請の専門業者の間に形成されている市場取引実勢価格である。現在、建築工事では、土工事、コンクリート工事、型枠工事、鉄筋工事、防水工事、左官工事、塗装工事、軽鉄下地工事、内装ボード及びガラス工事に設定されている。

（5）独自代価の作成

歩掛りにより設定された複合単価の場合、その一部の数値を変更して、独自の代価を作成することができる。市場単価は歩掛りのない、材工単価であるため、市場単価を操作して独自代価を作成することはできない。

市場単価を代価の一部に組み込む場合、市場単価は下請け経費等を含む単価であるため、下請け経費等を上積みしないように注意する。

（6）共通単価使用上の基本的事項

共通単価には、施工単価・合成単価・材料単価・労務単価の4種類がある。単価コードの前に「施工」とあるものは、材料費と労務費を含む材工単価である。従って、これを使用する場合には、同一単価費目に「手間」が別枠で設定されている場合であっても、当然「手間」を計上してはならない。

例：型枠目地棒

施工単価であることを示している。

型枠目地棒			施工 B0-134432 0	
			m	
			単 価	備 考
打継目地	幅20	×深さ20程度	***	
化粧目地	幅20	×深さ10程度	***	
水切目地	幅15	×深さ10程度	***	
手 間	-	-	***	

労務費を含む材工単価であり、これらを使用する場合には手間を計上してはならない。

労務費のみの単価。独自代価を作成する場合等に使用する。

(7) 工事別に作成する複合単価等の端数処理

ア 直接仮設工事、土工事、コンクリート工事等において、各種の単価等算定シートを使用して複合単価を作成する場合、一部の例外を除いて所定の単価の端数処理を行う。

イ 工事内容に応じて個別に作成する独自代価においては、その他経費の計上を忘れないようにするとともに、所定の単価の端数処理を行う。

(8) 営繕積算システムRIBCで言う代価と別紙明細

ア 代価とは、単位数量あたりの複合単価を作成するためのもので、所定の歩掛りとその各項目の材料費や労務費などの一次単価等を乗じて合計したものを言う。本市においては、代価は所定の方法により端数処理を行う。

イ 別紙明細とは、単独あるいは複数の複合単価や一次単価と、それぞれ毎の数量を乗じて合計したものをいい、1円未満の金額は切り捨てる。別紙明細の結果は内訳書の細目に一式計上される。

(9) 用 語

ア 一次単価

積算資料等の刊行物掲載単価あるいは二省労務単価などの、それ以上分解できない単価であって、各種代価の構成要素となるもの。

イ 補足単価

代価を構成する代価。一次単価と代価の中間に位置し、代価を作成するために中間的に作成される代価である。共通単価表には掲載されていない。

(10) 物価資料の単価の採用方法

「建設物価」及び「積算資料」等の物価資料（横浜市に適用する単価がない場合は東京都に適用する単価）の単価に相違がある場合は、価格の一番低いものを採用する。

(11) 算定用シートについて

本マニュアルには特定の工種の工事費算出のために算定シートを添付しているが、これらは積算業務の補助のための参考資料であり、本算定シートによる作成は必須ではない。独自に算定シート等を定めて計算することも可能である。

ただし、作成した算定シート等は、計算根拠として記録に残す。

〇 1 直接仮設工事

直近改訂 平成23年5月

1 一般事項

(1) 設計書に記載する各細目の金額

設計書の直接仮設工事の各細目の金額は、原則としてそれぞれ一式計上する。

(別紙明細にて作成し金額の端数処理は行わない。)

(2) 直接仮設工事で計上しない足場

コンクリート足場及び鉄骨足場は、それぞれ専用仮設であり、コンクリート工事及び鉄骨工事において計上することとし、直接仮設工事では計上しない。

(3) 仮設材の運搬費

仮設材については、それぞれ毎に運搬費を算出し、これを合計して仮設材運搬費として一括計上する。なお、仮設材運搬費単価には、標準仕様として1往復分が盛り込まれている。

2 遣方(B0)、墨出し(B0)、養生(B0)、整理清掃後片付け(B0)

(1) 対象面積の算定

遣方は建築面積(m²)、その他は延べ面積(m²)とし、原則として建築基準法による面積とする。なお、ドライエリア(建m²、延m²)やベランダ(延m²)等がある場合には、これらの面積も加えることとする。

(2) 鉄骨造及び地下階における各単価の補正

鉄骨造及び地下階については、施工内容を考慮し、補正を行う。なお、共通単価表には、補正された単価が掲載されている。

(3) 摘要欄の「一般、小規模、複雑」の使い分け

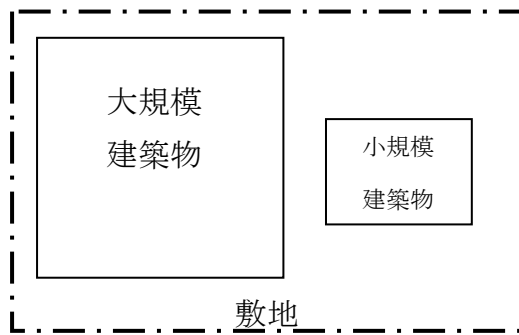
① 一般 → 下記②及び③以外の場合。

② 小規模 → 建築面積(建m²)においては、150m²未満、延べ面積(延m²)においては300m²未満の建物の場合。

③ 複雑 → 間仕切壁が多い建物の場合。

④ なお、同時発注で図01-1のような場合においては、②にかかわらず、右側の小規模建物は小規模扱いにしない。

図01-1 複数棟を同時発注する場合



3 足場

(1) 一般事項

① 足場の分類

設計書の記載項目は「外部足場」と「内部足場」のみとし、各々一式計上する。また、計算は算定シート等を参考に行う。

表01-1 足場の分類

設計書に記載する項目	用途・分類	足場の種類・名称	仕様・備考	
外部足場	外部足場	枠組本足場 (B0)・(B1)	手すり先行方式	
		単管本足場 (B0)		
		単管一本足場 (B0)		
		単管抱足場 (B0)		
		安全手すり (B0)	枠組本足場に付随するもの 単管本足場に付随するもの	
登り栈橋 (B0)				
内部足場	内部躯体足場	鉄筋型枠足場 (B0)	架台足場	
		躯体支保工 (B0)	単管本足場	
		地足場 (B0)		
	内部仕上足場	脚立足場 (B0)	脚立足場	
		枠組棚足場 (B0)	ローリングタワー	
		簡易型移動式足場 (B0)		
		枠組側足場 (B1)	枠組棚足場・側足場に付随するもの	
		安全手すり (B0)		
		内部階段仕上足場 (B0)		単管本足場
		シャフト内足場 (B0)		単管本足場

② 足場の存置期間

足場存置期間は、原則として階数及び建築面積に応じた標準日数とする。ただし、工事内容や敷地条件等により標準によりがたい場合は、工事の実態に応じた期間とする。

③ 階高が高い場合など特殊な場合の足場複合単価の設定について

階高が高くコンクリートを2回に分けて打設すると想定される場合等、通常と異なる期間にわたって足場が存置されると考えられる場合には、施工計画を

検討した上で、次式により複合単価を設定する。なお、材料等の運搬費は通常どおり別途計上する。

$$\text{足場複合単価} = \text{掛払い手間} + \text{基本料} + (\text{日額賃料} \times \text{日数})$$

(2) 外部足場(掛㎡)

足場の種類は建物の構造、規模、工事の内容を考慮して定めるが、枠組本足場(手すり先行方式)を標準とする。また枠組本足場の仕様は工事の内容により表01-2より選択する。

表01-2 外部足場(枠組本足場、B0)設置基準

建枠及び布枠 工事種別	1,200枠 500布枠×2枚	900枠 500+240布枠	600枠 500布枠×1枚
新築工事	RC造外壁タイル等 (6階建以上)	RC造外壁タイル等 (5階建以下) S造外壁パネル、スレート張り (平屋建) RC造外壁吹付け仕上程度 (2階建以上)	S造外壁パネル、スレート張り (2階建以上) RC造外壁吹付け仕上程度 (平屋建)
改修工事	外壁改修(タイル、モルタルは外壁改修(タイル、モルタルはつり補修程度) (3階建以上)	外壁改修(タイル、モルタルは外壁改修(タイル、モルタルはつり補修程度) (2階建以下) 外壁改修(吹付け、ピニンク程度) (3階建以上)	外壁改修(吹付け、ピニンク程度) (2階建以下) 防水改修等で昇降用に設置する足場

- (注) 1 階高は4.0m程度とする。
 2 建枠及び板付布枠の寸法単位はmmである。
 3 地下階外部足場は、建枠600枠、板付布枠500布枠1枚とする。

① 外部足場数量の算出方法

ア 足場数量は、次式により算出する。

$$\text{足場掛面積}(\text{m}^2) = \text{足場高さ}(\text{m}) \times \text{足場長さ}(\text{m})$$

イ 安全手すりの数量は、足場長さ(m)とする。

なお、単価については、手すりを足場の最上階に設置するため、存置日数は階数によらず一律82日以内となる。

- (注) 1 足場高さの計測は、設計地盤からパラペット上端までとする。ただし、設計地盤と現地盤に相違がある場合hは、実状を考慮して定める。
 (図01-2参照)

図01-2 足場の高さ

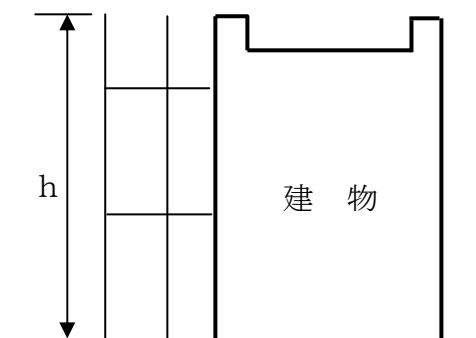


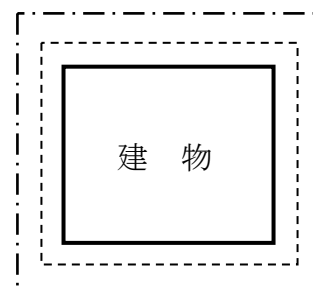
図01-3 足場の長さ

2 足場長さは、外壁側面から下記の数値分だけ離れた位置の延べ長さとする。

単管抱足場・・・・・・・・・・ 0.5-----
 単管本足場、枠組本足場・・1.0-----

(図01-3参照)

50cm
50cm



② 枠組階段

枠組本足場用の枠組階段は、枠組本足場単価に含まれているので計上しない。

③ 登り栈橋 (B0)

ア 単管本足場を使用する際には、別途登り栈橋を計上する。(枠組本足場には枠組み階段が含まれているので、登り栈橋は計上しない。)

イ 1か所当たりの延べ長さは外部足場高さの2倍の長さとし、現場状況により適切な箇所に設置するものと想定する。

ウ 存置期間は外部足場の存置期間に合わせるものとし、存置期間に応じた単価を設定する。

登り栈橋複合単価＝掛払い手間＋基本料＋(日額賃料×日数)

(3) 内部足場

内部足場は躯体施工用と仕上施工用に大別され、かつ階高に応じて次表のように分類される。また、必要に応じて、基礎、内部階段仕上げ及びシャフト内仕上げを施工する足場を計上する。

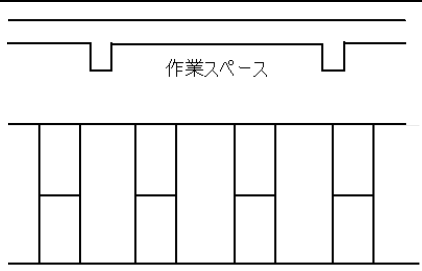
表01-3 階高別等による足場分類

階高	内部躯体足場	内部仕上足場
4 m未満	鉄筋・型枠足場	脚立足場
4 m以上 5 m未満		枠組棚足場 枠組側足場
5 m以上		簡易型移動式足場
その他	地足場	内部階段仕上げ足場 シャフト内足場

(注) 1 ここに言う「階高」とは、当該階のスラブ面から上階のスラブ下までの高さである。

- ① 内部躯体足場（鉄筋・型枠足場／躯体支保工）（延 m^2 ）(B0)
- ア 躯体施工用の足場は、階高（表01-3 注1 参照）が5 m未満の場合は鉄筋・型枠足場のみを計上し、また5 m以上の場合には躯体支保工のみを計上する。
- イ 鉄筋・型枠足場は、鉄筋、型枠の取付及び型枠解体用のもので、数量は該当個所の合計床面積とし、体育室のアリーナ部分で上部に梁、床等の配筋がない場合には、数量は壁面の内側2 mの範囲を計上する。なお、階高5 m未満の場合の上階躯体施工用の足場は、型枠単価に含まれている。
- ウ 躯体支保工は、当該階の鉄筋・型枠の取付及び型枠解体用並びに上階の躯体を施工するためのもので、数量は該当個所の合計床面積（延 m^2 ）とし、採用単価は階高に応じた平均存置日数（表01-4）から設定する。

表01-4 階高による躯体支保工の適用区分

階高 H(m)	躯体支保工	平均存置日数(日)	備 考
$5.0 \leq H < 5.7$	枠組1段	3 8	
$5.7 \leq H < 7.4$	枠組2段	4 3	
$7.4 \leq H < 9.1$	枠組3段	4 3	
$9.1 \leq H < 10.8$	枠組4段	4 7	
$10.8 \leq H < 12.5$	枠組5段	4 7	

(注) 平屋建ての場合の設計供用日数は、30日とする。

- ② 地足場（ m^2 ）(B0)
- 基礎工事のために設置されるもの（原則として基礎の根切り深さ1.5m以上で基礎、地中梁の鉄筋・型枠建て込み用）で、その数量は建築面積とする。ただし、地下面積が建築面積を超えた場合は地下の床面積とする。
- ③ 内部仕上足場（脚立足場）（延 m^2 ）(B0)
- ア 標準存置日数は20日とする。
- イ 階高4.0m未満で、天井仕上げ、または壁仕上げがある場合に計上する。なお、壁仕上げのみの架台足場数量は、内壁面から0.5m離れた位置の延べ長さに架台巾(50cm)を乗じた面積とする。
- ④ 内部仕上足場（枠組棚足場）（簡易型移動式足場）（延 m^2 ）(B0)
- ア 階高4 m以上の場合で天井仕上げがある場合には、表01-5のとおり高さに応じた枠組棚足場とするか、施工状況により簡易型移動式足場とする。
- イ 数量は、延べ面積(延 m^2)とする。
- ウ 吹き抜け、特殊壁などがある場合は、高さに応じた枠組棚足場を対象面積

ごとに別途計上する。

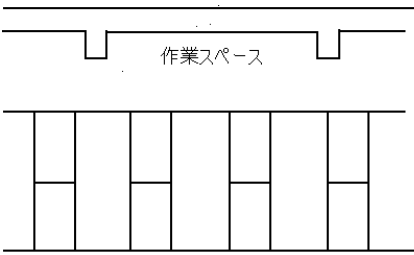
⑤ 内部仕上足場（枠組側足場）（掛 m^2 ）（B1）

ア 階高4m以上の場合で、天井仕上げがない場合には、高さに応じた枠組側足場とする。

イ 数量は外部足場に準じて掛 m^2 とし、高さは枠組棚足場の算定方法とする。

ウ 吹き抜け、特殊壁などがある場合は、高さに応じた枠組側足場を対象部位ごとに別途計上する。

表01-5 内部仕上足場（枠組棚足場、枠組側足場）

階高 H(m)	足場段数	足場存置日数	備 考
$4.0 \leq H < 5.0$	枠組 2 段	2 5	
$5.0 \leq H < 5.7$	枠組 2 段	2 5	
$5.7 \leq H < 7.4$	枠組 3 段	2 5	
$7.4 \leq H < 9.1$	枠組 4 段	2 6	
$9.1 \leq H < 10.8$	枠組 5 段	2 6	
$10.8 \leq H < 12.5$	枠組 6 段	2 7	

(注) 1 枠組の1段当たりの高さは1.7mとする。

2 設置高さ＝階高－作業スペース

3 平屋建ての場合の設計供用日数は、30日とする。

⑥ 内部階段仕上足場（延 m^2 ）（B0）

内部階段室の仕上げ用足場で、数量は対象床面積とする。

⑦ シャフト内足場（延 m^2 ）（B0）

EVシャフト内の仕上げが必要な場合にのみ適用する。一般のPS、EPS等には適用しない。数量は対象床面積とする。

⑧ 内部安全手すり（m）（B1）

ア 枠組棚足場及び枠組み側足場については、その最上部に必ず安全手すりを設置するものとし、必ずこれを計上する。

イ 安全手すりの数量は足場延べ長さ(m)とし、表01-5の存置日数に応じた複合単価を選択する。

4 災害防止

金網式養生柵(B0)、金網張り（垂直張り）(B0)、養生シート張り(B0)、ネット状養生シート張り(B0)、養生防護柵(B0)、安全ネット水平張り(B0)、小幅ネット(B0)

- (1) 設計書の細目には「災害防止」として一括して一式計上する。
- (2) 災害防止養生は、原則として建物の2階以上に適用し、関係法令に従って表01-6に示す適切な措置を講じるものとする。養生シート張り等の数量は、一般に外部足場の1層分(1.7m)を除く掛面積(掛㎡)とする。
- (3) 横浜市の標準として、表01-6のうち災害防止養生として、養生シート張り(JIS類)及び小幅ネットを使用するものとする。なお、現場状況等に応じて、その他のものを使うことが出来る。
- (4) 共通仮設で仮囲いを設置する場合や鉄骨工事で水平養生を計上した場合には、これらと災害防止の重複計上を避けるよう注意する。
- (5) 落下物による危険防止上必要な場合と部分には、養生防護柵(表01-7参照)を設置する。
- (6) 各災害防止養生の存置期間は、足場平均存置日数から10日程度減じた期間(表01-8)とするが、特殊な建物の外壁、建具の改修工事などについては、工事工程表等を考慮して別に定める。

表01-6 災害防止

名称	単位	規格	使用区分	備考
金網張り	m ²	亀甲金網	(垂直張り) 足場面の落下防止	
			(水平張り) 鉄骨工事の作業員の墜落防止及びその他の落下防止	
金網式養生柵	m ²	鋼製	足場面の落下防止	特記による
安全ネット 水平張り	m ²	ラッセル網 防災タイプ	(水平張り) 鉄骨工事の作業員の墜落防止及びその他の落下防止	鉄骨工事用は防災タイプとする (鉄骨工事との重複計上注意)
		ラッセル網		
養生シート 張り	m ²	JIS1類	落下防止用の他、工事中的目隠し及び塗料、吹付材、粉じんの飛散防止用	強風等に対する管理が難しい
		JIS2類 (金網張り併用)		

ネット養生シート張り	m ²	J I S 1 類	金網式養生枠の代わりとして使用可	塗料、吹付材、粉塵の飛散防止用には使用不可
		J I S 2 類	養生シート J I S 2 類と同じ使用方法	
		J I S 2 類 (塗装飛散防止用)	塗装、左官工事の吹付け等の外装吹付け養生専用	
小幅ネット	m	ラッセル網 防炎タイプ	作業員の墜落防止及びその他の落下防止	足場と軀対面間幅が、0.3m以上の場合に設置する。

(注) 1 J I S 1 類は J I S 2 類よりもシートの引っ張り強度が強く、シートのみで落下防止用として使用できる。一方、J I S 2 類は単独では落下防止用として使用できない。もし、J I S 2 類を落下防止用として使用する場合には金網張りを併用しなければならない(養生シート、ネット状養生シート共通)。

(注) 2 ネット状養生シート J I S 1 類は、同 J I S 2 類に比べ目合いが荒い。

(注) 3 小幅ネットの延mは、各階外周と屋上外周の合計とする。この場合の周長は、外壁面より 1 m 離れた位置の延べ長さとする。

表01-7 養生防護棚

名称	単位	工事内容	工事部分が地盤面よりの高さによる設置箇所
枠組足場用 単管本足場	m	一般工事	10m以上1段以上 20m以上2段以上
		はつり除却、外壁の修繕工事	危害防止上必要な場合は高さに関係なく設置

(注) 建設省通達(昭和42年11月20日住指発第333号)参照

表01-8 災害防止平均存置日数

階数(階)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平均存置日数(日)	-	94	116	138	160	182	204	226	248	270

(注) 平屋建てについては、足場の平均存置日数の82日による。

02 土工事

直近改定 平成23年5月

1 一般事項

(1) 適用について

本節は、建築物及びこれに準ずる築造物の土工事に適用し、敷地造成や山留め工事には適用しない。

山留め工事（山留め壁、切ばり、グラウンドアンカー、乗り入れ構台等）を計上する場合には、刊行物又は見積により金額を算出する。

小規模土工単価（B0）は、一箇所当たりの掘削土量が 100 m³程度までの小規模な土工及び小規模な構造物（排水構造物、ブロック積み及び小型擁壁等）の土工に適用する。

(2) 単価の適用

単価の適用は以下による

機械土工（根切り、埋戻し、盛土等）	市場単価
人力土工、建設発生土運搬	標準歩掛りによる単価(B0)
土工機械運搬	参考資料による単価(B0)

機械土工の単価を設定する場合には、使用する土工機械（バックホウ、クラムシェル等）を想定する必要はないが、建設発生土運搬単価と土工機械運搬単価は、使用する土工機械の容量・能力により分類されているため土工機械を想定する必要がある。

理由：機械土工単価は、14年度から市場単価に移行し、使用する土工機械（バックホウ、クラムシェル等）を想定する必要がなくなったが、建設発生土運搬及び土工機械運搬費の単価は、従来のまま、使用する土工機械の容量・能力により分類され、設定されているため。

2 土量について

設計書に計上する土量は次のように使い分ける。

- ・ 根切り、埋め戻し、盛土等……………地山土量
- ・ 建設発生土運搬費……………地山土量
- ・ 不用土処分費……………ほぐし土量（＝地山土量×1.25）

3 埋戻し、客土、不用土処分に関する基本的な考え方

表 02-1 ケース別の土の扱い

ケース	対 応
作業エリアが広い場合、または仮置き場が確保できる場合	根切り → (仮置) → 埋戻し及び盛土 → 不用土処分等
作業エリアが狭く、仮置き場が確保できない場合	根切り → 不用土処分 → 埋戻し及び盛土(客土)

※作業エリアが狭く、車両が寄付かない場合は場内小運搬費を考慮する。

4 根切り

(1) 根切り単価 (B0) の設定

根切りは、基礎構造等に応じて、つぼ・布掘り、または総掘りのいずれかの形式に区分する。

なお、土丹等堅固な地盤の場合には共通単価によらずに見積り等による。

(2) 総掘り工法の設定

総掘り工法は、設計時に次を基本に選定する。

表 02-2 総掘り工法の設定

区 分	採用根 拠
法付きオープンカット	根切り作業場所が広く、常水面が根切り底より低い場合
山留め付き総掘り	①根切り作業場所が狭い、又は、広くても常水面が根切り底より高い場合、②隣地境界に近接している場合等
その他	設計にて選択し決定

(3) すきとり

すきとり単価 (B0) は積込共の単価になっているので積込費を重複計上しないように注意する。

5 床付け (B0)

直接基礎の時はもちろんのこと、杭基礎の場合であっても地中梁下、土間スラブ下等、必要な箇所には床付けを計上する。小規模土工においても同様に計上する。

6 杭間ざらい費 (B0)

杭間ざらいは既製コンクリート杭に適用し、杭の本数当たりとする。ただし、杭径が 350φ未満または 600φを越える場合には、刊行物又は見積りにより単価を確定する。また、1本杭基礎の場合も適用する。

7 人力土工（根切り、埋戻し、積込み）（B0）

人力土工は、機械施工が不可能な場合及び扱う土量が 20 m³未満の場合に適用し、かつ適用する土質は土砂（レキ質土、砂、砂質土、粘性土）とする。

また、人力土工の根切りの単価には床付けが含まれている。

8 埋戻し（B0）

土の種別は下記の中から選び、特記に明記する。また、A種、D種の単価は材料費を含んでいるため、重複して計上しないよう注意する。

B種の場合で埋戻し土を作業場所周辺に堆積できない場合は、仮置きに関する費用（運搬（往復）、積込み等）を計上する。C種の単価は共通単価がないため、B種の単価を準用し、あわせて他現場での積込みや運搬費等工事区分を整理した上で必要な項目を計上する。

表 02-3 埋戻しの土の分類と単価の構成

分 類	単価の構成
A種：山砂の類	材料費(砂)を含む
B種：根切り土の中の良質土	材料費(土)を含まない
C種：他現場の建設発生土の中の良質土	共通単価：なし
D種：再生コンクリート砂	材料費(砂)を含む

9 盛土（B0）・敷きならし（B0）

(1) 一般事項

盛土の種別は特記に明記する（C種の場合は埋戻しと同様共通単価なし）。

(2) 建物周囲が広い場合の特例

建物周囲が広い場合の外部盛土については、盛土単価ではなく敷きならし単価を使用する。

10 水替費

(1) 釜場を設ける水替費は刊行物価格により、釜場設置、沈砂槽、排水配管及び水替管理の4費目を計上する。

(2) その他の工法による水替え（ディープウェル工法、ウェルポイント工法等）の場合には見積りによる。

(3) 水替施設の供用日数は、土工事期間と基礎工事期間の合算値を標準とする。

(4) 送水配管数量は、排水位置より建物の最長部までの直線距離を標準とする。

11 建設発生土運搬

建設発生土運搬費の算出は

(1)一般道だけを走行する場合、(2)最寄りの自動車専用道路を利用する場合の2通りの金額を別紙算定シート算出し安価な方を採用する。

なお、共通単価は、現場から処分地の往復分の歩掛かりとなっており、片道分の距離によって分類されている。

(1) 一般道だけを走行する場合

建設発生土運搬費＝建設発生土運搬単価 (B0) ×数量(m3)

ア ダンプトラックの積載量及び積込方法の選び方

別項(表 02-5 根切り等の土工別 想定土工機械一覧)の土工機械想定により選択した土工機械の容量・能力に応じた単価を選定する。

イ DID区間の有無

DID区間有の単価を採用する。

ウ 運搬距離の測り方

運搬距離は工事現場から処分地までの実走行距離(累計)とする(二点間の直線距離等ではない)。具体的には、適切な地図(横浜国際港都建設計画街路網図S=1:25,000等)を使用し、キルビメーターを使って計測するか、電子地図ソフトを用いて計測する。

(2) 自動車専用道路を利用する場合

建設発生土運搬費

＝建設発生土運搬単価(B0)^(ア)×数量(m3)+通行料金(単価)×延べ台数×2^(イ)

なお、自動車専用道路の扱いは、関係法令等の定義による。

ア 建設発生土運搬単価

(ア) ダンプトラックの積載量及び積込方法の選び方

別項(表 02-5 根切り等の土工別 想定土工機械一覧)の土工機械想定により選択した土工機械の容量・能力に応じた単価を選定する。

(イ) DID区間の有無

全区間通じて(一般道も含めて)、DID区間無の単価を採用する。

(ウ) 運搬距離の測り方

次のa、b、cの累計を距離とする。

a 工事現場から最寄りのインターチェンジまで

(1)ウに準じる。インターチェンジ部分は一般道として扱う。

b 自動車専用道路部分

(1)ウに準じる。

c 自動車専用道路を下りてから処分地まで

(1)ウに準じる。

イ 通行料金

自動車専用道路の通行料金は、1台当りの料金×延べ台数×2(往復分)として算出する。1台当りの料金は工事発注時の通行料金とする。複数の自動車専用道路を使う場合も、同様に算出する。

(注)通行料金は、積載量に関わらず(満載でも半分しか積んでなくても)1台ずつ支払うので、必ず台数(端数切り上げ)を元に計算する。

(3)内訳書への記載は一式計上とする。自動車専用道路を使用する場合も通行料金を含んだ形で一式計上とする。

(4)片道運搬距離が60kmを超える場合は、別途積上とする。

(5)小規模工事の運搬費は、現場状況により4t積み又は2t積みとする。

12 不用土処分費 (B0)

(1)その他の建設廃材の処分も含め不用土処分費については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」等による。

(注)国土交通省は発生土の内、処分する土を「不用土」と呼び、発生土そのものと区別している。これに対して横浜市はこれに相当する言葉を使わずに、「発生土」一語で通している。このマニュアルでは国土交通省の用語の使い方を踏襲する。

(2)指定処分、確認処分

指定処分とは「不用土等を本市が指定する処分地へ処分する」ことを、また、確認処分とは「請負人が確保する処分地へ処分すること」をいい、設計上は現場から最も近い処分地への指定処分を原則とする。

ただし、やむを得ず、確認処分とする場合の処分費は、「4t車(人力根切りの場合は2t車使用)、10Km、DID区間有」として算出する。

(3)不用土指定処分地は次のとおり(最新版を確認すること)

表 02-4 不用土処分地一覧表 (平成18年4月1日現在)

名 称	所 在 地
港湾局大黒ふ頭中継所	鶴見区大黒ふ頭内
港湾局幸浦中継所	金沢区幸浦1丁目
環境創造局幸浦中継所[広域利用対応]	金沢区幸浦1丁目
上記以外の設計図書による指定処分地	設計図書による

(注)建設発生土が1,000m³以上(地山)となる場合、または、建設発生土を広

域利用事業に供する場合には、共通仮設費に土砂検定費を積み上げる。

(2 1 共通仮設費のページを参照のこと)

(4) 内訳書への計上は、運搬費同様一式計上とする。

13 土工機械運搬費

(1) 土工機械運搬費（土工機械を運搬する運搬車費用）は根切り、埋戻し、外部盛土等の作業内容に応じ、表 02-5 の想定機械ごとに必要な回数分の運搬費を計上する。

なお、建物内部盛土は、埋戻しに使用した土工機械を継続使用して行うので、これに要する土工機械の運搬費を計上してはならない。

クラムシェル 0.6 m³を利用する場合には、分解組立費を計上する。

(2) 土工機械運搬費単価（B0）は「運搬距離 20km、往復」で作成されており、現場ごとの実際の運搬車走行距離に関わらず、共通単価を適用するものとする。

(3) 各種土工機械運搬費は、トラック 12 t 積により単価が構成されている。

表 02-5 根切り等の土工別 想定土工機械一覧

土工区分		想定機械 (m ³)
つぼ掘り及び布掘り		バックホウ 0.8
法付き総掘り		バックホウ 1.4
山留め付き総掘り	自立山留め内	バックホウ 1.4
	山留め内・切梁	バックホウ 1.4
	切梁あり・クラムシェル 0.6 m ³ 併用	バックホウ 0.45
	グラントアンカー方式	バックホウ 1.4
	グラントアンカー方式・クラムシェル 0.6 m ³ 併用	バックホウ 0.8
小規模土工		バックホウ 0.28 又は0.13

なお、共通単価は標準として、次表のようなバックホウの最大掘削深さを設定して作成されているので、施工現場の最大掘削深さに応じて想定する土工機械を設定することができる。

表 02-6 掘削深度別のバックホウ機種

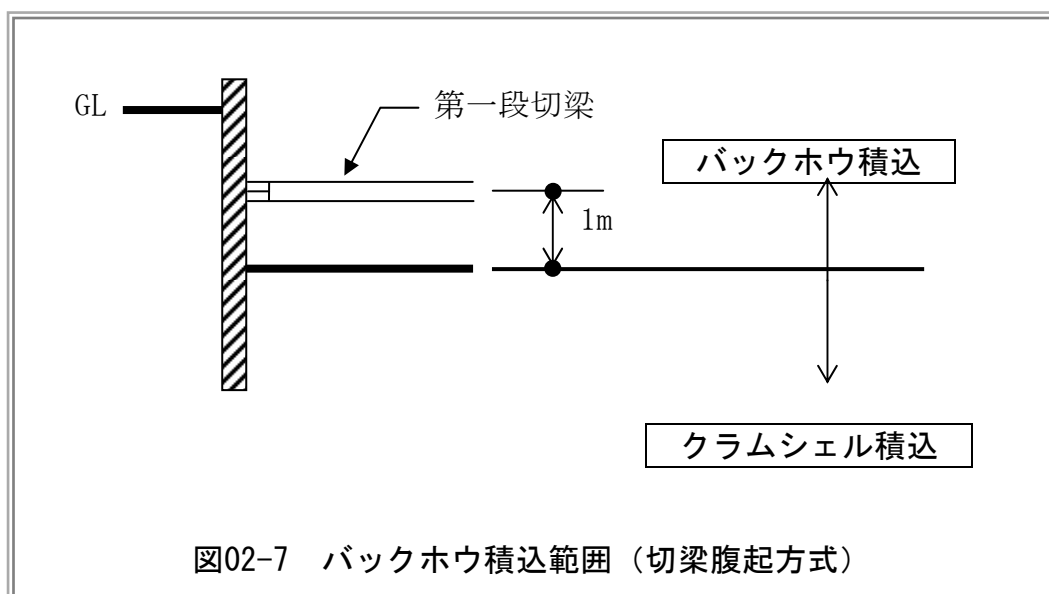
掘削機械	最大掘削深さ
バックホウ 1.4 m ³	6 m
バックホウ 0.8 m ³	5 m
バックホウ 0.45 m ³	4 m
バックホウ 0.28 m ³	3 m
バックホウ 0.13 m ³	2 m

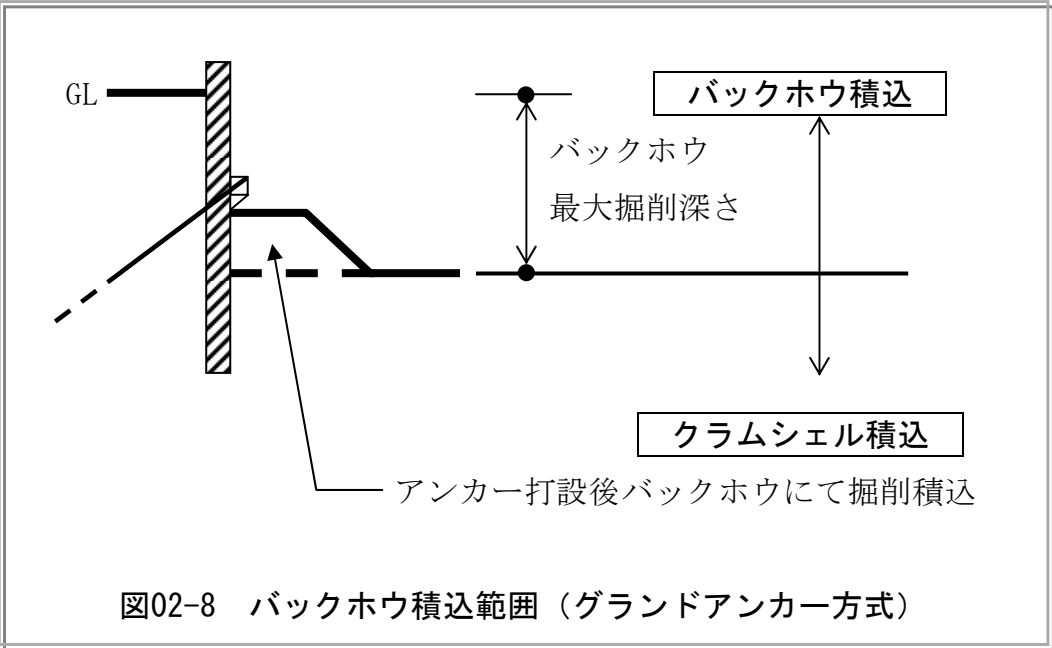
(4) 法付き総掘りの場合の想定機械について

バックホウ 1.4 m³使用を標準とし、現場状況等からその使用が困難と判断される場合には、別途考慮する。なお、根切り深さがバックホウ最大深さを超えた場合でも、斜路により運搬機械が根切り作業面まで乗り入れ出来る場合はバックホウによる積み込みとする。

(5) 法付き以外の総掘りの場合の想定機械について

切ばり腹起方式及びグラントアンカー方式のいずれかの場合、一般的にはバックホウ最大掘削深さを越えた場合、クラムシェルにより積み込むものとする。しかし、根切り面積が広く斜路により運搬機械が作業面まで乗り込める場合には、必要に応じて鉄板敷き等を計上した上で、バックホウのみによる積み込みを採用することができる。バックホウとクラムシェルを併用する場合における適用範囲は別図（図 02-7、-8）の通りとする。





03 地業工事

直近改訂 平成22年5月

1 既製コンクリート杭

既製コンクリート杭の施工単価は、「国土交通省建築工事積算基準」により算出し、見積価格等比較検討して適正な単価を採用する。

2 場所打ちコンクリート杭

場所打ちコンクリート杭の施工単価は、「国土交通省建築工事積算基準」により算出し、見積価格等比較検討して適正な単価を採用する。

3 割り石地業、砂及び砂利地業

これらの地業を行う場合、砂利地業(B0)の「再生切込砕石」の選択を標準とし、土質等からやむを得ない場合のみ割り石地業(B0)を使用する。

04-1 コンクリート工事 (新営工事)

直近改訂 平成23年5月

1 一般事項

- (1) コンクリート（新営工事）は、スランプが15cm未満又は18cmを超える場合、ポンプ圧送高が30mを超える場合は適用できない。また、外構関係工事及び改修工事でのコンクリート工事については、「04-2 コンクリート（外構工事・改修工事）」による単価を適用する。
- (2) 数量拾いの段階における打設時期の設定
打設単価を算定するための発注強度(F_h)は、設計段階で工事工程を想定し、施工方法や養生期間等を考慮した打設計画の中で、コンクリート種別、打設区分、打設部位、打設方法をそれぞれを設定し、打設毎ごとに打設時期を想定して温度補正値を加味して求める。
- (3) 使用するコンクリートは、JIS A 5308に適合するレディミクストコンクリートとする。類別はI類を原則とし、特記による。また、種類は普通コンクリートを標準とする。セメントは、土間コンクリート、捨てコンクリート、場所打ちコンクリート、外構工事、その他で早期強度を必要としない部分（防水押さえ）には、高炉セメントを使用する。
- (4) コンクリート打設単価は、部位別（躯体、基礎部、土間、S造スラブ、捨てコンクリート、防水保護コンクリート、工作物）に区分し、更に発注強度、スランプ別に算出し、それぞれ個別に設計書に計上する。
- (5) コンクリートの荷卸し地点における所要スランプの値は、基礎・基礎梁については15cm又は18cmを、柱・梁・スラブ・壁については18cmを、それぞれ原則として適用する。
- (6) 打設単価はコンクリートの発注強度(F_h)を基にして設定する。発注強度(F_h)は、以下の調合管理強度(F_m)以上とする。
調合管理強度(F_m)とは、設計基準強度(F_c)に、表04-1に示す構造体強度補正値(S)を加えた強度値である。構造体強度補正値(S)は、表04-1により、セメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定められ、想定する打設時期に応じた補正値(S)（「横浜市建築工事特則仕様書」による）を加えた強度値である。

これを数式で表すと次の通りになる。

$$F_m (\text{N/mm}^2) = F_c + S$$

表04-1 構造体強度補正值 (S) の標準値

セメントの種類	コンクリート打込みから材齢28日までの 予想平均気温 θ の範囲 (°C)	
普通ポルトランドセメント 混合セメントのA種	$8 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 8$
早強ポルトランドセメント	$5 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 5$
中庸熱ポルトランドセメント	$11 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 11$
低熱ポルトランドセメント	$14 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 14$
高炉セメントB種	$13 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 13$
フライアッシュセメントB種	$9 \leq \theta$	$0 \leq \theta < 9$
構造体強度補正值 (S) (N/mm ²)	3	6

[注] 暑中期間（日平均気温の平年値が25°Cを超える期間）における構造体強度補正值(S)は、6 (N/mm²) を原則とする。

(7) 無筋コンクリートは、原則として設計基準強度18N/mm²、スランプ18cmを適用する。

(8) コンクリート打設方法は、ブーム式ポンプ車使用を原則とするが、配管式ポンプ車使用が必要となる場合は、別途、コンクリート配管受台 (B0) 及びコンクリート配管受台運搬費 (B1) を計上し、その数量はコンクリート打設部分の床面積の合計値とする(単位：m²)。

一方、ブーム式ポンプ車使用の場合にはコンクリート配管受台は計上しない。

2 設計書に計上する数量について

(1) コンクリート工事の細目諸数量は、全て設計数量とする。

(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨体積は、鉄骨の設計数量に対し、7.85t/m³換算した数量をコンクリート数量から差引く。

3 コンクリート打設単価について（単価と単価表の解説）

(1) コンクリートの打設単価は、以下の4つの要因によって決定されるものとなっている。

- ① 発注強度 (F_h)
- ② スランプ
- ③ 打設方法（ポンプ打設、カート打設）
- ④ 打設部位（躯体、基礎部、土間、S造スラブ、捨てコンクリート、防水保護

コンクリート、工作物)

(2) コンクリートの打設単価は、コンクリート単価算定シート又は代価表により以下のA、B、Cから材工複合単価を作成し、D、Eについては、まとめて一式計上する。

- A：コンクリート材料費 [材料費のみ] (B1)
- B：コンクリート打設手間 [労務費のみ] (B0)
- C：生コンクリート補正単価 [材料費のみ] (B1)
- D：コンクリートポンプ圧送 [労務費、機械経費] (B0)
- E：コンクリートポンプ圧送 基本料金 [基本料金のみ] (B0)

(3) コンクリート打設手間 (B0) は、打設部位、打設方法及び打設量で決定される。

(4) コンクリートポンプ圧送費はコンクリートポンプ圧送 (B0) 及びコンクリートポンプ圧送基本料金 (B0) より構成される。また、その内容は次のように設定されている。

- ① コンクリートポンプ圧送は、ブーム式又は配管式のどちらにも対応している。
- ② コンクリートポンプ圧送には、機械器具費、機械運転費及び回送費を含む。
- ③ コンクリートポンプ圧送には、基本料金が含まれていないため、コンクリートポンプ圧送基本料金を加算しコンクリートポンプ圧送費として一式計上する。

4 設計書に計上するコンクリート打設単価について

(1) 打設部位による打設手間の補正

打設部位による打設手間の補正は、単価表の打設手間単価を、打設部位別を選定して使用することにより、自動的に行われる。

打設部位は①躯体、②基礎部、③土間、④S造スラブ、⑤捨てコンクリート、⑥防水保護コンクリート、⑦小型構造物の7種類とし、その運用は下記によるものとする。

① 躯体

柱、梁（基礎梁は含まない）、壁、床等の躯体の他、以下の②～⑦以外を躯体として取り扱う。

② 基礎部

基礎梁、フーチング及び耐圧盤に適用する。

③ 土間

外部犬走り等について適用する。ただし、1階土間コンクリートスラブには適用しない。

④ S造スラブ

鉄骨造で、スラブ面のみコンクリート構造としたものに適用する。

- ⑤ 捨てコンクリート
捨てコンクリートに適用する。
- ⑥ 防水保護コンクリート
防水押さえコンクリートに適用する。
- ⑦ 小型構造物
カート打設で打設可能な工作物に適用する。

(2) コンクリートポンプ圧送による1回当たり打設量の算出

- ① コンクリートポンプ圧送による1回当たり打設量の算出は、想定工事工程の中で打設計画などの適正な方法によって、それぞれの現場で打設毎に求める。
- ② 1回当たり打設量については、ポンプ車の台数に関係なく、打設計画に応じて1回で打設する数量を算出する。

(3) コンクリート打設単価の算出、選定

(1)及び(2)により求められたポンプ圧送による1回当たりの打設量に対応してコンクリート打設手間を選定し、それらに材料費を加算して m^3 当たりのコンクリート打設材工複合単価を確定する。

(4) コンクリートポンプ圧送費の算出、選定

打設単価と同様に求められた、ポンプ圧送による1回当たりの打設量に対応してコンクリートポンプ圧送(B0)単価を選定し、コンクリートポンプ圧送基本料金(B0)を加算する。

1回当たりのポンプ圧送費

$$= (1回当たりの打設量 \times \text{コンクリートポンプ圧送}) + \text{コンクリートポンプ圧送基本料金}$$

以上を算出し、設計書には、その合計をコンクリートポンプ圧送費として一式計上する。

(5) コンクリート打設単価の補正(B1)

- ① 大型工事による低減(同一強度で $2000m^3$ 以上)
大型工事による低減は当面は行わない。
- ② 高炉セメントによる低減
同一強度の普通セメント使用のコンクリート価格から減算する。
- ③ 小型車使用による割増
4トン車以下のコンクリートミキサー車しか現場に搬入できない場合に適用する。

(注) 単価の補正については、コンクリート単価算定シート又は代価表により複合単価に加算して補正する。

5 コンクリート打設単価の設定例

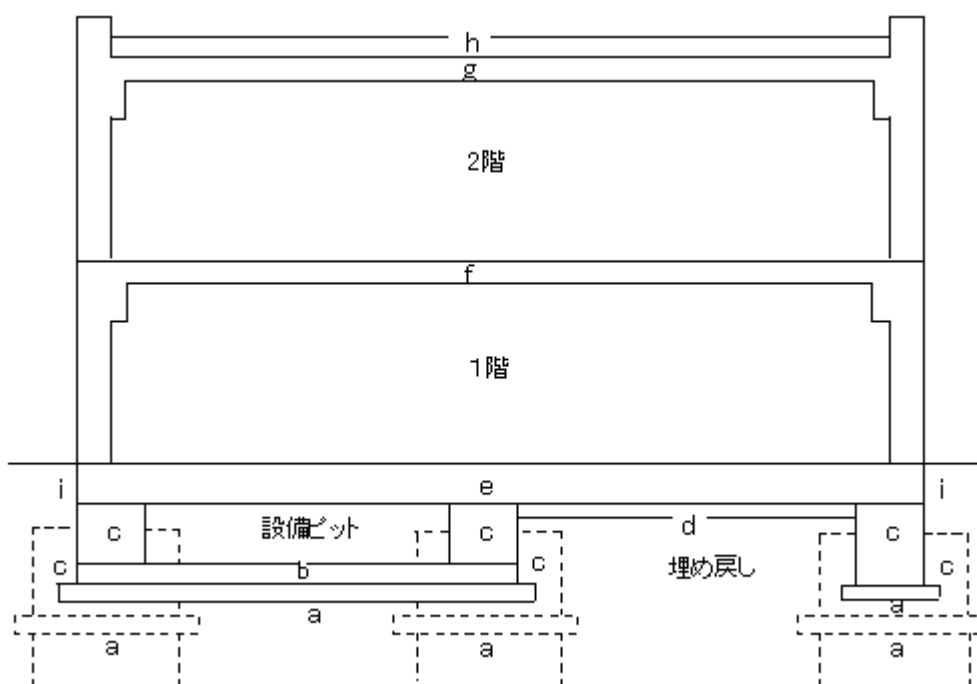
- ・ 建築概要：RC造、地上2階建、延べ面積2,000m²、建物高さ8.4m
- ・ 部位ごとの打設計画：図04-1、表04-2のとおり
- ・ コンクリート打設条件：敷地の制約なし、小型車使用による割増なし

表04-2 部位ごとの打設計画

打設部位	想定打設時期 (月日)	コンクリート種別	設計基準強度F _c (N/mm ²)	スランプ (cm)	コンクリート数量 (m ³)
a 捨てコンクリート(基礎梁下、ピット下等)	11月12日	普通 (高炉B)	(18)	18	10.2
b 地下ピット床版	12月2日	普通	21	18	51.2
c 基礎梁・フーチング	12月17日	普通	21	18	248
d 捨てコンクリート(1階土間スラブ下)	1月8日	普通 (高炉B)	(18)	18	12.4
e 1階床	1月15日	普通	21	18	152
f 1階立上り	2月22日	普通	21	18	320
g 2階立上り	3月25日	普通	21	18	311
h 防水押さえ	5月23日	普通 (高炉B)	18	18	8.8
i 犬走り	6月30日	普通 (高炉B)	18	18	15.2

注 F_c欄の括弧内は発注強度(F_h)を表す。

図04-1 部位ごとの打設計画



① コンクリート材料費の算出

打設部位	想定打設時期 (月日)	コンクリート種別	設計基準強度 F_c (N/mm^2)	構造体強度補正值 S (N/mm^2)	発注強度 F_h (N/mm^2)	スランプ (cm)
a 捨てコンクリート(基礎梁下、ピット下等)	11月12日	普通 (高炉B)	—	—	18	18
b 地下ピット床版	12月 2日	普通	21	3	24	18
c 基礎梁・フーチング	12月17日	普通	21	6	27	18
d 捨てコンクリート(1階土間スラブ下)	1月 8日	普通 (高炉B)	—	—	18	18
e 1階床	1月15日	普通	21	6	27	18
f 1階立上り	2月22日	普通	21	6	27	18
g 2階立上り	3月25日	普通	21	3	24	18
h 防水押さえ	5月23日	普通 (高炉B)	18	—	18	18
i 犬走り	6月30日	普通 (高炉B)	18	—	18	18

② 打設方法の決定

敷地の制約等、打設に影響する特殊条件がないため、いずれも「ブーム式」によるポンプ打設とする。

③ 打設部位による打ち手間の使い分け

打設部位	単価表による打ち手間の区分
a 捨てコンクリート(基礎梁下、ピット下等)	捨てコンクリート
b 地下ピット床版(耐圧盤)	基礎部
c 基礎梁・フーチング	基礎部
d 捨てコンクリート(1階土間スラブ下)	捨てコンクリート
e 1階床	躯体
f 1階立上り	躯体
g 2階立上り	躯体
h 防水押さえ	防水保護コンクリート
i 犬走り	土間

④ コンクリート単価算定シート記載例

新営工事コンクリート単価算定シート (外構・改修工事使用不可)

《分類・整理》												
番号	※①	※②	※③		※④	※⑤		※⑥=	⑦	⑧ (W)	※⑨	※⑩
	コンクリート種別	打設部位	記号	部位区分	設計基準強度 Fc	想定打設時期	構造体強度補正值 S	発注強度 Fh	スランプ	コンクリート数量	打設方法	ポンプ圧送1回当たり打設数量
					N/mm ²	年 月 日	N/mm ²	N/mm ²	cm	m ³		m ³
1	高炉B	捨てコン(ピット下等)	オ	捨てコンクリート	18	23.11.12	□ 6 □ 3 ■ 0	18	18	10.2	ブーム	□ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 ■ 50m ³ /回未満
2	普通	地下ピット床版	イ	基礎部	21	23.12.2	□ 6 ■ 3 □ 0	24	18	51.2	ブーム	□ 100m ³ /回以上 ■ 50~100m ³ /回 □ 50m ³ /回未満
3	普通	基礎梁・フーチング	イ	基礎部	21	23.12.17	□ 6 □ 3 □ 0	27	18	248	ブーム	■ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 □ 50m ³ /回未満
4	高炉B	捨てコン(土間スラブ下)	オ	捨てコンクリート	18	24.1.8	□ 6 □ 3 ■ 0	18	18	12.4	ブーム	□ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 ■ 50m ³ /回未満
5	普通	1階床	ア	躯体	21	24.1.15	□ 6 □ 3 □ 0	27	18	152	ブーム	■ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 □ 50m ³ /回未満
6	普通	1階立ち上がり	ア	躯体	21	24.2.22	□ 6 □ 3 □ 0	27	18	320	ブーム	■ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 □ 50m ³ /回未満
7	普通	2階立ち上がり	ア	躯体	21	24.3.25	□ 6 ■ 3 □ 0	24	18	311	ブーム	■ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 □ 50m ³ /回未満
8	高炉B	防水押さえ	カ	防水保護コンクリート	18	24.5.23	□ 6 □ 3 ■ 0	18	18	8.8	ブーム	□ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 ■ 50m ³ /回未満
9	高炉B	犬走り	ウ	土間	18	24.6.30	□ 6 □ 3 ■ 0	18	18	15.2	ブーム	□ 100m ³ /回以上 □ 50~100m ³ /回 ■ 50m ³ /回未満

⑤ 内訳書記載例

内訳明細書

細目	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
普通コンクリート (高炉セメントB)	$F_h=18\text{N}/\text{mm}^2$ フームスランブ°18 捨てコンクリート(ヒット下、基礎梁下等)	10.2	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート (高炉セメントB)	$F_h=18\text{N}/\text{mm}^2$ フームスランブ°18 捨てコンクリート(1階土間スランブ°下)	12.4	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート	$F_c=21\text{N}/\text{mm}^2$ 、 $F_h=24\text{N}/\text{mm}^2$ 地中ヒット床版 フームスランブ°18	51.2	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート	$F_c=21\text{N}/\text{mm}^2$ 、 $F_h=27\text{N}/\text{mm}^2$ 基礎梁・フーチング フームスランブ°18	248	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート	$F_c=21\text{N}/\text{mm}^2$ 、 $F_h=27\text{N}/\text{mm}^2$ 1階床 フームスランブ°18	152	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート	$F_c=21\text{N}/\text{mm}^2$ 、 $F_h=27\text{N}/\text{mm}^2$ 1階立上り フームスランブ°18	320	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート	$F_c=21\text{N}/\text{mm}^2$ 、 $F_h=24\text{N}/\text{mm}^2$ 2階立上り フームスランブ°18	311	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート (高炉セメントB)	$F_c=18\text{N}/\text{mm}^2$ 、 $F_h=18\text{N}/\text{mm}^2$ 犬走り フームスランブ°18	15.2	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
普通コンクリート (高炉セメントB)	$F_c=18\text{N}/\text{mm}^2$ 、 $F_h=18\text{N}/\text{mm}^2$ 防水押え フームスランブ°18	8.8	m ³	0000	000000	算定シート (又は代価表)
コンクリートポンプ 圧送費		1	式		000000	算定シート (又は別紙〇〇)

04-2 コンクリート工事 (外構工事・改修工事)

直近改定 平成19年4月

1 一般事項

- (1) コンクリート（外構工事・改修工事）〔以後「外構」と言う〕における単価は、外構関係工事及び改修工事によるコンクリート工事に適用する。
- (2) 「外構」の打設単価は、打設手間及びポンプ圧送に係わる単価と単価構成が、コンクリート（新営工事）〔以後「新営」と言う〕と異なるため、別に打設計画を設定する。
- (3) コンクリートの材料単価は「外構」、「新営」とも同じ単価を使用するので、発注強度(Fh)の設定等、材料における事項は「新営」に準ずるものとする。
- (4) コンクリート打設単価は、種類別（普通コンクリート、軽量コンクリート）及び部位別（一般、耐圧版・スラブ、土間コンクリート、捨てコンクリート、防水保護コンクリート）に区分し、更に発注強度、スランプ別に算出し、それぞれ個別に設計書に計上する。
- (5) コンクリートの所要スランプの値は15cm又は18cmとし、耐震改修工事は原則として18cmを適用する。
- (6) コンクリート打設方法は、ブーム式ポンプ車使用を原則とするが、配管式ポンプ車使用が必要となる場合は、別途、コンクリート配管受台(B0)及びコンクリート配管受台運搬費(B1)を計上し、その数量はコンクリート打設部分の床面積の合計値とする(単位：㎡)。
一方、ブーム式ポンプ車使用の場合にはコンクリート配管受台は計上しない。
- (7) 「設計書に計上する数量について」及び「コンクリート打設単価の補正については「新営」と同様に適用する。
- (8) 外構工事その他で早期強度を必要としない部分には、高炉セメントを使用する。

2 コンクリート打設単価について（単価と単価表の解説）

- (1) コンクリートの打設単価は、以下の6つの要因によって決定されるものとなっている。
 - ① 種別（普通コンクリート、軽量コンクリート）
 - ② 発注強度 (Fh)
 - ③ 打設方法（配管式、ブーム式）
 - ④ スランプ
 - ⑤ ポンプ車1台1回当たり打設量

⑥ 打設部位（一般、耐圧版・スラブ、土間コンクリート、
捨てコンクリート、防水保護コンクリート）

(2) コンクリートの打設単価は、コンクリート単価算定シートにより以下のA、B、
C、Dから材工複合単価を作成し、Eについては、まとめて一式計上する。

- A：コンクリート材料費 [材料費のみ] (B1)
B：コンクリート打設手間 [労務費のみ] (B0)
C：コンクリートポンプ車運転 [労務費、消耗品費] (B0)
D：生コンクリート補正単価 [材料費のみ] (B-)
E：コンクリートポンプ車組立て [コンクリートポンプ車回送費等]
[労務費、消耗品費及び損料] (B0)

(3) ポンプ車1台1回当たり打設量の設定について

ブーム式ポンプ車1台1回当たり打設量は、普通コンクリート、スランプ18cm
の場合、 $0\sim 270\text{m}^3$ とされている。

なお、このポンプ車1台1回当たり最大打設数量については、「国土交通省建
築工事積算基準の解説」平成15年度版（P.346「表V-5-2」）より次のように算出
できる。

- 普通コンクリート スランプ18cm
公称能力 打ち込み作業係数 1日当たり打設時間
 $80\text{m}^3/\text{h} \times 0.43 \times (6.9+1)\text{h} = 271.76 \rightarrow 270\text{m}^3$

(注) 上記以外で、ポンプ車1台1回当たり打設量が必要な場合、「国土交通省
建築工事積算基準の解説」平成15年度版（P.346「表V-5-2」）に基づき最大
打設数量を算出し決定する。

3 設計書に計上するコンクリート打設単価について

(1) 打設方法の設定

打設方法はブーム式ポンプ車による打設を原則とするが、敷地条件等によりブ
ーム式による打設が不可能な場合、配管式ポンプ車を選択できる。

(2) 打設部位による打設手間の補正

打設部位による打設手間の補正は、単価表の打設手間単価を、打設部位別に選
定して使用することにより、自動的に行われる。

打設部位は①一般、②耐圧版・スラブ、③土間コンクリート、④捨てコンク
リート、⑤防水保護コンクリートの5種類とし、その運用は下記によるものとする。

- ① 一般
柱、梁、壁、床等の躯体の他、以下の②～⑤以外を一般として取り扱う。
 - ② 耐圧版・スラブ
ベタ基礎、地下室等の耐圧版に適用する。また、スラブについては、鉄骨造でデッキプレート等の上部をコンクリートスラブとした場合に適用する。
 - ③ 土間コンクリート
外部犬走り等に適用する。ただし、1階土間コンクリートスラブには適用しない。
 - ④ 捨てコンクリート
捨てコンクリート等に適用する。
 - ⑤ 防水保護コンクリート
防水押さえコンクリートに適用する。
- (3) ポンプ車1台1回当たり打設量
- ア ポンプ車1台1回当たり打設量の算出方法
ポンプ車1台1回当たり打設量は、想定工事工程の中で打設計画などの適正な方法によって、それぞれの現場で打設毎に求める。
 - イ 1台1回当たり打設量の読み替え
ポンプ車1台1回当たりの打設量 V の値が、上限値（普通コンクリート、スランプ18cmの場合は 270m^3 ）以上となる場合は、次の変換表により改めて1台1回当たり打設量を再計算し、これを1台1回当たり打設量として読み替えるものとする。

表04-3 普通コンクリート（スランプ18cm）の場合の1回当たり打設量変換係数表

$V(\text{m}^3)$	変換係数	読み替える1台1回当たりの打設量
$270 \leq V < 540$	2	$V/2$
$540 \leq V < 810$	3	$V/3$
$810 \leq V < 1,080$	4	$V/4$
$1,080 \leq V < 1,350$	5	$V/5$
$270 N \leq V < 270(N+1)$	$N+1$	$V/(N+1)$

- (4) コンクリート打設単価の算出、選定
- (1)、(2)、(3)及び(4)により求められたポンプ車1台1回当たりの打設量に対応して打設手間、コンクリートポンプ運転費単価を選定し、それらに材料費を加算して、 m^3 当たりのコンクリート打設材工複合単価を確定する。
- (5) ポンプ車による打設以外のコンクリート打設 (B0)
- 1回当たりの打設量が少量の土間コンクリート、捨てコンクリート、防水保護

コンクリート及び小型構造物に適用する。

人力打設及びシュート打設とし、下記の場合等に適用する。

- ① 独立基礎、布基礎の捨てコンクリート等の場合
- ② 土間、防水押さえ等で断続的な打設の場合
- ③ 小型排水ます等で断続的な打設の場合

(注) 人力打設及びシュート打設は労務費のみの単価であり、共に材料費は含まれない。

(6) その他

- ① コンクリート打設手間には、打込み準備費を含む。
- ② 先送りモルタル及び予備コンクリートポンプ車は、コンクリートポンプ車組立て及びコンクリートポンプ車運転に含まれている。
- ③ 内訳書への記載については、コンクリート単価算定シートより算出した複合単価を各打設別に計上し、コンクリートポンプ組立はコンクリート打設準備費として、まとめて一式計上する。

05 型枠工事

直近改訂 平成23年5月

1 一般事項

- (1) 型枠(B0・B1)単価には、運搬費が含まれていないので、型枠運搬費(B0)を別途計上する。
- (2) 床型枠用鋼製デッキプレート（フラットデッキ）等を使用する場合は、別途積算する。
- (3) 躯体支保工は、専用仮設としてではなく直接仮設工事において計上する。
- (4) 小型構造物の型枠は、工作物の基礎等で1ヶ所あたり1m³程度のコンクリート量で点在する構造物、もしくは高さ1m程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。

2 型枠(B0・B1)

- (1) 型枠施工単価の分類は表05-1による。

表05-1 型枠(B0・B1)の分類

種 別		普通合板型枠	打放合板型枠 A種	打放合板型枠 B種	打放合板型枠 C種
構造等	施工部位				
ラーメン 構 造	基礎部	*	—	*	*
	地下軸部	*	*	*	*
	地上軸部	*	*	*	*
壁 式 構 造	基礎部	*	—	*	*
	地上軸部	*	*	*	*
曲 面	曲面 (注) 1	*	—	*	—
工作物		*	—	*	*

*単価有り —単価無し

(注) 1. 円筒型枠は除く（(3)による）。

- (2) 型枠目地棒(B0)は、別途計上する。
- (3) 円筒(紙製)型枠は見積りまたは刊行物により単価を設定する。
- (4) 打放し型枠については下記の事項を注意する。

- ① 打放し型枠の種別は表05-2による。

表05-2 打放し仕上げの種別(「標仕」表6.2.3)

種別	コンクリート面の仕上がり程度など	参 考	備 考
A種	目違い、不陸等の極めて少ない良好な面とする。	化粧打放し又は塗装仕上程度を施すコンクリート表面に適用する。せき板は「コンクリート型枠用合板の日本農林規格」による表面加工品程度とする。	
B種	目違い、不陸等の少ない良好な面とし、グラインダー掛けなどにより平滑に調整されたものとする。	仕上塗材を施すコンクリート表面に適用する。せき板は「コンクリート型枠用合板の日本農林規格」によるB-C程度とする。	

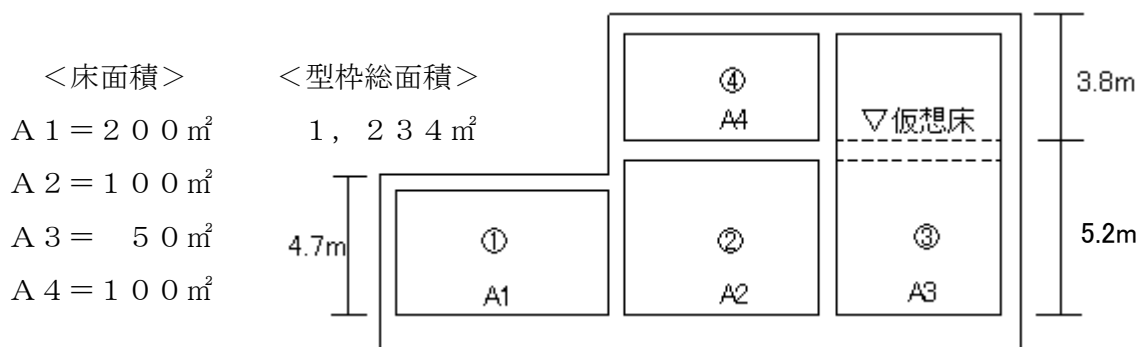
C種	打放しのままで、目違いばらいを行なったものとする。	せき板は、「コンクリート型枠用合板の日本農林規格」によるB-C程度とする。	
----	---------------------------	---------------------------------------	--

② 打放し型枠の単価は標準的な面木を含んでいるが、大面木とする場合には別途計上する。

(5) コンクリート打設高さ（吹き抜け等がある場合で途中で打ち継ぎが生じる時は、その打ち継ぎ位置〔仮想床〕までの高さをいう）が4.5mを超える部分は、作業性及び型枠のサポート等が異なるため、階高補正として補正額を加算する。補正単価（B1）は、コンクリート打設高さが4.5mを超え5m以下の場合と5mを超える場合にわけられている。なお、補正金額は型枠単価に補正単価を加算するのではなく、補正額のみを別紙明細にてまとめ一式計上する。

各部分のコンクリート打設高さがそれぞれ異なる場合は、以下の例に示す方法により所定の計算を行い補正金額を算出する。（図05-1、表05-3、表05-4参照）

図05-1 階高が異なる場合の型枠補正の例



コンクリート打設高さが異なる部分ごとの床面積（A m²）と打設高さ（B m）、施設全体の型枠総面積（Σ E m²）を求め、学校施設の場合は表05-4、その他の施設の場合は表05-3の方法により補正が必要となる部分の型枠面積（E m²）を仮想計算し、階高補正額を算定する。

表05-3 住宅及び庁舎施設の算定例〈空m³按分〉

階	部分名 (室名)	床面積 A (m ²)	打設高 B (m)	空m ³	重率(空m ³)	型枠面積 E (m ²)	階高補正(円)	階高補正(円)
				C (m ³)	D (%)		(4.5mを超え 5m以下)	(5mを超える)
				[A×B]	[C/ΣC]	[ΣE×D]	E×B1-000000	E×B1-000000
1	①	200	4.7	940	41.0	506	506×B1-000000	
	②	100	5.2	520	22.7	280		280×B1-000000

	③ (仮想床下)	50	5.2	260	11.4	141		141× B1-000000
2	③' (仮想床上)	50	3.8	190	8.3	102	補正無し	補正無し
	④	100	3.8	380	16.6	205	補正無し	補正無し
合計(Σ)		500		2,290	100.0	1,234	X	Y

階高補正合計額	X + Y (円)
---------	-----------

→ 一式計上

〈①部分の型枠面積の計算例〉

空 m^3 (C) : $200m^2 \times 4.7m = 940m^3$

重率 (D) : $940m^3 \div 2,290m^3 = 0.41 \rightarrow 41.0\%$

型枠面積 (E) : $1,234m^2 \times 0.41 = 505.94 \rightarrow 506m^2$

表05-4 学校施設の算定例〈床面積按分〉

階	部分名 (室名)	床面積 A (㎡)	打設高 B (m)		重率(床面積)	型枠面積	階高補正(円)	階高補正(円)
					D (%)	E (㎡)	(4.5mを超え 5m以下)	(5mを超える)
					[A/ΣA]	[ΣE×D]	E×B1-000000	E×B1-000000
1	①	200	4.7		40.0	494	494× B1-000000	
	②	100	5.2		20.0	247		247× B1-000000
	③ (仮想床下)	50	5.2		10.0	123		123× B1-000000
2	③' (仮想床上)	50	3.8		10.0	123	補正無し	補正無し
	④	100	3.8		20.0	247	補正無し	補正無し
合計(Σ)		500			100.0	1,234	X	Y

階高補正合計額	X + Y (円)
---------	-----------

→ 一式計上

〈①部分の型枠面積の計算例〉

重率 (D) : $200m^2 \div 500m^2 = 0.40 \rightarrow 40.0\%$

型枠面積 (E) : $1,234m^2 \times 0.40 = 493.6 \rightarrow 494m^2$

3 打放し面補修(B0)

打放し面補修A、B及びC種は、それぞれ使用する型枠の仕上げA、B及びC種(表05-2)に対応している。

なお、単価表の摘要欄は表05-6のとおりである。

表05-6 打放し面補修の単価表摘要欄

摘要
A種 コーン処理 目違いばらい無
B種 コーン処理 部分目違いばらい
B種 コーン処理無 部分目違いばらい
C種 コーン処理無 全面目違いばらい

06 鉄筋工事

直近改定 平成23年5月

1 一般事項

- (1) 鉄筋・型枠足場及び足場の運搬費は、専用仮設としてではなく直接仮設工事において計上する。
- (2) 小型構造物の鉄筋加工・組立は、工作物の基礎等で1ヶ所当たり1m³程度のコンクリート量で点在する構造物、若しくは、高さ1m程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。また、現場加工を標準とする。

2 設計書に計上する数量について

- (1) 鉄筋材の数量は所要数量(設計数量に対し標準割増率4%を乗じた数量)とする。ただし、スパイラルフープに限り設計数量とする。
- (2) その他、鉄筋加工組立(B0・B1)は設計数量とし、圧接はサイズごとに計上する
- (3) 標準割増率4%は、鉄筋の継手位置が6～7mの建物等の場合を想定しているため、連続地中壁等でこれより長い鉄筋の継手位置が特記してある場合には、割増率を考慮する必要がある。(例：鉄筋の継手位置が10m程度の場合、所要数量を求めるための割増率を3%程度とする。)
- (4) 鉄筋加工組立(B0)は「RCラーメン構造」、「RC壁式構造」または「SRCラーメン構造」から、建物の主たる構造により決定し計上する。なお、スパイラルフープ、S造の床及び梁貫通補強については別途それぞれ計上する。
- (5) 改修工事及び耐震補強工事での鉄筋加工組立については、鉄筋加工組立「改修用」(B1)を使用する。
- (6) スクラップ数量は次により算出し、スクラップ控除は一式で計上する。ただし、所要数量が30t未満の場合は計上しない。なお、スクラップ控除に用いる単価(B1)は、「新設用 異形棒鋼・丸鋼等」区分のものを適用する。
$$\text{スクラップ量} = (\text{所要数量} - \text{設計数量}) \times 0.7$$
- (7) 鉄筋の継手位置は基準で別に定める場合は除き、計測・計算した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6mごとに、径16mm以上の鉄筋は7mごとに継手があるものとする。(公共建築数量積算基準p13, 通則・各部分の計測を参照する)

3 設計書で使用する複合単価について

- (1) 普通鉄筋(B1)及び異形鉄筋の単価(B0)は、材料費のみの単価である。

- (2) スパイラルフープの材料費は、積算時の刊行物による。また、RC造にスパイラルフープを採用する場合の鉄筋の組立単価は、「鉄筋加工組立 RCラーメン構造 スパイラルフープ (組立のみ) 」(B1)を用いる。
- (3) 鉄筋加工組立単価(B0・B1)には、スペーサー及び結束線が含まれている。
- (4) 鉄筋ガス圧接の単価(B0)は、材工共の単価である。
- (5) 鉄筋加工組立(B0・B1)には運搬費は含まれていないため、鉄筋運搬費(B0)を別途計上する。
- (6) 圧接試験費は率計上の共通仮設費で「その他」の項目に含まれている。

〇 七 鉄骨工事

直近改定 平成23年5月

1 一般事項

(1) 数量について

① 設計数量

図面より拾った数量のこと。建て方・現場加工・単価算定・鉄骨加工組立・工場塗装・機械器具・高力ボルト締付け等の数量に用いる。ただし、これには高力ボルト・普通ボルト・アンカーボルト・ターンバックルの重量は含めない。

② 所要数量

鋼材は、規格、形状、及び寸法ごとに分けた所要数量(t)で計上する。所要数量は「公共建築数量積算基準」により、設計数量に対する割増率を乗じて算出する。

下記数値はその割増率である。

※割増率

形鋼・鋼管・平鋼	5%
広幅平鋼及び鋼板(切板)	3%
ボルト類	4%
アンカーボルト類	0%
デッキプレート	5%

③ スクラップ控除(B1)

スクラップ控除は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とする。なお、スクラップ控除に用いる単価(B1)は、「新設用 H形鋼、鋼管、鋼板等」区分のものを適用する。

④ 軽微な鉄骨工事は、金属工事等で計上することができる。具体的には、鉄骨加工工場で見積りを取る場合(設備架台、既製鉄骨階段等)は別工種で計上する。

⑤ 一式計上する項目について

スクラップ控除・高力ボルト締付・アンカーボルト埋込み・柱底均しモルタル・軽量形鋼構造は、それぞれ一式で計上する。

⑥ 鉄骨足場(B0)、金網張り(水平張り)(B0)、安全ネット水平張り(B0)

鉄骨足場は単管つり足場を想定している。数量は鉄骨造部分の延べ面積とする。なお、鉄骨足場を使用する場合は、金網張り(水平張り)または安全ネット水平張りを必ず計上

する。(金網張り(水平張り)及び安全ネット水平張りの単位㎡は、延べ㎡と読み替える。)

鉄骨足場、金網張り(水平張り)及び安全ネット水平張りの仮設材については、別途運搬費(B0)を一式計上する。鉄骨足場の仮設材運搬は、節数に応じた単価を使用し、それぞれ延べ㎡で計上する。

(2) 単価設定

① 積算基準の適用範囲

鉄骨建て方は、鋼材総使用量が250～500t程度の低層及び中層の建物に適用する。大規模な建物や特殊な建物においては、専門工事業者の見積等を参考にする。

② 鋼材費のエキストラの採用基準は、「建設物価」等の刊行物に準じるものとする。

③ 鉄骨材料(B1)は資材費のみの単価である。

2 工場加工組立て

(1) 鉄骨工場加工組立費は専門工事業者の見積価格などを参考にして決定する。

(2) 鉄骨工場加工組み立ては、鋼材の設計数量(t)で計上し、ボルト類の数量は含まないものとする。

(3) 副資材費及び溶接材料・溶接費は、鉄骨工場加工組み立ての複合費に一式で計上する。

(4) 溶接部の超音波探傷試験

溶接部の超音波探傷試験費は、第3者機関に委託し、見積りにより共通仮設費に積上げ一式計上する。

3 鉄骨建て方(B0)

(1) 鉄骨建て方費は見積と「公共建築工事積算基準」による価格を比較検討し、適正な価格を採用する。

「公共工事積算基準」により算出する場合は、別途作成されている計算シート等を参考に算出する。

(2) 建て方費には、現場における取卸し・仮締め及びひずみ直しが含まれている。

(3) 鉄骨建て方の低層とは3階建以下、中層とは6階建以下の場合で、延べ㎡当たりの設計数量が90kg～110kg、かつ合計数量が250t～500tの場合適用する。

(4) 建て方機械運転費(B1)は計算シートにより算出し、見積と比較検討し適正な価格を採用する。

4 高力ボルトの締付け(B0)

日本工業規格JIS形高力ボルトの締付け単価には、締付け検査費が含まれている。

5 現場溶接 (B0)

現場溶接は、半自動溶接のすみ肉溶接脚長6mm(換算)を標準とする。

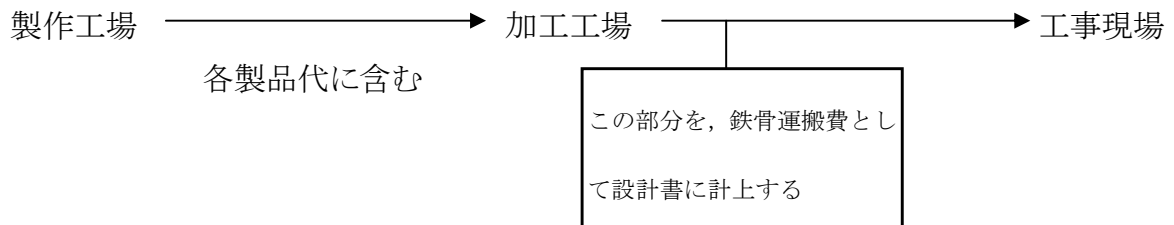
6 アンカーボルト取付け (B0)

取付け手間には「標仕」の補強は含まれていないので、フレーム材を用いる場合には別途単価を定めるものとする。

7 鉄骨運搬費 (B0)

(1) 鉄骨加工工場より工事現場までの距離は、市内一律10kmと想定する。

(2) 鉄骨運搬費の計上区分



8 鉄骨錆止め塗装 (B0)

鉄骨材料 t 当たりの塗装面積を算出の上、この値と工場塗装単価摘要欄とを比較し直近単価を採用する。数量は、下地種別及び鋼材面、メッキ面の別ごとに区分する。

なお、当然ながら鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は計上してはならない。

08 既製コンクリート工事(組積工事)

直近改訂 平成22年5月

1 補強コンクリートブロック帳壁 (B0)

(1) 補強コンクリートブロックは、圧縮強さによる区分(08・12・16)や透水性による区分(普通ブロック・防水ブロック)がある。設計書にはこれらの区分、厚さごとにそれぞれ計上する。

(2) 補強コンクリートブロックは帳壁に適用する。耐力壁の場合にはコーナー補強筋、コーナー現場コンクリートを別途計上して準用することができる。

(3) コンクリートブロックの m^2 単価は、充填コンクリート及び鉄筋・目地モルタルを含んだ材工共の単価である。

(4) 化粧積みの場合は、片面化粧積み・両面化粧積みに区分し、コンクリート化粧積み加算(B0)を別途計上する。

2 防水立ち上がり保護層(れんが押さえ) (B0)

(1) 塗り下の場合や、小規模で見え隠れとなる部分に適用する。

(2) 目地用、充填用モルタルの材工は単価に含まれている。立ち上がりモルタルは左官工事で別途計上する。

(3) れんがの種類は、普通れんが又はモルタルブロック(セメントれんが)とする。なお、設計書には積み方(半枚積み・一枚積みなど)を明示する。

3 プレキャストコンクリート, ALCパネル

単価は見積による。

09 防水工事

直近改訂 平成23年5月

1 アスファルト防水 (B0)

- (1) 施工箇所により、平場、立上り部に使い分ける。
- (2) 次に記すものは単価に含まれていないので別途計上する。
 - ・防水下地コンクリート面の入隅、出隅の面取り
 - ・成形伸縮目地材・緩衝材
 - ・ALCパネル、PC版等の継目処理
- (3) 概略仕様は、表09-1に示すとおりである。なお、詳細については「標仕」を参照のこと。

表09-1 アスファルト防水の仕様と区分

名称	工法	種別	区分	アスファルト種類
屋根保護防水層	密着工法	A-1	平場	3種
		A-2	立上り部	
	密着断熱工法	AI-1	平場	
		AI-2	立上り部	
	絶縁工法	B-1	平場	
		B-2	立上り部	
	絶縁断熱工法	BI-1	平場	
		BI-2	立上り部	
屋根露出防水層	絶縁工法	D-1	平場	
		D-2	立上り部	
地下室、貯水槽 及び屋内防水層	密着工法	E-1	平場	
		E-2	立上り部	

(注) 従来のアスファルト防水3層はA-2である。

2 シート防水

シート防水単価は見積により単価を設定することを原則とする。

3 シーリング

- (1) シーリング材の種類と被着体の組み合わせは、表09-2に示す通りである。
- (2) ワーキングジョイント（二面接着）、ノンワーキングジョイント（三面接着）の区分は「建築工事監理指針」（平成19年度版 シーリング 9.6.2 適用範囲 (d)用語の説明 pp.828～829）を参照。
- (3) シーリング材の断面寸法を設計書に明記すること。

表09-2 シーリング材の種類と被着体の組み合わせ(「標仕」表9.6.1を参考)

被着体の組み合わせ			シーリング材の種類 (注) 1	
			記号	主成分による区分
金 属	金 属	方位目地	SR-2	シリコーン系
		上記以外の目地	MS-2	変成シリコーン系
	コンクリート			
	ガ ラ ス		SR-1	シリコーン系
	石、タイル		MS-2	変成シリコーン系
	A L C	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり(注) 2	PU-2	ポリウレタン系
	押し出し成形セメント板		MS-2	変成シリコーン系
ガ ラ ス	ガ ラ ス		SR-1	シリコーン系
石	石	外壁乾式工法の目地	MS-2	変成シリコーン系
		上記以外の目地	PS-2	ポリサルファイド系
コンクリート	プレキャストコンクリート		MS-2	変成シリコーン系
	打 継 ぎ 目 地	仕上げなし	PS-2	ポリサルファイド系
		仕上げあり(注) 2	PU-2	ポリウレタン系
	ひび割れ誘発目地		PU-2	ポリウレタン系
	石、タイル		PS-2	ポリサルファイド系
	A L C	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり(注) 2	PU-2	ポリウレタン系
	押し出し成形 セメント板	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
仕上げあり(注) 2		PU-2	ポリウレタン系	
A L C	A L C	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり(注) 2	PU-2	ポリウレタン系
押し出し成形 セメント板	押し出し成形 セメント板	仕上げなし	MS-2	変成シリコーン系
		仕上げあり(注) 2	PU-2	ポリウレタン系
タ イ ル	タ イ ル		PS-2	ポリサルファイド系
アルミニウム建具等の工場シール(注) 3			PS-2	ポリサルファイド系

- (注) 1 シーリング材の種類は、JIS A 5758(建築シーリング材) による。
- 2 「仕上げあり」とは、シーリング材表面に仕上げ塗材、塗装等を行う場合を示す。
- 3 現場施工のシーリング材と打継ぎが発生する場合の工場シーリング材を示す。
- 4 材料引張強度の低いものは、50%モジュラスが材料引張強度の1/2以下のものを使用する。なお、被着体がA L Cパネルの場合は、50%モジュラスが0.2N/mm²以下とする。
- 5 異種シーリング材が接する場合は、監督職員と協議する。

(3) シーリング（ポリサルファイド系シーリング材）の使用上の注意事項

ポリサルファイド系シーリング材は、製品によっては石目地の周辺を赤色又は、黄色に汚染する場合がありますため、使用にあたっては注意すること。同様に、シーリング材の表面の吹付け材を変色させる場合が多いので、吹付け塗装の場合も注意すること。

10 石工事

直近改訂 平成22年5月

1 一般事項

(1) 施工手間 (B0)

一般工法による材種、形状別の積み手間、張り手間、取付手間を示した物で引き金物及び下地ごしらえ用鉄筋等、並びにセメント砂等の補足材を含んでいる。

(2) モルタルの調合及び目地幅は、表10-1による。

表10-1 モルタルの調合（容積比）及び目地幅

材料 施工箇所	セメント	砂	目地幅の標準
化粧目地	1	0.5	屋外の壁は6～12mm
裏込めモルタル	1	3	屋内の壁は0～6mm
敷きモルタル	1	4	花こう岩類は3～6mm 大理石は0～6mm

(3) 引き金物、だぼ及びかすがいは、ステンレス（SUS304）製とする。

(4) 見積比較

石工事の材料単価は、専門工事業者の見積価格及び定期刊行物を共通単価等と比較検討し、適正な価格を採用する。

(5) 設計書に石種、厚さ、形状寸法、表面仕上げを明記すること。

1 1 タイル工事

直近改訂 平成22年5月

1 一般事項

- (1) 特注品以外の単価は材工共である。
- (2) タイルの区分は、表11-1による。
- (3) 役物タイルは平タイルと区分して計上する。単位は役物タイルはm、平タイルはm²で算出する。

表11-1 タイルの区分 (H19「積算基準」の解説 11-3)

きじの質による区分	呼び名による区分				うわぐすりの有無	
	内装タイル	外装タイル	床タイル	モザイクタイル	無	有
磁器質タイル	○	○	○	○	○	○
せっき質タイル	○	○	○	—	○	○
陶器質タイル	○	—	—	—	○	○

(注) モザイクタイルとは平物の表面の面積が50cm²以下のタイルをいう。

2 タイル単価

常備品及び注文品単価の運用は特記による。特記なき場合は「常備品」単価とする。特注品を使用する場合は、複合単価に特注タイル単価を加算計上する。

表11-2 タイルの生産区分

生産区分	標準品		特別注文品
	常備品	注文品	
区分内容	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーの規格があり、在庫があるもの ・計画生産ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーの規格による ・見本焼きを行わず、注文を受けてから生産するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・全く新しい特別の仕様(形状、色、材質等)に基づいて製作されるもの ・見本焼きのあと生産されるもの

3 タイル張り工法

壁タイル単価に係わるタイル張り工法は特記による。張り付け材料の塗り厚は、表11-3による。

表11-3 タイル張り工法と張付け材料の塗り厚（「標仕」表11.3.2）

タイルの種別	タイルの大きさ	工 法	張付け材料		
			種 類	塗り厚	備 考
内装タイル	—	改良積上げ張り	モルタル	13~18	1枚ずつ張付ける
		壁タイル接着剤張り	有機質接着剤	2~3 (注)	—
外装タイル	小口以上 二丁掛け以下	密着張り	モルタル	5~8	1枚ずつ張付ける
		改良積上げ張り	同 上	4~7	同 上
		改良圧着張り	同 上	下地側4~6 タイル側3~4	同 上
内装タイル 以外のユニ ットタイル	25mmを越え 小口未満	マスク張り	同 上	3~4	ユニット ごとに 張付ける
	小口未満	モザイクタイル張り		3~5	

(注) 壁タイル接着剤張りの張付け用材料の塗り厚はくし山部の高さとする。

1 2 木工事

直近改訂 平成22年5月

1 施工手間 (B0)

- (1) 一般工法による各部位の材料に対する加工、取付手間等を示したもので、釘、金物を含んでいる。
- (2) 施工手間の算定については、加工組立手間として一式計上する。
- (3) 一般木材による内部木工に適用し、集成材には適用しない。
- (4) 上記以外の高価な木材の使用、特殊工法（枠組壁工法等）等による場合は、専門工事業者の見積価格等による。

2 材料費 (B1)

- (1) 構造材・造作材・板材等に分類し、材種・等級・形状(平角・正角・平割・正割)別に所要数量を計上する。
- (2) 木材、材積の算出は建築数量積算基準による。
- (3) 構造材は設計寸法をmに切り上げた所要長さに断面を乗じて体積を求め、さらに5%の割増しをする。
- (4) 造作材は図面表示がひき立て寸法か、仕上がり寸法か確認する。
仕上がり寸法の場合、片面削りの場合3mm、両面削りの場合5mmを加えた寸法をひき立て寸法とする。
内法寸法の長さに仕口加工のための10%を加えた長さを材の長とし断面を乗じて体積を求め、更に5%の割り増しをする。

1 3 金属工事

直近改訂 平成22年5月

1 軽量鉄骨壁下地 (B0)

- (1) 適用は、スタッドの高さによる区分に応じた種類とする。
- (2) 開口補強は別途に一式計上する。

表13-1 スタッド、ランナーなどの種類（「標仕」表14.5.1）（単位：mm）

部材 など 種類	スタッド	ランナー	振止め	出入口及びこれ に準ずる開口部 の補強材	補強材取 付用金物	スタッドの 高さによる 区分
50形	50×45×0.8	52×40×0.8	19×10×1.2	—	—	高さ2.7m以下
65形	65×45×0.8	67×40×0.8	25×10×1.2	C-60×30×10×2.3	L-30×30×3	高さ4.0m以下
90形	90×45×0.8	92×40×0.8		C-75×45×15×2.3	L-50×50×4	高さ4.0mを超 え4.5m以下
100形	100×45×0.8	102×40×0.8		2C-75×45×15×2.3		高さ4.5mを超 え5m以下

- (注) 1 ダクト類の小規模な開口部の補強材は、それぞれ使用した種類のスタッド又はランナーとする。
- 2 スタッドの高さに高低がある場合は、高い方を適用する。
- 3 50形は、ボード片面張りの場合に適用する。
- 4 スタッドの高さが5.0mを超える場合は、特記による。

2 軽量鉄骨天井下地 (B0)

- (1) 特記なき限り、屋内は19形、屋外は25形を標準とする。
- (2) 表面張り材により、野縁間隔@225、@300、@360の種別毎に計上する。
- (3) 天井のふところが、外部1.0m以上、内部1.5m以上の場合は、軽量鉄骨天井下地振止め補強加算 (B0) を計上する。
- (4) 軽量鉄骨天井開口部補強(ボード等切込み共) は別途に一式計上する。開口部の大きさの適用は周長が同程度であれば、準用する。

『例』

600×1200→900×900

600×2400→300×2500

600×3600→300×3600

3 マンホールふた (B0)

鋳鉄製の単価である。

4 化粧マンホールふた (B0)

鋳鉄製充填用の単価である

5 鋼製・鋳鉄製・ステンレス製グレーチング (B0)

(1) 単価表中の記号については、表13-2による。

表13-2 単価表記号の目安

歩行用	歩行者程度
T-2	乗用車程度
T-6	4 tトラック程度
T-14	緊急車両程度
T-20	大型トラック

(2) グレーチング柵ふた、グレーチング溝ふたについては、各々柵巾、溝巾の表示をする。

1 4 左官工事

直近改訂 平成23年5月

1 市場単価の一般事項

(1) 市場単価の適用範囲

左官の市場単価は建築構造物等のコンクリート面直均し仕上げ及びモルタル塗り仕上げ等に適用する。なお、単価には新営用と改修用がある。

(2) 市場単価の適用範囲外

左官の市場単価は、以下の場合には適用しない。

- ① コテを用いない特別な工法や調合及び特殊な混和剤や骨材を使用する場合。
- ② 複雑な形状やコテ模様を意匠的に用いる仕上げ等。

(3) 市場単価に含まれる内容

セメント・細骨材等の主要材料、労務単価、下請経費以外に、一般的な混和材、目地棒、定規等の補助材、場内小運搬(水平小運搬)を含む。

2 モルタル塗り

(1) モルタル塗りの調合

モルタルの調合及び塗厚は、表14-1を前提としている。

表14-1 モルタル塗りの調合(容積比)及び塗圧の標準値等(「標仕」表15.2.3)

下地	施工箇所		下塗り		むら直し		上塗り			塗厚の標準値(mm)
			ラスこすり		中塗り		セメント	砂	混和材	
			セメント	砂	セメント	砂	セメント	砂	混和材	
コンクリート	床	仕上げ	—	—	—	—	1	2.5	—	30
		張物下地	—	—	—	—	1	3	—	
コンクリート ブロック	内 壁		1	2.5	1	3	1	3	適量	20
		(注)1								
れんが	外壁その他 (天井の類を除く)		1	2.5	1	3	1	3	—	25以下
ラスシート	内 壁		1	2.5	1	3	1	3	適量	15
		(注)1								
メタルラス	外 壁		1	2.5	1	3	1	3	—	20
コンクリート コンクリート ブロック	建具枠回り充填、 ガラスブロックの 金属枠回り充填		セメント1：砂3 雨掛り部分は防水剤及び必要に応じて凍結防止剤入りとする。ただし、塩化物を主成分とする防水剤又は凍結防止剤は用いない。なお、モルタルに用いる砂の塩分含有量は、NaCl換算で、0.04%(質量比)以下とする。							

- (注) 1 内壁下塗り用軽量モルタルを使用する場合は、細骨材を砂に代えてセメント混和用軽量発泡骨材とし、塗厚を5mm以内とすることができる。
 2 ラスこすりの場合は、必要に応じて、すさを混入することができる。
 3 ラス付けは、ラスの厚さより1mm程度厚くする。
 4 ラス付けは、塗厚に含まれない。
 5 ビニル床シート、ビニル床タイル等の場合は、床モルタルの塗厚には、張物材の厚さを含む。

(2) モルタル下地の仕上げ

モルタル下地の仕上げの種類は、施工箇所及び仕上げ塗材の種類に応じて、表14-3及び表14-4を標準とする。

表14-2 仕上げの種類（「標仕」表15.2.4）

仕上げの種類	施 工 箇 所
金ごて	一般塗装下地、壁紙張り下地、防水下地、内装タイル接着剤張り下地
木ごて	タイル下地
はけ引き	—————

(注) 1 仕上塗材下地の場合は、表14-3による。

表14-3 仕上塗材の種類に応じたモルタル下地の仕上げ（「標仕」表15.5.3）

仕上塗材の種類 (呼び名)	モルタル下地の仕上げ			備 考
	はけ引き	金ごて	木ごて	
外装薄塗材 S i、外装薄塗材 E、外装薄塗材 S、 内装薄塗材 S i、内装薄塗材 E、内装薄塗材 W 外装厚塗材 S i、外装厚付塗材 E、 内装厚塗材 S i、内装厚付塗材 E、 複層塗材 C E、複層塗材 S i、 複層塗材 E、軽量骨材仕上塗材	○	○	○	薄塗材の場合 は金ごて 又は木ごて
内装薄塗材 C、内装薄塗材 L、外装厚塗材 C、 内装厚塗材 C、内装厚塗材 L、内装厚塗材 G	○	—————	○	薄塗材の場合 は木ごて
可とう形外装薄塗材 S i、可とう形外装薄塗材 E、 防水形外装薄塗材 E、可とう形複層塗材 C E、 複層塗材 R E、複層塗材 R S、 防水形複層塗材 C E、防水形複層塗材 E、 防水形複層塗材 R E、防水形複層塗材 R S	—————	○	—————	—————

(3) モルタルポンプ圧送

床モルタル ポンプ圧送(B1)は、モルタル1回の施工数量が50㎡以上あるときに計上する。

(4) 壁モルタル塗り

タイル下地の壁モルタル塗り(B0、B1)は、それぞれ表14-4に示すタイル種類・工法により、採用単価を決定する。

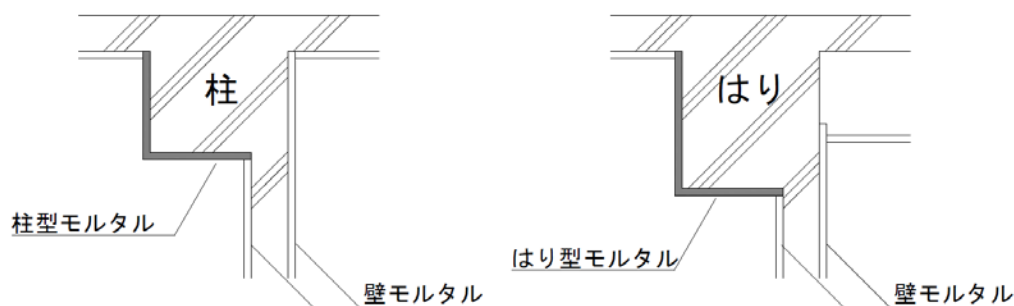
表14-4 タイル種類・工法と採用単価

	タイル種類	工法	壁モルタル塗り摘要(B0、B1)
内 壁	小口・二丁掛	改良積上張り	木ごと 内装タイル改良積上張り下地
		密着張り	金ごと 内壁小口タイル下地 厚11
		改良圧着張り	金ごと 内壁小口タイル下地 厚11
		圧着張り	金ごと 内壁小口タイル下地 厚11
	100角・150角	改良積上張り	木ごと 内装タイル改良積上張り下地
		接着剤張り	金ごと 内装タイル接着張り下地
		密着張り	金ごと 内壁小口タイル下地 厚11
	150角を越えるタイル	改良積上張り	木ごと 内装タイル改良積上張り下地
		密着張り	金ごと 内壁小口タイル下地 厚11
	エッジタイル (50角、50 二丁掛、ニュー小口)	マスク張り	木ごと 内壁エッジタイル下地 厚15
		接着剤張り	金ごと 内装タイル接着張り下地
		エッジタイル (25角以下)	モザイクタイル張り
接着剤張り			金ごと 内装タイル接着張り下地
外 壁	小口・二丁掛	密着張り	木ごと 外壁小口タイル下地 厚16
		改良積上張り	木ごと 外壁小口タイル下地 厚16
		改良圧着張り	木ごと 外壁小口タイル下地 厚16
		圧着張り	木ごと 外壁小口タイル下地 厚16
	100角・150角	密着張り	木ごと 外壁小口タイル下地 厚16
	150角を越えるタイル	改良積上張り	木ごと 外壁小口タイル下地 厚16
	エッジタイル (50角、50二丁 掛、ニュー小口)	マスク張り	金ごと 外壁エッジタイル下地 厚20
		エッジタイル (25角以下)	モザイクタイル張り

(5) 柱型モルタル塗り、梁型モルタル塗り

柱型モルタル塗り(B0、B1)、梁型モルタル塗り(B0、B1)の単価には、出隅等のコーナー成形処理費も含む。

その設計数量は、以下の部分の面積による。



(6) ラスこすり

ラス張りをを行う場合には、ラスこすり(B1)を別途計上する。ラス工事は金属工事に計上する。

(7) モルタル塗り単価加算

壁モルタル塗り厚加算 (B0)、壁モルタル塗り回数加算 (B0)、床・壁 防水剤加算 (B0) の各単価は、壁モルタル塗り、床モルタル塗りの単価に加算して使用する。内訳書には、下記の例のように代価表を作成して計上する。

[代価表例] 壁モルタル塗り厚加算

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
壁モルタル塗り	金ごて 内壁 厚25	m ²	1.0000	1.0000				代価表01
壁モルタル塗り	金ごて 内壁 厚20	m ²	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-536313
壁モルタル塗り厚加算	厚さ5mm当り	m ²	1.0000	1.0000	***	***	無し	B0-236303
計						****		

なお、床モルタル目地押え加算 (B0)、床モルタル目地切り加算 (B0)、壁目地切り加算 (B0) の各単価は、壁モルタル塗り、床モルタル塗りの単価に加算を行わず、項目をおこして別途に計上する。

(8) 役物モルタル塗り

幅木モルタル塗り及び役物モルタル塗りには、下地処置の費用が含まれている。

役物モルタル塗りの単価表中にない幅及び糸幅の場合は、表14-5により単価を補正して求める。

表14-5 役物単価の補正

	名 称	計 算 式
幅木	幅木モルタル (H=300未満)	[幅木モルタル塗りH=100(B0-536611、B1-536611)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313、B1-536313)] × (H-0.1)
	幅木モルタル (H=300以上)	[幅木モルタル塗りH=300(B0-536611、B1-536611)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313、B1-536313)] × (H-0.3)
	ささら幅木モルタル	[ささら幅木モルタル塗りH=150(B0-536613、B1-536613)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313、B1-536313)] × (H-0.15)
床役物	くつずりモルタル	[くつずりモルタル塗りW=150(B0-536261、B1-536261)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.15)
	ポーターモルタル	[ポーターモルタル塗りW=150(B0-536262、B1-536262)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.15)
内部役物	膳板モルタル	[膳板モルタル塗りW=150(B0-536641、B1-536641)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.15)
	内部手摺笠木モルタル	[手摺笠木モルタル塗りW=200(B0-536641、B1-536641)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.2)
外部役物	外部笠木モルタル	[笠木モルタル塗りW=340(B0-536631、B1-536631)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.34)
	パラペット笠木モルタル	[パラペット笠木モルタル塗りW=500(B0-536635、B1-536635)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.5)

物	水切りモルタル	[水切りモルタル塗りW=200(B0-536633、B1-536633)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.2)
	窓台モルタル	[窓台モルタル塗りW=150(B0-536651、B1-536651)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.15)
	側溝モルタル	[側溝モルタル塗りW=200(B0-536661、B1-536661)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313、B1-536313)] × (W-0.2)

- (注) 1 計算式の H(高さ)、W(幅)の単位は全てメートルとする。
 2 役物単価の補正は、壁モルタル塗り(B0-536313、B1-536313)で行う。
 ただし、内部役物については壁モルタル塗り(金ごて、内壁、厚20)、外部役物については壁モルタル塗り(金ごて、外壁、厚25)で行う。
 3 幅木モルタルの高さ、役物モルタルの幅及び糸幅のとり方については「建築工事積算基準の解説」を参照。

内訳書には、下記の例のように代価を作成して計上する。

[代価表例] 役物単価補正

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
幅木モルタル塗り	金ごて 出幅木 高さ200	m	1.0000	1.0000				代価表01
幅木モルタル塗り	金ごて 出幅木 高さ100	m	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-536611
壁モルタル塗り	金ごて内壁厚20	m ²	0.1000	1.0000	***	***	無し	B0-536313
計						****		

3 床コンクリート直均し仕上げ

(1) 床コンクリート直均し仕上げ(B0、B1)

床コンクリート打込み後、コンクリートの表面を金ごてで仕上げる工事、粗面仕上げとする工事及び塗物、敷物、張物等の下地で特記されたもの並びに防水下地の工事に適用する。摘要の薄張物下地、厚張物下地の区分は、表14-7を原則とする。

表14-7 薄張物下地、厚張物下地の区分

摘要名称	
薄張物下地	ビニル系床材張り 合成樹脂塗り床
厚張物下地	カーペット張り セルフレベルング材塗り

15-1 木製建具工事

直近改訂 平成22年5月

1 一般事項

- (1) 木製建具は、原則として見積りにより単価を設定する。
- (2) 木製建具は、仕様、形状、WH寸法別に「か所」で計上する。

15-2 金属製建具工事

直近改定 平成22年5月

1 一般事項

- (1) 金属製建具は、原則として見積りにより単価を設定する。
- (2) 金属製建具の養生クリーニング費、運搬費は別途計上する。見積りにこれらが含まれる場合は重複しないように注意する。
- (3) 下記の分類別により見積もりを徴収し比較検討をする
 - ・アルミニウム製建具
 - ・ステンレス製建具
 - ・鋼製建具
 - ・軽量鋼製建具
 - ・シャッター
 - ・金属カーテンウォール
 - ・その他

15-3 ガラス工事

直近改定 平成22年5月

1 一般事項

- (1) ガラスの単価の中には、ガラスの清掃費（両面）及びガラスとめ費用を含んでいる単価と含んでいない単価がある。
- (2) ガasket止め用単価は、副資材としてガasket取付手間を含んでいる。
(材料はサッシュの単価に含まれる。)
- (3) ガラスとめ材別途用の単価を使用する場合は、ガasket及びシーリング以外のガラスとめ方法としガラスとめ及びガラスとめ材費用を別途計上する。
- (4) ガラスの単価は特寸を標準とする。

16 塗装工事

直近改訂 平成23年5月

1 一般事項

平成14年11月から市場単価が導入された。

2 塗装の略号（国土交通省方式）

SOP：合成樹脂調合ペイント塗り	AE：アクリル樹脂エナメル塗り
EP：合成樹脂エマルジョンペイント塗り	FE：フタル酸樹脂エナメル塗り
EP-M：多彩模様塗料塗り	CL：クリヤラッカー塗り
VE：塩化ビニル樹脂エナメル塗り	OS：オイルステイン塗り
DP：耐侯性塗料塗り	
2-A SE：アクリルシリコン樹脂エナメル塗り	
2-F UE：常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り	
EP-G：つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	
EP-T：合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り	
UC：ウレタン樹脂ワニス塗り	
無し：マスチック塗材塗り	

3 細幅物

糸幅は300mm以下とする。

17 内外装工事

直近改定 平成22年5月

1 一般事項

市場単価が導入された。

2 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル

(1) ビニル床シート(B0)、ビニル床タイル張り(B0)等の表面仕上げとしての全面水ぶき清掃及び水溶性ワックスがけ(1回)は、それぞれの単価に含まれている。

なお、ワックス等の雑材料は、下請経費(その他)に含まれている。

(2) ビニル床シート張り及びビニル床タイル張りの接着剤の種別

接着剤は表17-1により、施工箇所に応じたものとする。ただし、フリーアクセスフロア部の接着剤は粘着はく離形とすることができる。

表17-1 接着剤の種別と施工箇所 (「標仕」表19.2.1)

種 別	施 工 箇 所
酢酸ビニル樹脂系 ビニル共重合樹脂系 アクリル樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形	一般の床
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系	地下部分の最下階、玄関ホール、湯沸室、便所、洗面所、防湿層のない土間、貯水槽、浴室の直上床及び脱衣室等張付け後に湿気及び水の影響を受けやすい箇所、耐動荷重性床シートの場合、化学実験室等
酢酸ビニル樹脂系 ビニル共重合樹脂系 アクリル樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系ラテックス形 ゴム系溶剤形	垂直面

(注) 防湿層は、「標仕」4.6.5[床下防湿層]による。

(3) ビニル床シート張りの熱溶接工法による場合は、溶接費(B1)を加算する。

(4) ゴム床タイル張りの接着剤の種別

接着剤は表17-2により、施工箇所に応じたものとする。

表17-2 ゴム床タイルの接着剤の種別と施工箇所（「標仕」表19.2.2）

種 別	施 工 箇 所
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系 ゴム系溶剤形 変成シリコーン樹脂系	一般の床、幅木
エポキシ樹脂系 ウレタン樹脂系	地下部分の最下階、玄関ホール、湯沸室、便所、洗面所、防湿層のない土間、貯水槽、浴室の直上床及び脱衣室等張付け後に湿気及び水の影響を受けやすい箇所

(注) 防湿層は、「標仕」4.6.5 [床下防湿層]による。

3 フローリングブロック (B0)

単価は表面サンダー掛けを含んでいる。

4 下地フェルト (B0)

カーペットのグリッパ工法の下敷き用で、材工共の単価となっている。

5 カーペット

織じゅうたん(B0)、タフテッドカーペット(B0)、ニードルパンチカーペット(B0)、床タイルカーペット(B1)は、敷き手間、接着剤及びそれに対する下請経費(その他)を含んだ単価であり、主材料費(カーペット)は含まない。主材料費(カーペット)は別途計上し、それに対する下請経費(その他)も計上すること。

主材料費(カーペット)は1㎡当たりの所要数量を原則として1.05㎡とし、室の形状、割付けにより材料数量の割り増しを考慮する。

内訳書には、下記の例のように代価を作成して計上する。

[代価表例] タフテッドカーペット敷

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
タフテッドカーペット敷		m ²	1.0000	1.0000				代価表01
タフテッドカーペット	敷き手間	m ²	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-238262
タフテッドカーペット		m ²	1.0500	1.0000	****	****	有り	金額は刊行物等による
その他		式	1.0000	0.1000	****	****		
計						****		

6 壁紙

壁紙張り手間(B0)は張り手間、接着剤及びそれに対する下請経費(その他)を含んだ単価であり、主材料費(壁紙)は含まない。湿気の多い場所、外壁内面のせっこうボード直張り下地等の場合は、防かび剤入り接着剤を使用し、摘要が「多湿部」の単価から選択する。

主材料費(壁紙)は別途計上し、それに対する下請経費(その他)も計上する。

無柄及び小柄の壁紙1㎡当たりの主材料費(壁紙)の所要数量は1.05㎡とし、5cm以上の柄の場合には、柄の大きさに伴った材料数量の割増しを考慮する。

内訳書には、下記の例のように代価を作成して計上する。

[代価表例] 壁紙張り

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
壁紙張り		㎡	1.0000	1.0000				代価表01
壁紙張り手間		㎡	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-238374
壁紙		㎡	1.0500	1.0000	****	****	有り	金額は刊行物等による
その他		式	1.0000	0.1000	****	****		
計						****		

壁紙素地ごしらえ(B0)は、別途計上する。

7 天井ボード切込み

天井ボード張り等の単価は、照明器具を直付けとした場合で設定してある。天井点検口や照明器具埋め込み型等がある場合には、天井ボード切込み(B0)をその大きさ及び箇所数に応じて、別途一式計上する。

18 仕上げユニット工事

直近改定 平成13年5月

1 一般事項

仕上げユニットに計上する項目の内容は、工場製品または製作物等により、下記の5種類に大別される。

(1) 工場製品を取り付けるもの

材料業者の製品として、仕様、規格、寸法が決定されているもの（流し、吊り戸棚等）。

(2) 工場製品（部材）を組み立て、取り付けるもの

材料業者の製品として、仕様、規格、部材寸法が決定されているが、設計内容から1単位として構成する各部材を現場搬入し、組立て、取り付けるもの。この場合、一部の部材は、規格寸法外として製作する場合がある（書架、パーティション等）。

(3) 工場で設計寸法に応じて製作し、取り付けるもの

材料業者の製品として、仕様、規格が決定されており、設計内容による1単位としての寸法で工場製作し、現場搬入の上、取り付けるもの（アコーディオンドア、ブラインド等）。

(4) 工場で設計内容に応じて製作し、取り付けるもの

設計内容に応じて工場で製作し、現場搬入の上、取り付けるもの。この場合、製作物が大型となったときには、分割して搬入し、現場で組み立てる場合がある（カウンター、造り付け家具等）。

(5) その他

ユニット製品以外の項目で上記4項に属さないもの（庇等の複合されたもの）。

19 構内舗装・排水工事

直近改訂 平成19年4月

1 一般事項

- (1) 構内舗装の単価は、構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房営繕部監修 H13年版）に基づき設定されている。
- (2) 構内舗装は、建築物周囲の構内通路、前庭まわり、駐車場及び歩道等の1区面の施工面積が、2,500m²未満の構内舗装に適用する。（道路構造物標準図集（道路局）による舗装は対象としない。）
- (3) 構内舗装の単価は、施工規模区分について4段階に区分されているが、連続作業が可能な部分を1つの施工規模区分とする。
したがって、舗装部分が建物等によって分離している場合や縁石などによって区分され連続作業が不可能な場合は、それぞれ別の区分と考える。なお、施工幅の狭い歩道など人力施工のみとなる場合は、施工面積によらず「特に狭い場所」を適用する。
- (4) 歩道部のアスファルト舗装は、出来る限り透水性舗装とする。しかし、地盤等により設置不可能な場所があるので「横浜市雨水浸透施設設置基本計画図」（環境創造局）を参照すること。
- (5) 排水工事は構内の屋外雨水排水工事に適用し、建築工事では第1柵までを積算することとする。
- (6) 排水工事における排水柵はできる限り透水性柵とする。しかし、地盤等により設置不可能な場所があるので「横浜市雨水浸透施設設置基本計画図」（環境創造局）を参照すること。

2 構内舗装直接仮設（B1）

構内舗装の直接仮設は別途一式計上する。構内舗装直接仮設には、墨出し、養生、清掃、後片付け等を含む。

3 アスファルト舗装（B0）

(1) 摘要について

例 A-5-10 : アスファルト、表層5cm、路盤10cm

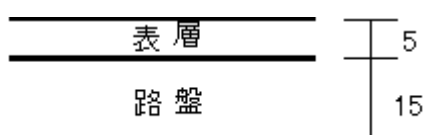
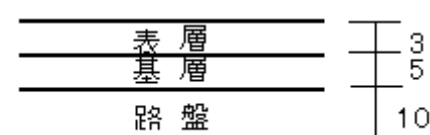

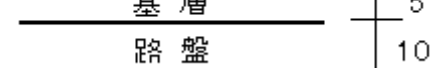
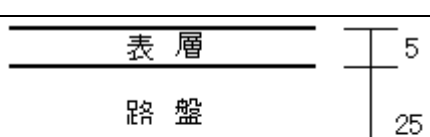
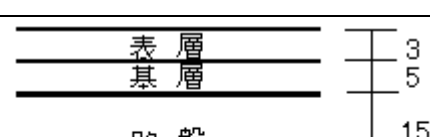
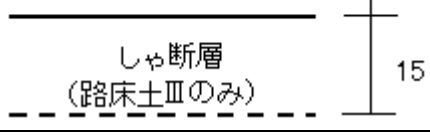
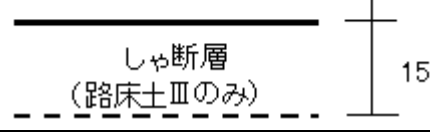


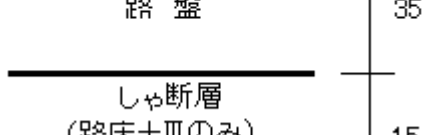
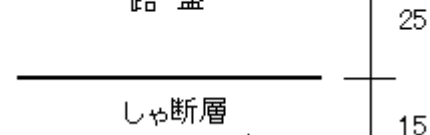
- (2) 一般的なアスファルト舗装の舗装厚は路床土により異なり、路床土の分類は表19-1、舗装の構成及び厚さは表19-2による。基層を用いるものは、舗装面積が大きく（およそ1,500m²以上）特に平坦性を要求される場合とする。アスファルト

舗装(B0)のうち、「A-5-*」が基層無し、「A-8-*」が基層有りの単価である。

表19-1 路床土の分類

分類	土粒子の大きさに よる分類	含水状態 による 分類	特 徴
I	砂質土	少ない	大部分が砂分(2.0~0.074mmの範囲)で構成される土である。自然含水比は、20%以下が一般的であり、手で握っても壊れてしまう特徴がある。まさ土、シラス及び山砂などがこれに属し、CBRは5以上が期待できる。
II	粘性土	比較的 少ない	砂分が少なく、細粒土(0.074mm以下が50%以上)が多い土である。自然含水比は、40~50%程度である場合が多く、手で握ると適度な粘性を有する。シルト及び粘性土などがこれに属し、CBRは2~5が期待できる。
III		多い	塑性の大きい火山灰質粘性土や有機質土で構成される土である。自然含水比は、50%以上である場合が多く、手で握ると粘りつく特徴がある。関東ローム及び黒ボクなどがこれに属し、CBRは以下しか期待できない場合が多い。

表19-2 一般地域のアスファルト舗装厚（構内舗装、排水設備基準図1.4.1）単位（cm）

施設 区分	路床 土の 分類	アスファルト舗装	
		標準の場合	特に平坦性を 要求される場合
A 一般庁舎 (単独庁舎、合同 庁舎、研究所等)	I		
	II		
	III		
B 特殊庁舎 (市場等、大型車 両が多い施設)	I		
	II		
	III		

(3) アスファルト舗装の材料

① アスファルト舗装材

原則として、アスファルト舗装材は再生アスファルトとする。

舗装面積が大きくフィニッシャによる敷き均しが可能な場合は、密粒度アスファルト混合物を用いる。また舗装面積が小さく、人力敷き均しが多い場合は、細粒度アスファルト混合物を用いる。

② 路盤材

原則として、路盤材は再生クラッシュランとする。

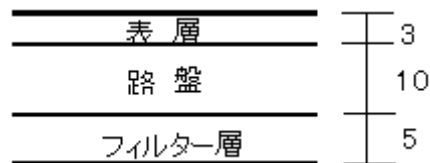
4 透水性舗装 歩道 (B0)

(1) 摘要について

例 A-5-10-5 : アスファルト、フィルター層5cm、表層5cm、路盤10cm

(2) 一般的な歩道部の透水性舗装厚は図19-1による。自動車乗り入れ部などの特殊な場合は別途考慮する。

図19-1 歩道部の透水性舗装厚 単位 (cm)



(3) 透水性舗装の材料

① 透水性アスファルト舗装材

ストレートアスファルトとし、透水性を考慮して再生材を使用しない。

② 路盤材

原則として、路盤材は再生クラッシュランとする。

③ フィルター層

路盤から浸透した雨水が急激に路床に入らないよう敷砂した層をいい、シルト、粘土等の少ない粗砂を用いる。

5 舗装機械運搬費(B0)

アスファルト舗装又は透水性アスファルト舗装の場合は、舗装機械運搬費を別途一式計上する。計上する舗装機械運搬費は、表19-3を原則とするが、各現場状況、土質等を考慮して決定すること。

運搬距離は一律20km、往復の単価である。

表19-3 舗装機械種別

施工面積	モータ グレーダ	ロートローラ	タイヤローラ	振動ローラ	アスファルト フィニッシャ
特に狭い場合 人力	—	—	—	○	—
500㎡未満	—	—	—	○	○
500～1000㎡未満	○	○	○	○	○
1000～2500㎡未満	○	○	○	○	○

(注) 該当する舗装機械は全て計上すること。

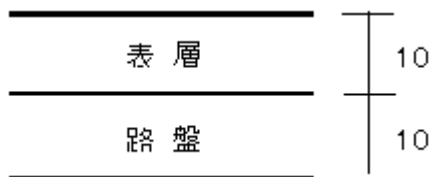
6 コンクリート舗装

(1) 概要について

例 C-10-10 : コンクリート、表層10cm、路盤10cm

(2) 一般的なコンクリート舗装厚は図19-2による。自動車乗り入れ部などの特殊な場合は別途考慮する。

図19-2 コンクリート舗装厚 単位(cm)



(3) コンクリート舗装の材料

① コンクリート舗装材

コンクリート舗装材の設計基準強度は、一般(車道)部が24N/mm²、歩道部が18N/mm²を前提としている。気温によるコンクリート強度の補正は行わない。

② 路盤材

原則として、路盤材は再生クラッシュランとする。

20-1 とりこわし（込み工事）

直近改定 平成22年5月

1 一般事項

- (1) この単価は解体工事を込み工事で発注する場合に適用する。
- (2) アスベスト使用建築物の改修・解体工事費は、別途計上する。
- (3) とりこわしに伴う発生材の処分費及び処理料・運搬費、機械運搬費等は、とりこわし費とは別に計上する。発生材集積・積込みについては、解体工事の内容に応じて別途計上する。詳細は表20-1-1による。
- (4) とりこわしのための足場、養生等は、直接仮設工事に準じて設定する。
なお、防音養生等を解体建物に接近して仮囲いを設置する場合には、設置範囲が重複しないように十分注意する。
- (5) 設備機械類の撤去及び処分費は別途計上する。
- (6) 埋戻し等の改良土購入費(B1)は、工場渡し単価のため、運搬費を別途計上する。
運搬費は土工事の建設発生土運搬(B0)を参照する。
- (7) 廃せっこうボードは管理型産業廃棄物であるため、他の内装材とは分けて数量を拾う。
- (8) 廃木材の処分費には、再資源化と焼却の2通りがあるが、廃木材処分費(B1)は、再資源化が可能な木材を処分する場合に採用する。

2 とりこわし、集積、積込み、処分費の構成

とりこわし、集積、積込み、処分・処理料の組み合わせは表20-1-1による。

表20-1-1

		とりこわし	集積	積込み	処分費・処理料	備考
コンクリートとりこわし		B0-339111	B0-339511		B1-339165	とりこわし費は 加算して計上
鉄筋切断		B0-339112			B1-136091	
躯体はつりRC壁 解体		B1-339117	B0-339511		B1-339165	ハットブレーカー +人力
躯体表面はつりRC		B1-339118	B0-339511		B1-339165	人力
壁 仕 上	躯体+仕上材	躯体はつりRC壁解体に 含む	B0-339511		B1-339181	*モルタル1
	モルタル・プラスター		B0-339511		B1-339181	*モルタル2
床 仕 上	モルタル	B1-339116	B0-339511		B1-339181	
	タイル下地共					
	ビニル床タイル					
内 装 材	木造床組	B0-339124		B0-339523	B1-339191	再資源化
	床ビニルタイル					
	開口部					
	間仕切壁：下地				B1-339181	
	間仕切壁：仕上(片面)					
	天井：下地				(廃せこうボードは 管理型)	
天井：仕上						
コンクリート舗装		B0-339151	B0-339511		B1-339165	
アスファルト舗装		B0-339142			B1-339165	
舗装路盤材とりこわし		B0-339143			B1-339165	
木造建物解体		B1-339121			B1-339191	再資源化

- (注) 1 モルタル1は躯体と一緒にとりこわしする場合で、モルタル2は表面モルタルをとりこわしするものである。
 2 集積、積込み単価には小運搬が含まれている。
 3 壁仕上げ撤去費は、見附㎡を単位とする。
 4 開口部は窓、扉とし、㎡を単位とする。
 5 内装材とりこわし(間仕切壁、天井)の単価の下地は、木造または金属系とする。
 6 内装材とりこわしは、内訳書に一式計上する。
 7 コンクリート舗装とりこわし及びアスファルト舗装とりこわし、舗装路盤材とりこわしは、m³を単位とする。
 8 設備機器類及び従物類の撤去費及び処分費は別途計上する。
 9 B0-339124は、改修工事に伴う部分的なとりこわしには適用しない。

3 コンクリートとりこわし(B0)、鉄筋切断(B0)、躯体はつりRC壁解体(B1)

- (1) コンクリートとりこわしRC造・地上部・屋上設置の単価は、建物高さ25mを超える場合、または敷地の狭い場合で、屋上にバックホウ山積 0.5m^3 （ベースマシン）を設置して上から順にとりこわしをする場合に適用する。
- (2) 躯体と同時にとりこわすタイル及びモルタル類の内装仕上げ材は、躯体断面に対して標準歩掛りを設定してあるので、とりこわし費は計上しないが、その他の内装材類は、原則として分別解体とする。ただし、とりこわし発生材の運搬費、処分費は共に別途計上する。
- (3) 地下部分とりこわしの単価は、地下1階程度の切ばり・支保工を必要としないものに適用する。
- (4) とりこわし基礎部標準の単価は、Ⅰ：コンクリート圧砕機、大型ブレーカ併用による部分と、Ⅱ：コンクリート圧砕機のみ部分との施工比率をそれぞれ50%で設定している。

なお、この比率と大きく異なる場合には補正する。

Ⅰ：主に基礎部の大断面部分、耐圧板を大型ブレーカで大きく壊し、コン

クリート圧砕機で小割りにする。

Ⅱ：基礎ばり部分、小断面の基礎及び地中ばりのこわしを対象

- (5) 地下部分及び基礎部とりこわしのための根切りは、歩掛りに含まれている。

なお、とりこわし後の整地費用は含まれていないので別途計上する。

- (6) 鉄筋切断(B0)はコンクリート 1m^3 当たりの切断費で、コンクリートとりこわし(B0)の単価に加算して使用する。(端数処理は行わない)
- (7) コンクリートとりこわし(土間コン)の場合は有筋の場合にのみ鉄筋切断費を加算する。
- (8) 躯体はつりRC壁解体(B1)の単価には鉄筋切断費は含まれている。

4 木造建物解体(B1)・木造基礎解体(B1)

- (1) 木造建物解体単価は、内部造作撤去・とりこわし発生材積込みまでを含み、基礎解体・とりこわし発生材の処分は別途計上する。
- (2) 木造基礎解体単価は、根切り・埋戻し・敷きならし・とりこわし発生材積込みまでを含み、良土搬入・とりこわし発生材処分は別途計上する。
- (3) S造建物解体単価は、倉庫・体育館・工場程度の場合には屋根・外壁・内部造作撤去までを含むものとする。事務所、住宅等(内部造作の多いもの)の場合には内部造作の撤去を別途計上する。基礎の解体、とりこわし発生材の処分は別途計上する。

5 廃木材を除く、とりこわし発生材運搬(B0)

- (1) とりこわし発生材運搬費は、 m^3 単位で算出し、内訳書には一式計上する。
- (2) とりこわし発生材運搬費は、運搬にダンプトラック10 t 車、積み込みにバックホウ山積 $0.8m^3$ を使用することを想定している。
- (3) 産業廃棄物の処理・処分施設は、「建築工事特則仕様書（最新版）」及び「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に該当する施設のうち、各現場からの直線距離が最も短い施設を選定する。ただし、運搬費は（4）に従い、走行距離により算定するので、注意すること。
- (4) とりこわし発生材運搬費の算出は、一般道だけを走行する場合、最寄りの自動車専用道路を利用する場合の2通りの金額を別紙産業廃棄物運搬費算定シート等を参考に算出し、安価な方を採用する。また、通行料金については02土工事の建設発生土運搬と同様の方法で算出する。

6 廃木材についての、とりこわし発生材運搬(B0)

- (1) とりこわし発生材運搬費は、 m^3 単位で算出し、内訳書には一式計上する。
- (2) 廃木材については、発生量が少ない場合が多いので、実情に応じて2 t 車・人力積み込み、又は、4 t 車・バックホウ山積み $0.28m^3$ により算定する。
- (3) 廃木材については、指定処分とする。運搬距離は、登録事業者の受入基準に適合するところとする。

7 とりこわし機械運搬(B0)

- (1) とりこわし機械運搬は、機械の搬入台数に応じて計上する。
- (2) 内訳書には一式計上する。

8 とりこわし発生材の処分費及び処理料

- (1) 原則として有筋コンクリートの解体材は、無筋コンクリートと鉄筋に仕分けして処分するものとし、無筋コンクリートの処理料と鉄筋のスクラップ控除をそれぞれ計上する。
- (2) スクラップ控除
鉄筋および鉄骨についてはスクラップ控除及び運搬費を計上する。ただし、数量が1 t 未満の場合は計上しない。なお、スクラップ控除に用いる単価（B1）は、「解体用」区分のものを適用する。
鉄筋、鉄骨以外の雑鉄類は原則としてスクラップ控除を計上しないが、特殊な建築物で雑鉄類の処分を考慮する必要がある場合は、単価（B1）は「解体用」区分の「その他雑鉄類」の単価を適用する。
- (3) とりこわし発生材の処分費、処理料は、内訳書に一式計上する。
- (4) とりこわし材の数量換算

とりこわし材の数量は、産業廃棄物運搬費用算定シート<搬出物による積載量換算表>等を参考に換算する。その他の処分費及び処理料については、建築物荷重基準・同解説（日本建築学会刊行）を参考にし、実情に応じた算定をする。

(5) 廃せっこうボードの処分費は建設廃材指定処分費<管理型>を採用する。

(6) 廃木材処分の運搬費を計上する場合は次の換算表を用いて算定する。

<搬出物による積載量換算表>

	比 重 (t/m ³)	10t車積載量 (m ³)	4t車積載量 (m ³)	2t車積載量 (m ³)
廃木材	0.6※	16.6	6.6	3.3

※0.6は積み込み状態での換算値

[参考図書]

- ・ 建設工事から発生する廃棄物の処理の手引き（資源循環局産業廃棄物対策課）
- ・ 事業活動に伴って発生する廃棄物処理について（資源循環局産業廃棄物対策課）
- ・ 南本牧廃棄物最終処分場利用の手引き（(財)横浜市廃棄物資源公社）
- ・ 本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領（環境創造局）
- ・ 建設廃棄物処理指針（厚生労働省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室）
- ・ アスベスト(石綿)使用建築物の改修・解体工事指導指針（環境創造局）

20-2 とりこわし（単独発注）

直近改定 平成21年8月

1 一般事項

- (1) この単価は解体工事を単独で解体専門業者に発注する場合に使用する。
(単独発注用単価は備考欄に“単独発注用”と記入してある)
- (2) 単独発注用は込み工事用からその他（下請経費等）を抜いた単価である。
- (3) アスベスト使用建築物の改修・解体工事費は、別途計上する。
- (4) とりこわしに伴う発生材の処分費及び処理料・運搬費、機械運搬費等は、とりこわし費とは別に計上する。発生材集積・積込みについては、解体工事の内容に応じて別途計上する。詳細は表20-2-1による。
- (5) とりこわしのための足場、養生等は、直接仮設工事に準じて設定する。なお、防音養生等を解体建物に接近して仮囲いを設置する場合には、設置範囲が重複しないように十分注意する。
- (6) 設備機械類の撤去及び処分費は別途計上する。
- (7) 埋戻し等の改良土購入費(B1)は、工場渡し単価のため、運搬費を別途計上する運搬費は土工事の建設発生土運搬(B0)を参照する。
- (8) 廃せっこうボードは管理型産業廃棄物であるため、他の内装材とは分けて数量を拾うこと。
- (9) 廃木材の処分費には、再資源化と焼却の2通りがあるが、廃木材処分費(B1)は、再資源化が可能な木材を処分する場合に採用する。

2 とりこわし、集積、積込み、処分費の構成

とりこわし、集積、積込み、処分・処理料の組み合わせは表20-2-1による。

表20-2-1

		とりこわし	集積	積込み	処分費・処理料	備考
コンクリートとりこわし		B1-339111	B1-339511		B1-339166	とりこわし費は 加算して計上
鉄筋切断		B1-339112			B1-136091	
地業とりこわし		B1-339113			B1-339166	
躯体はつりRC壁 解体		B1-339137	B1-339511		B1-339166	ハンドブレイカー +人力
躯体表面はつりRC		B1-339138	B1-339511		B1-339166	人力
壁 仕 上	躯体+仕上材	躯体はつりRC壁解体に 含む	B1-339511		B1-339182	*モルタル1
	モルタル・プラスター	B1-339135	B1-339511		B1-339182	*モルタル2
床 仕 上	モルタル	B1-339136	B1-339511		B1-339182	
	タイル下地共					
	ビニル床タイル					
内 装 材	木造床組	B1-339114	B1-339523		B1-000013	再資源化
	床ビニルタイ ル				B1-339182	
	開口部				(廃せこうホートは 管理型)	
	間仕切壁：下地					
	間仕切壁：仕上 (片面)					
	天井：下地					
	天井：仕上					
コンクリート舗装	B1-339151	B1-339511		B1-339166		
アスファルト舗装	B1-339142			B1-339166		
舗装路盤材とりこわし	B1-339143			B1-339166		
木造建物解体	B1-339131			B1-000013	再資源化	

- (注) 1 モルタル1は躯体と一緒にとりこわしする場合で、モルタル2は表面モルタルをとりこわしするものである。
- 2 集積、積込み単価には小運搬が含まれている。
- 3 壁仕上げ撤去費は、見附㎡を単位とする。
- 4 開口部は窓、扉とし、㎡を単位とする。
- 5 内装材とりこわし（間仕切壁、天井）の単価の下地は、木造または金属系とする。
- 6 内装材とりこわしは内訳書に一式計上する。
- 7 コンクリート舗装とりこわし及びアスファルト舗装とりこわし、舗装路盤材とりこわしは、m³を単位とする。
- 8 設備機器類及び従物類の撤去費及び処分費は別途計上する。

3 コンクリートとりこわし(B1)、鉄筋切断(B1)、躯体はつりRC壁解体(B1)

- (1) コンクリートとりこわしRC造・地上部・屋上設置の単価は、建物高さ25mを超える場合、または敷地の狭い場合で、屋上にバックホウ山積 0.5m^3 （ベースマシン）を設置して上から順にとりこわしをする場合に適用する。
- (2) 躯体と同時にとりこわすタイル及びモルタル類の内装仕上げ材は、躯体断面に対して標準歩掛を設定してあるので、とりこわし費は計上しないが、その他の内装材類は、原則として分別解体とする。ただし、とりこわし発生材の運搬費、処分費は共に別途計上する。
- (3) 地下部分とりこわしの単価は、地下1階程度の切ばり・支保工を必要としないものに適用する。
- (4) とりこわし基礎部標準の単価は、Ⅰ：コンクリート圧砕機、大型ブレーカ併用による部分と、Ⅱ：コンクリート圧砕機のみ部分との施工比率をそれぞれ50%で設定している。

なお、この比率と大きく異なる場合には補正する。

Ⅰ：主に基礎部の大断面部分、耐圧板を大型ブレーカで大きく壊し、コンクリート圧砕機で小割りにする。

Ⅱ：基礎ばり部分、小断面の基礎及び地中ばりのこわしを対象

- (5) 地下部分及び基礎部とりこわしのための根切りは、歩掛りに含まれている。また、とりこわし後の整地費用は含まれていないので別途計上する。
- (6) 鉄筋切断(B1)はコンクリート 1m^3 の当たりの切断費で、コンクリートとりこわし(B1)の単価に加算して使用する。（端数処理は行わない）
- (7) コンクリートとりこわし（土間コン）の場合は有筋の場合にのみ鉄筋切断費を加算する。
- (8) 躯体はつりRC壁解体(B1)の単価には鉄筋切断費は含まれている。

4 木造建物解体(B1)・木造基礎解体(B1)

- (1) 木造建物解体単価は、内部造作撤去・とりこわし発生材積込みまでを含み、基礎解体・とりこわし発生材の処分は別途計上する。
- (2) 木造基礎解体単価は、根切り・埋戻し・敷きならし・とりこわし発生材積込みまでを含み、良土搬入・とりこわし発生材処分は別途計上する。
- (3) S造建物解体単価は、倉庫・体育館・工場程度の場合には屋根・外壁・内部造作撤去までを含むものとする。事務所、住宅等（内部造作の多いもの）の場合には内部造作の撤去を別途計上する。基礎の解体、とりこわし発生材の処分は別途計上する。

5 廃木材を除くとりこわし発生材運搬(B0)

- (1) とりこわし発生材運搬の単価はとりこわし（込み工事）の単価を使用する。
- (2) とりこわし発生材運搬は、 m^3 単位で算出し、内訳書には一式計上する。
- (3) とりこわし発生材運搬費は、運搬にダンプトラック10t車、積み込みにバックホウ山積 $0.8m^3$ を使用することを想定している。
- (4) 産業廃棄物の処理・処分施設は、「建築工事特則仕様書（最新版）」及び「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に該当する施設のうち、各現場からの直線距離が最も短い施設を選定する。

ただし、運搬費は（5）に従い、走行距離により算定するので、注意すること。

- (5) とりこわし発生材運搬費の算出は、一般道だけを走行する場合、最寄りの自動車専用道路を利用する場合の2通りの金額を別紙産業廃棄物運搬費算定シート等を参考に算出し、安価な方を採用する。また、通行料金については02 土工事の建設発生土運搬と同様の方法で算出する。

6 廃木材についてのとりこわし発生材運搬(B0)

- (1) とりこわし発生材運搬費は、 m^3 単位で算出し、内訳書には一式計上する。
- (2) 廃木材については、発生量が少ない場合が多いので、実情に応じて2t車・人力積み込み、又は、4t車・バックホウ山積み $0.28m^3$ により算定する。
- (3) 廃木材については、指定処分とする。運搬距離は、登録事業者の受入基準に適合するところとする。

7 とりこわし機械運搬(B1)

- (1) とりこわし機械運搬は、機械の搬入台数に応じて計上する。
- (2) 内訳書には一式計上する。

8 とりこわし発生材の処分費及び処理料

- (1) 原則として有筋コンクリートの解体材は、無筋コンクリートと鉄筋に仕分けして処分するものとし、無筋コンクリートの処理料と鉄筋のスクラップ控除をそれぞれ計上する。

(2) スクラップ控除

鉄筋および鉄骨についてはスクラップ控除を計上する。ただし、数量が1t未満の場合は計上しない。なお、スクラップ控除に用いる単価（B1）は、「解体用」区分のものを適用する。

鉄筋、鉄骨以外の雑鉄類は原則としてスクラップ控除を計上しないが、特殊な建築物で雑鉄類の処分を考慮する必要がある場合は、単価（B1）は「解体用」区分の「その他雑鉄類」の単価を適用する。

(3) とりこわし発生材の処分費、処理料は、内訳書に一式計上する。

(4) とりこわし材の数量換算

とりこわし材の数量は、産業廃棄物運搬費用算定シート<搬出物による積載量換算表>等を参考に換算する。その他の処分費及び処理料については、建築物荷重基準・同解説（日本建築学会刊行）を参考にし、実情に応じた算定をする。

(5) 廃せっこうボードの処分費は建設廃材指定処分費<管理型>を採用する。

(6) 廃木材処分の運搬費を計上する場合は次の換算表を用いて算定する。

<搬出物による積載量換算表>

	比重 (t/m ³)	10t車積載量 (m ³)	4t車積載量 (m ³)	2t積載量 (m ³)
廃木材	0.6※	16.6	6.6	3.3

※0.6は積み込み状態での換算値

[参考図書]

- ・ 建設工事から発生する廃棄物の処理の手引き（資源循環局産業廃棄物対策課）
- ・ 事業活動に伴って発生する廃棄物処理について（資源循環局産業廃棄物対策課）
- ・ 南本牧廃棄物最終処分場利用の手引き（(財)横浜市廃棄物資源公社）
- ・ 本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領（環境創造局）
- ・ 建設廃棄物処理指針（厚生労働省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室）
- ・ アスベスト(石綿)使用建築物の改修・解体工事指導指針（環境創造局）

2 1 共通仮設

直近改訂 平成22年5月

1 一般事項

(1) 共通仮設費の構成

共通仮設費は、直接工事費に対応する率で計上する「率による共通仮設費」と、工事ごとに現場状況に応じて計上する「積み上げによる共通仮設費」に大別される。さらに、後者の「積み上げによる共通仮設費」は、次項(2)の各項目のように細分される。

設計書に記載する項目は、率による共通仮設費及び各積み上げによる共通仮設費とし、それぞれ一式にて計上する。

(営繕積算システムRIBCにおいては、別紙明細で作成し金額の端数処理は行わない。また、必要に応じて仕様、数量等を摘要欄に明示する。)

(2) 積み上げ共通仮設費

積み上げによる共通仮設費は、現場ごとの状況に応じて積み上げるもので、次のものが考えられる。なお、数量は仮設計画に基づき算定する。

- ・ 仮囲い
- ・ シートゲート
- ・ 揚重機械器具費
- ・ 仮設道板費
- ・ 仮設材運搬費
- ・ 特別安全対策費
- ・ 土砂検定費
- ・ イメージアップ費
- ・ 仮設用借地料
- ・ 工事用道路
- ・ 復旧費（道路占有復旧、公設物の移設復旧）
- ・ 特殊試験費（載荷試験、超音波探傷試験等）
- ・ 室内環境測定費
- ・ その他

2 仮囲い (B0)

仮囲いの複合単価は次のとおりとする。

仮囲いの複合単価＝設置費＋撤去費＋基本料＋（日額賃料×存置日数）

原則として、供用期間（存置日数）は工期から1ヶ月を減じた期間とするが、工事に必要な日数を考慮して決定する。

3 仮設鉄板敷 (B0)

敷鉄板の複合単価は次のとおりとする。

敷鉄板の複合単価＝設置費＋撤去費＋整備費＋（日額賃料×存置日数）

4 仮設材運搬費

仮囲い、仮設鉄板敷については、それぞれ運搬費を計算し、一括別途計上する。

仮囲いの使用車種は4t車、仮設鉄板敷の使用車種は11t車を標準とする。

※シートゲート (B1) には、すでに運搬費が含まれているので注意する。

5 揚重機械器具費

ホイールクレーン運転単価 (B0) 及び油圧式トラッククレーン運転単価 (B0) は、共に賃料単価であるが、単価表摘要欄の標準と長期は、期間に応じて次のように使い分ける。

標準：長期以外の場合

長期：賃貸期間1ヶ月以上の場合

揚重機械の選定、存置日数及び設置費については「建築積算のための仮設計画標準」を参照する。

6 土砂検定費 (B1)

建設発生土が、1,000 m³以上 (地山) となる場合、又は、建設発生土を広域利用事業に供する場合には、土砂検定費を計上する。

土砂検定試験体は、「建設発生土受入手続」(横浜市港湾局、財団法人横浜港埠頭公社) により、施工面積2,500 m²以内ごとに1カ所ずつ採取するものとして箇所数を数え、内訳書においては土砂検定費を一式にて計上する。

7 室内環境測定費

横浜市建築局所管工事 揮発性有機化合物 (VOC) 等の室内濃度測定マニュアルによる。

次項に基づき、必要な箇所数分の測定費を計上する。測定は、1箇所につき揮発性有機化合物及びアルデヒド類の2種類の測定が必要となる。単価は1箇所 (2種類) あたりの単価である。

なお、内訳書には一式にて計上する。

測定費金額＝測定箇所数（箇所）×単価（円／箇所）

＋ アセトアルデヒド分析用測定バッジFの単価（円）

測定対象物質は以下のとおり

施設	測定物質	
	揮発性有機化合物	アルデヒド類
学校	トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド
住宅 一般建物	トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド

8 室内環境測定に係わる測定箇所数量

(1) 新築・増築・改築及び屋内改修工事

ア 測定対象室ごとに2室以上ある場合は、建築材料等の仕様が大きく異なる室ごとに測定を行うものとする。

イ 改修工事においては、測定対象室のうち内装改修を行った室について測定を行うものとする。ただし、原則として、室内の表面積の過半以上の改修工事を対象とする。

ウ 必ず、揮発性有機化合物とアルデヒド類をそれぞれ測定するため、検査は1箇所当たり2種類の検査を行うことになる。

なお、アセトアルデヒドを測定物質に加えたため、未開封・未測定の測定バッジFが測定箇所数にかかわらず1回の測定に1つ必要となる。

エ 具体的な測定対象室は以下のとおり

	測定対象室	備考
学 校	普通教室、特別教室、管理諸室、給食室、体育館、その他必要と認める室	普通教室は施工教室が多い場合は、監督員と協議のうえ棟ごとに各階2教室程度の測定とすることができるものとする。特別教室及び管理諸室は、すべての施工諸室の測定を行うものとする。
住 宅	建設戸数又は大規模改善戸数の1割以上(10戸未満の場合は1戸以上)で各住戸原則南面する2室	
一般建物 (※1)	①事務室、②会議室、③休憩室・居住室、④宿泊室、⑤研究室などその他の主要室、⑥書庫、倉庫など常時換気しない室	「⑥書庫、倉庫など」とは、居室でなくても一定時間室内で作業をする部屋という意味であり、非居室全てをさす訳ではない。また、「常時換気しない室」とは、自然換気の室及び換気扇が設置されていても24時間稼働させない部屋を意味する。

※1：一般建物の室面積による測定箇所数は次による。

室の床面積A (㎡)	$A \leq 50$	$50 < A \leq 200$	$200 < A \leq 500$	$500 < A$
測定箇所数	1	2	3	4

(2) 屋外改修工事（屋内改修工事に伴う測定対象がない場合を含む）

測定対象室は、屋外改修工事の施工部位に接する居室で、施工状況等を考慮し、監督員と協議のうえ、原則として各階1カ所以上とする。

なお、屋外改修工事のみの場合で、揮発性有機化合物（VOC）等が含まれる材料を使用した場合は、施工前も測定を行うこととする。

<質疑応答>

Q 1 廊下等と一体となったロビー、待合スペース等、室としての区画のないスペースはどう考えるか？

A 1 単なる通過動線としてのロビーは廊下と同じで測定対象ではないが、そこに椅子等を配置して、休憩や待合スペースとした場合は測定対象となる。

Q 2 駐車場、駐輪場等で開放部分があれば自然換気が常時行われる。これは測定対象外と考えてよいか。

A 2 居室でもなく、前記⑥にも該当しないので開放部分の有無にかかわらず測定対象とならない。

Q 3 一般建物において、便所、湯沸室、浴室等は換気扇が設置されていれば、常時換気する部屋と考えて良いのか？

A 3 そのとおり。従って測定対象室にはならない。

Q 4 横浜市建築局所管工事 揮発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアルが改定され、アセトアルデヒドが測定物質に加えられたが、どのように積算すればよいか。

A 4 「測定バッジV」の金額に、測定箇所数にかかわらず「測定バッジF」1個の単価（未開封・未測定の「測定バッジF」1個とその分析費用）を加える。

9 特別安全対策費

（1）交通整理員(B1)の分類

共通単価における交通整理員の分類は次のとおり。

① 交通整理員（A）

警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員。

② 交通整理員（B）

警備業者の警備員で、交通整理員（A）以外の交通の誘導に従事する者。

(2) 交通整理員の計上

特別安全対策費として交通整理員を計上する際に、神奈川県公安委員会が認定する道路路線（以下「認定路線」という）上において交通整理業務が施工計画上必要と判断される場合は、交通整理員のうち1人以上を交通整理員（A）を配置するものとして積算する。

なお、施工計画上、認定路線上で交通整理を行う期間が全体工期の一部期間だけであることが明らかな場合などには、その期間に応じて交通整理員（A）の積算を行う。

交通整理員を複数配置する場合の上記1名以外の整理員や認定道路以外での整理員の配置については、交通整理員（B）を配置するものとして積算することを原則とするが、施工計画や現場周辺の状況から特に必要と判断される場合は、複数の交通整理員（A）を配置することを特記の上、積算することも可とする。

(3) 神奈川県公安委員会の認定する道路路線

横浜市内の認定道路は、以下の路線の全区間。（平成19年2月2日告示時点）

1	一般国道1号
2	一般国道15号
3	一般国道16号
4	一般国道246号
5	県道東京丸子横浜（綱島街道）
6	県道戸塚茅ヶ崎
7	県道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）
8	県道川崎町田

2 2 改修工事

直近改訂 平成20年5月

1 一般事項

この章で定めるもののほかは00から21までの規定を準用する。

2 改修工事の分類と単価の適用

(1) 改修工事の分類

改修工事は工事期間中の建物の執務状況を基準に、積算上次のとおり分類する。

① 全館無人改修

仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者なし）の状態で行う改修をいう。

② 執務並行改修

施工する部分に係わらず、執務中の状態で工事を行う改修をいう。1フロア毎に無人状態で工事が可能な改修の場合も上下階の施工に影響があるため、執務並行改修の扱いとする。

(2) 単価の適用

改修工事の積算に用いる共通単価は下表のとおりとする。

分類	適用する単価
全館無人改修	標準単価
執務並行改修	改修割増単価

注) 標準単価の中で改修用単価が設定されている場合（仮設、塗装など）は、原則として改修用を適用する。

(3) 改修割増単価の内容と分類上の留意事項

全館無人改修と執務並行改修で適用する単価が異なるのは、後者は執務者が居る状態の中での改修であり、下記のような作業効率の低下が生じることにより、それに応じた補正をした単価（改修割増単価）を適用するためである。

【執務並行改修による作業効率低下の例】

- ・騒音や振動の発生する作業の時間制限

- ・改修場所が点在することによる工事用資材の搬入と撤去物の搬出のための経路や時間の制限
- ・執務環境保持のための様々な作業の制約
- ・執務者以外の建物利用者に対する配慮のための作業の制約

建築物の一部分若しくは全体工期の一部期間でも執務者がいる状態で行う工事は、原則として執務並行改修工事として分類するが、対象工事の規模や工期、建物の用途などにより上記の制限・制約が大きく変わるときは、その内容に応じて適切に分類する。

3 直接仮設

単価の採用は改修の内容により「個別改修」、「複合改修」に区分して採用する。区分の方法は次による。

「個別改修」：1室において床、壁、天井のうち1つの部位のみを改修する場合

「複合改修」：1室において床、壁、天井のうち複数の部位を改修する場合

(1) 墨出し

墨出しの数量は次による。

① 屋根防水改修

水勾配の調整を必要とする改修の場合には計測・計算の対象とし、その数量は水勾配を調整する面積とする。露出防水や塗膜防水のように防水層のみの改修には適用しない。

② 外壁改修

外壁モルタル塗り、タイル張りなどを撤去し、新たに仕上げをする場合に適用し、その数量は外壁改修面積とする。外壁のクラック改修、浮き改修、吹付材のみの改修には適用しない。

③ 建具改修

既存の壁に開口を設けて新規に建具を取り付ける場合のみ計測・計算の対象とし、その数量は建具の内法寸法による面積とする。

④ 内装及び塗装改修

床、壁及び天井仕上げを下地から撤去し、新設仕上げをする場合に計測・計算の対象とし、その数量は床又は天井の改修面積とする。

また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から 1.0m の範囲の床面積とする。

(2) 養生及び整理清掃後片付け

既存部分等の養生及び整理清掃後片付けの数量は、次による。

① 屋根防水改修

数量は、改修防水層の平場面積とする。なお、部分改修で図示がない場合は、隣接する既存部分（1 m 幅を標準とする）を改修防水の平場の面積に加算する。

② 外壁改修

数量は、改修する外壁面から 2 m の範囲の水平面積とする。外壁全面改修であれば、外壁面水平長さに 8 m を加えた長さに 2 m を乗じた面積とする。

③ 建具改修

建具のみを改修する場合には、整理清掃後片付けのみ計測・計算の対象とし、その数量は外部建具の場合は建具幅に 1 m を乗じた面積及び内部建具の場合は建具幅に 2 m を乗じた面積とする。

④ 内装及び塗装改修

床、壁及び天井を改修する場合の数量は、改修する部分の床又は天井の面積とする。また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から 1 m の範囲の床面積とする。

⑤ 資材搬出入通路

資材搬出入通路の数量は、廊下、階段室、ホール等を対象とし、通路幅を 2 m とした床面積とする。

ただし、廊下等の幅が 2 m 未満の場合は、その幅を通路幅とした床面積とする。

(3) 足場

足場は、種別毎に区別し、その数量は次による。

① 外部足場

仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は台又は箇所数とする。

② 内部足場

内部仕上げ足場の数量は、天井の改修面積とする。

また、壁のみを新設及び改修する場合の内部仕上げ足場の数量は、改修する壁の水平長さに2 m を乗じた面積とする。

なお、内部仕上げ足場は高さに応じた足場とし、その数量は足場の区別に対応した天井の改修面積とする。

(4) 仮設間仕切

仮設間仕切は種別毎に区別し、その数量は面積、長さ及び箇所数とする。

各種算定用シート表紙

外部足場算定シート▶	算定シートー 1
内部足場算定シート▶	算定シートー 2
災害防止養生算定シート▶	算定シートー 3
建設発生土運搬費算定シート▶	算定シートー 4
産業廃棄物運搬費算定シート（建設廃材）▶	算定シートー 5
コンクリートガラ・アスファルトガラ・現場発生路盤材処理施設▶	算定シートー 5ー2
産業廃棄物運搬費算定シート（その他廃材）▶	算定シートー 6
土工機械運搬費算定シート▶	算定シートー 7
新営工事コンクリート単価算定シート解説▶	算定シートー 8
新営工事コンクリート単価算定シート▶	算定シートー 9
外構・改修工事コンクリート単価算定シート解説▶	算定シートー10
外構・改修工事コンクリート単価算定シート▶	算定シートー11
鉄骨工事単価等算定シート▶	算定シートー12

工事名	
作成年月日	
使用単価年月	
刊行物名称・年月	

※本シートは建築工事積算マニュアルに基づく積算作業補助のための参考資料です。
工事内容に応じて適宜使用して下さい。（積算上の必須書類ではありません）

外部足場算定シート

選択条件	採用基準	足場種類	採用種類	標準以外・複合単価準備計算		
				掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × (日数) × (係数) ⇒	複合単価 × 掛㎡・延m = 金額	
一般	建枠・布枠 採用基準 (表1参照) □ 1200・2枚	枠組本足場 B0-131519 手すり先行 方式幅木あり B1-007001 手すり先行 方式幅木なし	標準	足場	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	掛㎡
			標準	安全手摺	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	延m
	□ 900・2枚 □ 600・1枚	枠組本足場 B0-131519 手すり先行 方式幅木あり B1-007001 手すり先行 方式幅木なし	標準以外	足場	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> × () × () ⇒ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	掛㎡
			標準以外	安全手摺	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	延m
特殊 敷地その他の状況により枠組本足場の設置が困難な建物	新築	B0-131512 単管本足場	標準	足場	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	掛㎡
			標準	安全手摺	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	延m
			標準	登り棧橋	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	延m
			標準以外	足場	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> × () × () ⇒ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	掛㎡
			標準以外	安全手摺	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	延m
			標準以外	登り棧橋	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> × () × () ⇒ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	延m
	敷地周囲シート張り等	B0-131513 単管一本足場	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> × () × () ⇒ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	掛㎡		
		B0-131514 単管抱足場	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> × () × () ⇒ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>	掛㎡		

運搬費算定シート

複合単価 × 掛㎡・延m = 金額
B0-131661 掛㎡ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 延m <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131661 掛㎡ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 延m <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131662 掛㎡ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 延m <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131669 延m <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131662 掛㎡ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 延m <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131669 延m <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131663 掛㎡ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131664 掛㎡ <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>

足場面積: 掛㎡ = 足場高さ(m) × 足場長さ(m)

登り棧橋1個所当たり長さ: 延(m) = 外部足場高さ(m) × 2

表4. 計算結果一覧表

外部足場合計	
内部足場合計	
災害防止養生合計	
運搬費合計 (①+②+③)	
内 運搬費小計①	
内 運搬費小計②	
内 運搬費小計③	

整数(小数点以下切り上げ)

「標準」以外の単価は丸めを行う

外部足場合計 = (一式計上とする)

運搬費小計① = (内部足場・災害防止養生の運搬費と合算し、一式計上とする)

表1. 枠組本足場建枠・布枠採用基準 (階高4.0m程度)

新築	RC造	構造・仕上げ		階数・高さ		建枠		布枠	
		タイル等	吹付仕上げ程度	6階建以上	5階建以下	1200	900	500*2 (2枚)	500+240 (2枚)
改修	S造	ハル・スレト張り	平屋建	2階建以上	600	900	500*1 (1枚)	500+240 (2枚)	
			外壁 (タイル等)	3階建以上	1200	900	500*2 (2枚)	500+240 (2枚)	
改修	外壁 (吹付ピンニング)	外壁 (タイル等)	2階建以下	2階建以下	600	900	500*1 (1枚)	500+240 (2枚)	
			防水 (昇降用)	—	600	500*1 (1枚)			

表2. 足場種類別適用日数・高さ・階数 (RC造・建築面積750㎡程度) (足場日数算定式 2.2N+6.0)

足場種類	区分	高さ・階数等																			
		階数(N)	1階建	2階建	3階建	4階建	5階建	6階建	7階建	8階建	9階建	10階建									
標準	枠組本足場	標準日数	8	2	10	4	12	6	14	8	17	0	19	2	14	2	36	2	58	2	80
標準以外	枠組本足場	高さ階数	H < 12m 1~3階建			H < 22m 4~5階建			H ≥ 22m 6階建以上												
		単管本足場	高さ階数	H < 10m 1~2階建		H < 20m 3~5階建					H ≥ 20m 6階建以上										
	単管抱足場	高さ階数	H < 10m 1~2階建		H < 15m 3階建		H < 20m 4~5階建														
	単管一本足場	高さ階数	H < 10m 1~2階建		H < 15m 3階建		H < 20m 4~5階建														

※足場日数算定式は躯体・仕上げ一括発注の場合。分割の場合は別途計算式による
※SRC造の標準足場算定式は2.6N+6.2とする。

表3. 建築面積の大小による補正係数 (V=建築面積)

建築面積	V < 375	375 ≤ V < 575	575 ≤ V < 925	925 ≤ V < 1,250
補正係数	0.9	0.95	1.0	1.05
建築面積	1,250 ≤ V < 1,875	1,875 ≤ V < 2,500	2,500 ≤ V < 3,750 (程度)	
補正係数	1.1	1.2	1.3	

内部足場算定シート

足場種類	階高	採用基準等	採用種類	標準以外・複合単価準備計算	
				掛払手間 + 基本料 + 賃料 × 日数 ⇒	複合単価 × 掛㎡・延m = 金額
内部 躯体足場	H < 5m	当該階の鉄筋・型枠の取付及び型枠解体用並びに上階の躯体を施工する場合	標準		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
躯体足場	5m ≤ H		標準		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
地足場	その他	基礎部分 原則として基礎の根切り深さ1.5m以上	標準		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
脚立足場	H < 4m	天井仕上げ、壁仕上げがある場合	標準(20日)		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
内部 仕上足場	4m < H	天井仕上げがある場合	標準 足場		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準 安全手摺		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外 足場	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外 安全手摺	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
躯体側足場	天井仕上げがない場合		標準 足場		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準 安全手摺		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外 足場	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外 安全手摺	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
内部階段仕上足場	その他	階段室内の仕上げ用	標準		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
シャフト内足場	その他	EVシャフト内の仕上げが必要な場合	標準		<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
			標準以外	<input type="text"/> + <input type="text"/> + <input type="text"/> × <input type="text"/> ⇒	<input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>

内部仕上足場(枠組棚足場、枠組側足場) 存置日数						
階高(m)	4.0 ≤ H < 5.0	5.0 ≤ H < 5.7	5.7 ≤ H < 7.4	7.4 ≤ H < 9.1	9.1 ≤ H < 10.8	10.8 ≤ H < 12.5
存置日数	5.0 ≤ H < 5.7 枠組2段の日数を採用	25	25	26	26	27

「標準」以外の単価は丸めを行う
内部足場合計 = (一式計上とする)

運搬費算定シート

複合単価 × 掛㎡・延m = 金額
B0-131693 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131693 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131693 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131693 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131660 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131660 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131694 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131694 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131696orB0-131695 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131696orB0-131695 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131661 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131661 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131671 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131684 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131684 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131685 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>
B0-131685 <input type="text"/> × <input type="text"/> = <input type="text"/>

脚立足場面積
天井仕上げあり: 延㎡ = 床面積
壁仕上げのみ: 延㎡ = 壁面から0.5m離れた位置の延長 * 幅0.5m

内部枠組棚足場面積
延㎡ = 床面積

内部枠組側足場面積
壁仕上げのみ: 掛㎡ = 壁面から1m離れた位置の延長 * 高さ

運搬費小計② = (シート1へ)

災害防止算定シート

種類	採用条件	採用種類	標準以外・複合単価準備計算	
			掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × 確定日数 <small>(足場日数) × (補正係数) - 10</small>	複合単価 × 掛㎡・延m = 金額
B0-131537 金網式養生枠 足場面の落下防止		標準		掛㎡ × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	掛㎡ × 金額 =
B0-131538 金網張り (垂直張り) 足場面の落下防止	鉄骨工事の仮設として使用する場合は鉄骨工事の科目に計上すること	標準		掛㎡ × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	掛㎡ × 金額 =
B0-131536 金網張り (水平張り) 鉄骨作業員の墜落防止及びその他の落下防止	鉄骨工事の仮設として使用する場合は鉄骨工事の科目に計上すること	標準		掛㎡ × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	掛㎡ × 金額 =
B0-131561 養生シート 1類：落下防止、目隠し、飛散防止用 2類：目隠し・飛散防止用 (金網張り併用の場合は落下防止用として使用できる)	1類：シート張りのみ(落下防止併用) 2類：シート張りのみ(目隠し・飛散防止用) 金網張り併用(落下防止付加)	標準		掛㎡ × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	掛㎡ × 金額 =
		標準		掛㎡ × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	掛㎡ × 金額 =
B0-131562 ネット状養生シート 1類：落下防止用 2類：吹き付け養生・飛散防止用 (金網張り併用の場合は落下防止用として使用できる)	1類：シート張りのみ(落下防止用) 2類：シート張りのみ(目隠し・飛散防止用) 金網張り併用(落下防止付加)	標準		掛㎡ × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	掛㎡ × 金額 =
		標準		掛㎡ × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	掛㎡ × 金額 =
B0-131569 養生防護棚(朝顔) 落下物に対する保護	枠組・単管：足場種類による ※単位に注意	直線部	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	延m × 金額 =
		コーナー部	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	ヶ所 ※ × 金額 =
B0-131553 安全ネット (水平張り) 鉄骨作業員の墜落防止及びその他の落下防止	鉄骨工事の仮設として使用する場合は鉄骨工事の科目に計上すること		掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	延㎡ × 金額 =
B0-131566 小幅ネット 作業員の墜落防止及びその他の落下防止	ラッセル網・防炎タイプ	標準		延m × 金額 =
		標準以外	掛払手間 + 基本料 + 日額賃料 × () × () - 10 ⇒	延m × 金額 =

※ 災害防止日数：足場存置標準日数×建築面積補正係数－10日
※ 養生シート張り等の数量は、原則として外部足場の1層分(1.7m)を除く。

整数(小数点以下切り上げ)

「標準」以外の単価は丸めを行う

災害防止合計 = 式計上とする

運搬費算定シート

複合単価 × 掛㎡・延m = 金額
B0-131686 掛㎡ × 金額 =
B0-131686 掛㎡ × 金額 =
B0-131687 掛㎡ × 金額 =
B0-131687 掛㎡ × 金額 =
B0-131687 掛㎡ × 金額 =
B0-131687 掛㎡ × 金額 =
B0-131688 掛㎡ × 金額 =
B0-131688 掛㎡ × 金額 =
B0-131688 掛㎡ × 金額 =
B0-131688 掛㎡ × 金額 =
B0-131688 掛㎡ × 金額 =
B0-131688 掛㎡ × 金額 =
B0-131688 掛㎡ × 金額 =
B0-131672 延m × 金額 =
B0-131672 コーナ部延m ※ × 金額 =
B0-131688 延㎡ × 金額 =
B0-131689 延m × 金額 =
B0-131689 延m × 金額 =

外部足場の災害防止については、養生シート(防災1類)を標準とする

飛散防止のみを目的とした場合は金網張りを併用しない
2類：金網張り併用を採用する場合は「金網張り」の算定も行うこと

吹き付け養生・飛散防止のみを目的とした場合は金網張りを併用しない
2類：金網張り併用を採用する場合は「金網張り」の算定も行うこと

運搬費小計③ = 式計上とする
↑シート1へ

建設発生土運搬費算定シート

<準備作業>

■ 搬出量 m3

運搬物種別	積み込み機械 (根切りで使用した機械)	運搬車輛
■ 発生土	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.13m3)	<input type="checkbox"/> 2 t ダンプ
	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.28m3)	<input type="checkbox"/> 4 t ダンプ(小規模工事)
	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.45m3)	<input type="checkbox"/> 10 t ダンプ(標準工事)
	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.80m3)	
	<input type="checkbox"/> バックホウ (1.40m3)	
	<input type="checkbox"/> クラムシェル (0.60m3)	
	<input type="checkbox"/> 人力施工	<input type="checkbox"/> 2 t ダンプ

■ 搬出車輛(搬出物)

車輛タイプ	総搬出量 (m3) (a)	最大積載量 (m3) (b)	台数 (a/b)	算出結果 (台)	積載量換算表(建設発生土)	
					土砂 (1.8t/m3*)	硬岩 (- t /m3*)
<input type="checkbox"/> 2 t ダンプ					1.1 m3	- m3
<input type="checkbox"/> 4 t ダンプ					2.2 m3	- m3
<input type="checkbox"/> 10 t ダンプ					5.5 m3	- m3

*注 ①算出結果(台)…小数点以下切り上げ ②積載量換算表…括弧内の数字は比重 ③発生土の種類が硬岩等特殊な物の場合は、別途見積による。

<運搬費算定>

一般道路のみを走行する場合

走行距離(DID区間あり)	km →	円/m3 ×	m3 =	円 …A
走行ルート:				

自動車専用道路を利用する場合

走行ルート	現場から ICまで	IC・JCまで	IC・JCまで
道路名称	DID区間なし	DID区間なし	DID区間なし
通常通行料金		円	円
走行距離	キルビメータで km	表より km	表より km
走行ルート	IC・JCまで	IC・JCまで	処分場まで(一般道)
道路名称	DID区間なし	DID区間なし	DID区間なし
通常通行料金	円	円	
走行距離	表より km	表より km	表orキルビメータで km
走行距離 (DID区間なし) _____ km			
→ _____ 円/m3 × _____ m3 = _____ 円 …①			
通行料金：東日本・中日本高速道路株式会社路線 (控除率：16%)			
_____ 円 (片道単価 上表合計) × _____ 台(運転台数) × 2 × 0.84 = _____ 円 …②			
通行料金：首都高速道路株式会社路線 (控除率：10%)			
_____ 円 (片道単価 上表合計) × _____ 台(運転台数) × 2 × 0.9 = _____ 円 …③			
算出結果(①+②+③) _____ 円 …B			
<input type="checkbox"/> A > B <input type="checkbox"/> A < B (採用金額) _____ 円			

■参考文献

- ・「設計担当者連絡会に於ける協議事項及び確認事項」(道路局設計担当者連絡会)
- ・「建築工事から発生する廃棄物の処理の手引き」(資源循環局産業廃棄物対策課)
- ・「平成19年基準 国土交通省建築工事積算基準の解説」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

<自動車専用道路 通行料金等一覧／平成20年4月1日現在>

【首都高速株式会社路線】

□ 1号横羽線 ①600円②1200円	浅田ランプ				区 間 距 離
	汐入ランプ 0.7				
	生麦ランプ 2.7 3.4				
	子安守屋町ランプ 1.6 4.3 5.0				
	東神奈川ランプ 2.3 3.9 6.6 7.3				
	横浜駅東口ランプ 1.5 3.8 5.4 8.1 8.8				
	みなとみらいランプ 0.7 2.2 4.5 6.1 8.8 9.5				
	横浜公園ランプ 1.7 2.4 3.9 6.2 7.8 10.5 11.2				
新山下ランプ 1.8 3.5 4.2 5.7 8.0 9.6 12.3 13.0					

□ 2号横羽線 ①600円②1200円	保土ヶ谷 I. C				区 間 距 離
	三ツ沢ランプ 1.1				
	横浜駅西口ランプ 1.2 2.3				
	東神奈川ランプ 1.4 2.6 3.7				
横浜駅東口ランプ 1.0 2.2 4.7					

□ 3号横羽線 ①600円②1200円	狩場 I. C				区 間 距 離
	永田ランプ 1.5				
	花之木ランプ 1.9 3.4				
	阪東橋ランプ 0.5 2.4 3.9				
	石川町 I. C 2.0 2.5 4.4 5.9				
	新山下ランプ 1.4 3.4 3.9 5.8 7.3				
横浜公園ランプ 0.4 2.4 2.9 4.8 6.3					

□ 5号横羽線 ①600円②1200円	山下町ランプ				区 間 距 離
	新山下ランプ 1.1				
	本牧 JCT 1.6 2.6				
	大黒ふ頭 JCT 2.5 4.1 5.1				
生麦 JCT 4.2 6.7 8.3 9.3					

□ 湾岸線 ①600円②1200円	本牧ランプ				区 間 距 離
	三溪園ランプ 3.3				
	磯子ランプ 4.7 8.0				
	杉田ランプ 1.9 6.6 9.9				
	幸浦ランプ 3.4 5.3 10.0 13.3				
	並木 I. C 4.0 5.9 10.6 13.9				

【国道】

□ 保土ヶ谷バイパス ①②とも無料	新保土ヶ谷 I. C				区 間 距 離
	新桜ヶ丘 I. C 0.9				
	南本宿 I. C 2.1 3.0				
	本村 I. C 1.0 3.1 4.0				
	下川井 I. C 2.5 3.5 5.6 6.5				
	上川井 I. C 2.5 5.0 6.0 8.1 9.0				

* 特記なき場合は、①2t、4t積載車②10t積載車。
* 通行料金は通常料金。(ETC, その他割引なし)
* 区間距離: km、料金: 円

【東日本高速道路株式会社路線】

□ 横浜横須賀道路 (左) 2t、4t積載車 (右) 10t積載車	新保土ヶ谷 I. C										区 間 距 離	
	700	900	500	400	200	1000	1350	700	550	—		狩場 I. C 0.8
	550	750	350	250	—	—	—	—	—	—		別所 I. C 3.2 4.0
	300	500	100	—	—	500	800	200	—	—		日野 I. C 4.5 7.7 8.5
	250	450	—	—	—	300	700	—	—	—		港南台 I. C 1.6 6.1 9.3 10.1
	450	—	—	—	—	700	—	—	—	—		並木 I. C 6.3 7.9 12.4 15.6 16.4
朝比奈 I. C 6.3 4.2 5.8 10.3 13.5 14.3												

□ 横浜新道 ①250円②350円	保土ヶ谷 I. C										区 間 距 離	
	峰岡 1.3											
	星川 0.8 2.1											
	藤塚 1.7 2.5 3.8											
	新保土ヶ谷 I. C 0.3 2.0 2.8 4.1											
	今井 1.2 1.5 3.2 4.0 5.3											
	川上 1.6 2.8 3.1 4.8 5.6 6.9											
	上矢部 2.0 3.6 4.8 5.1 6.8 7.6 8.9											
	旧道合流 0.8 2.8 4.4 5.6 5.9 7.6 8.4 9.7											
	矢沢 1.5 2.3 4.3 5.9 7.1 7.4 9.1 9.9 11.2											
戸塚警察署前 1.3 2.8 3.6 5.6 7.2 8.4 8.7 10.4 11.2 12.5												

□ 第三京浜道路 (左) 2t、4t積載車 (右) 10t積載車	京浜川崎 I. C										区 間 距 離
	250	150	100	350	250	150	都筑 I. C 6.0				
	150	100	—	200	100	—	港北 I. C 3.0 9.0				
	100	—	—	150	—	—	保土ヶ谷 I. C 6.4 9.4 15.4				

【中日本高速道路株式会社路線】

□ 東名高速道路 ①400円②500円	・横浜青葉～横浜町田 I. C (区間距離 6.4 km)
---------------------	-------------------------------

□ 参考／主な処分地と自動車専用道路出入口の区間距離 (km)

処分地等名称	使用出入口名	区間距離
大黒ふ頭中継所	大黒ふ頭ランプ	3.3
磯子輸送中継所	並木ランプ	3.8
金沢幸浦中継所	並木ランプ	2.2
	阪東橋ランプ	11.4
	花之木ランプ	11.3
	杉田ランプ	3.8
金沢舗装材再利用 ^ラ ント	並木ランプ	1.8
	阪東橋ランプ	11.5
	花之木ランプ	11.3
	幸浦ランプ	3.5
南本牧廃棄物最終処分地	三溪園ランプ	2.9
	新山下ランプ	6.1
	阪東橋ランプ	10.0

* 道路名は省略、その他処分地は「…道路網図」参考のこと。

■産業廃棄物運搬費算定シート（建設廃材）

平成14年11月 1日 建築局営繕企画課技術管理担当
直近改訂 平成22年5月

<準備作業>

運搬物種別	積み込み機械 (根切りで使用した機械)	運搬車輛
<input type="checkbox"/> 廃材(コンクリート類)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.13m3)	<input type="checkbox"/> 2 t ダンプ
<input type="checkbox"/> 廃材(アスファルト塊)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.28m3)	<input type="checkbox"/> 4 t ダンプ(小規模工事)
<input type="checkbox"/> 廃材(木材類)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.45m3)	<input type="checkbox"/> 10 t ダンプ(標準工事)
<input type="checkbox"/> 廃材(石膏ボード類)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.80m3)	
	<input type="checkbox"/> バックホウ (1.40m3)	
	<input type="checkbox"/> クラムシェル (0.60m3)	
	<input type="checkbox"/> 人力施工	<input type="checkbox"/> 2 t ダンプ

<運搬費算定>

一般道路のみを走行する場合

走行距離(DID区間あり)	km →	円/m3 ×	m3 =	円 …A
走行ルート:				

自動車専用道路を利用する場合

走行ルート	現場から ICまで	IC・JCまで	IC・JCまで
道路名称	DID区間なし	DID区間なし	DID区間なし
通常通行料金		円	円
走行距離	キロメートルで km	表より km	表より km
走行ルート	IC・JCまで	IC・JCまで	処分場まで(一般道)
道路名称	DID区間なし	DID区間なし	DID区間なし
通常通行料金	円	円	
走行距離	表より km	表より km	表orキロメートルで km

走行距離(DID区間なし)	km	→	円/m3 ×	m3 =	円 …①
---------------	----	---	--------	------	------

通行料金: 東日本・中日本高速道路株式会社路線 (控除率: 16%)	円 (片道単価 上表合計) ×	台(運転台数) × 2 × 0.84 =	円 …②
------------------------------------	--------------------	----------------------	------

通行料金: 首都高速道路株式会社路線 (控除率: 10%)	円 (片道単価 上表合計) ×	台(運転台数) × 2 × 0.9 =	円 …③
-------------------------------	--------------------	---------------------	------

算出結果(①+②+③)	円 …B
-------------	------

<input type="checkbox"/> A > B <input type="checkbox"/> A < B (採用金額)	円
--	---

<運搬費算定に伴う準備作業>

■ 排出量 _____ m³

■ 排出車両

(排出物: _____)

2 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

4 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

10 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

(排出物: _____)

2 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

4 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

10 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

(排出物: _____)

2 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

4 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

10 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

<排出物による積載量換算表>

	比重: t/m ³	10 t 車積載量 (m ³)	4 t 車積載量 (m ³)	2 t 車積載量 (m ³)
コンクリート類	2.35 t/m ³	4.2 m ³	1.7 m ³	0.8 m ³
アスファルト塊	2.36 t/m ³	4.2 m ³	1.7 m ³	0.8 m ³
木材類	0.60 t/m ³	16.6 m ³	6.6 m ³	3.3 m ³
石膏ボード類	1.60 t/m ³	6.2 m ³	2.5 m ³	1.2 m ³

※ 実情と異なる場合は、建築物荷重基準・同解説(日本建築学会刊)を参考に換算すること。

■参考文献

- ・「設計担当者連絡会に於ける協議事項及び確認事項」(道路局設計担当者連絡会)
- ・「建築工事から発生する廃棄物の処理の手引き」(環境保全局廃棄物・残土対策課)
- ・「平成15年基準 国土交通省建築工事積算基準の解説」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

■産業廃棄物運搬費算定シート（その他廃材）

平成14年11月 1日 建築局営繕企画課技術管理担当
直近改訂 平成22年5月

<準備作業>

運搬物種別	積み込み機械 (根切りで使用した機械)	運搬車両
<input type="checkbox"/> 廃材(汚泥)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.13m3)	<input type="checkbox"/> 2 t ダンプ
<input type="checkbox"/> 廃材(金属クズ)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.28m3)	<input type="checkbox"/> 4 t ダンプ(小規模工事)
<input type="checkbox"/> 廃材(ガラス・陶器クズ)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.45m3)	<input type="checkbox"/> 10 t ダンプ(標準工事)
<input type="checkbox"/> 廃材(混合廃棄物)	<input type="checkbox"/> バックホウ (0.80m3)	
	<input type="checkbox"/> バックホウ (1.40m3)	
	<input type="checkbox"/> クラムシェル (0.60m3)	
	<input type="checkbox"/> 人力施工	<input type="checkbox"/> 2 t ダンプ

<運搬費算定>

一般道路のみを走行する場合

走行距離(DID区間あり)	km →	円/m3 ×	m3 =	円 …A
走行ルート:				

自動車専用道路を利用する場合

走行ルート	現場から ICまで	IC・JCまで	IC・JCまで
道路名称	DID区間なし	DID区間なし	DID区間なし
通常通行料金		円	円
走行距離	キロメートルで km	表より km	表より km

走行ルート	IC・JCまで	IC・JCまで	処分場まで(一般道)
道路名称	DID区間なし	DID区間なし	DID区間なし
通常通行料金	円	円	
走行距離	表より km	表より km	表orキロメートルで km

走行距離 (DID区間なし)	km	→	円/m3 ×	m3 =	円 …①
----------------	----	---	--------	------	------

通行料金：東日本・中日本高速道路株式会社路線 (控除率：16%)	円 (片道単価 上表合計) ×	台(運転台数) × 2 × 0.84 =	円 …②
----------------------------------	--------------------	----------------------	------

通行料金：首都高速道路株式会社路線 (控除率：10%)	円 (片道単価 上表合計) ×	台(運転台数) × 2 × 0.9 =	円 …③
-----------------------------	--------------------	---------------------	------

算出結果(①+②+③)	円 …B
-------------	------

<input type="checkbox"/> A > B <input type="checkbox"/> A < B (採用金額)	円
--	---

■参考文献

- ・「設計担当者連絡会に於ける協議事項及び確認事項」(道路局設計担当者連絡会)
- ・「建築工事から発生する廃棄物の処理の手引き」(環境保全局廃棄物・残土対策課)
- ・「平成15年基準 国土交通省建築工事積算基準の解説」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)

<運搬費算定に伴う準備作業>

■ 排出量 _____ m³

■ 排出車両

(排出物: _____)

2 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

4 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

10 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

(排出物: _____)

2 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

4 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

10 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

(排出物: _____)

2 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

4 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

10 t ダンプ
(総排出量: _____ m³) ÷ (最大積載量: _____ m³) = _____ 台 → _____ 台 (小数点以下切上げ)

<排出物による積載量換算表>

	比重: t/m ³	10 t 車積載量 (m ³)	4 t 車積載量 (m ³)	2 t 車積載量 (m ³)
汚 泥	1.20 t/m ³	8.3 m ³	3.3 m ³	1.6 m ³
金 属 ク ズ	1.40 t/m ³	7.1 m ³	2.8 m ³	1.4 m ³
ガラス・陶器クズ	1.50 t/m ³	6.6 m ³	2.6 m ³	1.3 m ³
混合廃棄物	— t/m ³	10.3 m ³	4.15 m ³	2.0 m ³

※ 混合廃棄物とは、上記廃材及び建設廃材以外のものを指し、具体的には仕上げ及び材料類、廃プラスチック類、建設木クズ等を言う。

※ 実情と異なる場合は、建築物荷重基準・同解説(日本建築学会刊)を参考に換算すること。

土工機械運搬費算定シート

平成14年11月1日 建築局営繕企画課技術管理担当
直近改訂 平成17年 2月

表1 土工名称・土工区分別の使用機種等一覧表

適用	使用機種		バックホウ *カッコ内 最大掘削深さ(単位:m)					クラムシェル	ブルドーザ		タイヤローラ	振動ローラ	運搬費等計	
	土工名称・土工区分		0.13m ³ (2)	0.28m ³ (3)	0.45m ³ (4)	0.8m ³ (5)	1.4m ³ (6)	0.6m ³	3t	15t	8~20t	2.5~2.8t		
□	根切り	つぼ掘り及び布掘り					<input type="checkbox"/>						—	
		山留め付き 総掘り	自立式						<input type="checkbox"/>					—
			切梁腹起方式			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					—
			グラウンドアンカー方式				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					—
		法付き総掘り						<input type="checkbox"/>						—
小規模土工			<input type="checkbox"/>									—		
□	埋戻し	つぼ掘り及び布掘り					<input type="checkbox"/>						—	
		山留め付き総掘り					<input type="checkbox"/>						—	
		法付き総掘り					<input type="checkbox"/>						—	
		小規模土工			<input type="checkbox"/>								—	
□	盛土				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						—		
	敷ならし							<input type="checkbox"/>				—		
	締固め										<input type="checkbox"/>	—		
	すきとり								<input type="checkbox"/>			—		
□	積込	一般					<input type="checkbox"/>					—		
		小規模土工			<input type="checkbox"/>							—		
土工 機械 運搬費	A	使用機種別台数合計(□のチェック数合計)											—	
	B	使用機械1台当たりの運搬費		単価なし	B0-132711	B0-132711	B0-132711	B0-132711	B0-132721	B0-132731	B0-132731	B0-132742	B0-132752	—
	C	使用機械別運搬費(C=A×B)												①
分解 組立費	D	分解組立回数(D=A)												—
	E	分解組立単価							B0-132722					—
	F	分解組立費(F=D×E)							②	←*丸めない(①、③も同様に丸めないこと)			②	
計	G	土工機械運搬費(一式計上、③=①+②)											③	

<使用にあたって>

- このシートは、土工事の積算において各種の土工機械を使用する場合の、その土工機械の運搬費を算出するためのものである。
- 土工機械運搬に使用する運搬機械は 一律 12t 積みのトラック を想定している。
- 表1の □ 記号欄は、各々の土工名称・土工区分に対応して標準とする土工機械を示している。
従って、現場状況やバックホウの最大掘削深さ制限等により、標準によれないと判断した場合には、□ 欄以外の適切な欄にチェックマークを付けて使用すること。
- 「積込」は仮置きやすきとりで一カ所に集められた土を運搬機械に積み込む場合に適用する。
根切り土の積込は根切り歩掛かりに含まれているので、重複計上しないよう注意すること。
- クラムシェル 0.6 m³に限り「分解組立費」を加算する。
- 計算において一切の丸め処理は行わず、また最後の一式合算の場合においても丸め処理はおこなわない(但し1円未満がある場合はそれを切り捨てる)。

新営工事コンクリート単価算定シート解説(外構・改修工事には使用できません)

<p>☆シートの活用方法</p> <p>コンクリートの単価は材料費、打設手間、コンクリートポンプ圧送費等から算定しますが、外構工事、改修工事に当たっては、本シートによらず、別途単価を算出する。</p> <p>なお、本解説で以下に記す○数字、記号は、シートの番号である。</p>	<p>※⑤構造体強度補正值(S)</p> <p>打設部位毎に打設時期を想定し記入する。さらにその打設時期により3～6N/mm²の補正を行う。(横浜市建築工事特則仕様書参照)</p> <p>なお、補正を要するものは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋軽量コンクリート造、スラブ配筋の土間コンクリートであり、無筋コンクリート、水密コンクリート、軽微な工作物、場所打ちコンクリート杭、地中連続壁には補正を要しない。</p>	<p>☆Dコンクリートポンプ圧送(B0)</p> <p>・⑩1回当たりの打設数量により決定</p> <p>☆Eコンクリートポンプ圧送基本料金(B0)</p> <p>・打設数量にかかわらず計上する。</p> <p>☆Fコンクリート配管受台(B0)</p> <p>・⑨で、配管型ポンプ車を選択した場合に計上する。</p> <p>☆Gコンクリート配管受台運搬費(B1)</p> <p>・⑨で、配管型ポンプ車を選択した場合に計上する。</p>																								
<p>※①コンクリート種別</p> <p>普通コンクリートを標準とし、原則としてレディーミクストコンクリートとする。</p>	<p>※⑥発注強度(Fh)</p> <p>発注強度(Fh) = 設計基準強度(Fc) + 構造体強度補正(S) (④ + ⑤)</p>																									
<p>※②打設部位</p> <p>捨てコンクリート、耐圧版、地下一般躯体、地上一般躯体、外部犬走りコンクリート及び防水押さえコンクリート等をいう。</p>	<p>※⑨打設方法の選定</p> <p>コンクリートの打設は、コンクリートポンプ車による打ち込みを標準とし、ブーム式ポンプ車使用を原則とする。敷地の形状等により配管型ポンプ車を使用する場合は、コンクリート配管受台およびコンクリート配管受台運搬費を計上する。</p> <p>a. 原則としてブーム式ポンプ車を使用する。</p> <p>b. 敷地状況により明らかにブーム式が不可能な場合 → 配管型ポンプ車を使用し、コンクリート配管受台、コンクリート配管受台運搬費を別途計上する。</p> <p>c. 下記のような特殊なポンプ圧送の場合は圧送業者からのデータによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所圧送(垂直100m以上、中継圧送を含む) ・長距離圧送(水平配管延長500m以上) ・下がり配管圧送(垂直下がり配管の長いもの) 																									
<p>※③部位区分記号と適用規準</p> <p>③の欄は以下の基準に従い記入する。</p> <table border="1" data-bbox="252 850 1032 1507"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>部位区分</th> <th>適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>躯体</td> <td>一般的な柱、梁、床等のほか下記以外のもの。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>基礎部</td> <td>べた基礎、地中梁、フーチング、地下室等の耐圧版に適用する。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>土間</td> <td>外部犬走り等の土間について適用し、一般的な1階土間スラブについては適用しない。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>S造スラブ</td> <td>S造スラブに適用する。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>捨てコンクリート</td> <td>捨てコンクリートに適用する。</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>防水保護コンクリート</td> <td>防水押さえコンクリートに適用する。</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>小型構造物</td> <td>工作物に適用する。</td> </tr> </tbody> </table>	記号	部位区分	適用基準	ア	躯体	一般的な柱、梁、床等のほか下記以外のもの。	イ	基礎部	べた基礎、地中梁、フーチング、地下室等の耐圧版に適用する。	ウ	土間	外部犬走り等の土間について適用し、一般的な1階土間スラブについては適用しない。	エ	S造スラブ	S造スラブに適用する。	オ	捨てコンクリート	捨てコンクリートに適用する。	カ	防水保護コンクリート	防水押さえコンクリートに適用する。	キ	小型構造物	工作物に適用する。	<p>※⑩ポンプ車1回当たりの打設量Vの算定</p> <p>一回あたりの打設数量をチェックする。</p> <p>☆A材料費(B1)</p> <p>下記によって決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①コンクリート種別(普通) ・⑥発注強度 ・⑦スランプ(15・18) 	
記号	部位区分	適用基準																								
ア	躯体	一般的な柱、梁、床等のほか下記以外のもの。																								
イ	基礎部	べた基礎、地中梁、フーチング、地下室等の耐圧版に適用する。																								
ウ	土間	外部犬走り等の土間について適用し、一般的な1階土間スラブについては適用しない。																								
エ	S造スラブ	S造スラブに適用する。																								
オ	捨てコンクリート	捨てコンクリートに適用する。																								
カ	防水保護コンクリート	防水押さえコンクリートに適用する。																								
キ	小型構造物	工作物に適用する。																								
<p>※④設計基準強度(Fc)</p> <p>設計基準強度(Fc)は、普通コンクリートでは36N/mm²以下、軽量コンクリートでは36N/mm²未満とし、特記による。</p>	<p>☆B打設手間(B0)</p> <p>下記によって決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③部位区分記号(ア・イ・ウ・エ・オ・カ・キ) ・⑦スランプ(15・18) ・⑩1回当たりの打設数量 <p>☆C生コンクリート補正単価(B1)</p> <p>補正項目は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高炉セメントによる低減▲ ・小型車使用による割増 																									

新営工事コンクリート単価算定シート（外構・改修工事使用不可）

《分類・整理》										《m ³ 当たりの複合単価の算出》			《コンクリートポンプ圧送費の算出》			《コンクリート配管受台の算出》						
※①	※②	※③		※④	※⑤		※⑥= ④+⑤	⑦	⑧	(W)	※⑨	※⑩	☆ A	☆ B	☆ C	⑪	☆ D	☆ E	※⑫= ⑧×D+E	☆ F	☆ G	番号
コンクリート種別	打設部位	部位区分		設計基準強度 F _c	想定打設時期	構造体強度補正值 S	発注強度 F _h	スラブ	コンクリート数量	打設方法	ポンプ圧送1回当たり打設数量	材料費	打設手間	生コン補正単価	合計	コンクリートポンプ圧送	コンクリートポンプ圧送基本料金	各コンクリートポンプ圧送費	コンクリート配管受台 (⑨より)	コンクリート配管受台運搬費 (⑨より)	番号	
		記号		N/mm ²	年月日	N/mm ²	N/mm ²	cm	m ³		m ³	(複合単価コード) 単価 円	(複合単価コード) 単価 円	(複合単価コード) 単価 円	円	(複合単価コード) 単価 円	(複合単価コード) 単価 円	小数点以下切捨 金額(注1) 円	上段：打設面積 下段：金額(注1)	上段：打設面積 下段：金額(注1)		
1	高炉B	捨てコン(ピット下等)	オ	18	23.11.12	6	18	18	10.2	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			1	
2	普通	地下ピット床版	イ	21	23.12.2	6	24	18	51.2	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			2	
3	普通	基礎梁・フーチング	イ	21	23.12.17	6	27	18	248	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			3	
4	高炉B	捨てコン(土間スラブ下)	オ	18	24.1.8	6	18	18	12.4	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			4	
5	普通	1階床	ア	21	24.1.15	6	27	18	152	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			5	
6	普通	1階立ち上がり	ア	21	24.2.22	6	27	18	320	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			6	
7	普通	2階立ち上がり	ア	21	24.3.25	6	24	18	311	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			7	
8	高炉B	防水押さえ	カ	18	24.5.23	6	18	18	8.8	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			8	
9	高炉B	犬走り	ウ	18	24.6.30	6	18	18	15.2	ブーム	100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			9	
10						6					100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			10	
11						6					100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			11	
12						6					100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			12	
13						6					100m ³ /回以上 50~100m ³ /回 50m ³ /回未満	()	(B -)	(B -)	()	(B -)	(B -)	()			13	

※印・☆印のある○数字は「解説」を参照のこと

想定打設時期は工程表を作成し決定する

構造体強度補正值は、「横浜市建築工事特別仕様書」による

A, B, C, D, E, F及びGはそれぞれ単価表(複合単価作成用)による

複合単価の丸めは行わない

注1<金額の丸め処理> 1~13行までのそれぞれの金額で小数点以下を切り捨てる。

各コンクリートポンプ圧送費の合計(一式計上)

⑩で配管型ポンプ車を選択した場合のみ一式計上する。

外構・改修工事コンクリート単価算定シート解説(新営工事には使用できません)

<p>☆シートの活用方法</p> <p>コンクリートの単価は材料費、打設手間、コンクリートポンプ圧送費等から算定しますが、新営工事に当たっては、本シートによらず、別途単価を算出する。</p> <p>なお、本解説で以下に記す○数字、記号は、シートの番号である。</p>	<p>※⑤構造体強度補正值 S</p> <p>各打設部位毎に打設時期を想定し記入する。さらにその打設時期により3～6Nの補正を行う。(横浜市建築工事特則仕様書参照)</p> <p>なお、補正を要するものは、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋軽量コンクリート造、スラブ配筋の土間コンクリートであり、無筋コンクリート、水密コンクリート、軽微な工作物、場所打ちコンクリート杭、地中連続壁には補正を要しない。</p>	<p>☆Cコンクリートポンプ車運転(B0)</p> <p>下記によって決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑨打設方法(配管・ブーム) ・⑩ポンプ車1台1回当たり打設数量 <p>☆D生コンクリート補正単価(B1)</p> <p>補正項目は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高炉セメントによる低減▲ ・小型車使用による割増 																																	
<p>※①コンクリート種別</p> <p>普通コンクリート及び軽量コンクリートを標準とし、原則としてレディーミクストコンクリートとする。</p>	<p>※⑥発注強度Fh</p> <p>発注強度Fh=設計基準強度(Fc)+構造体強度補正值(S)(④+⑤)</p>	<p>☆Eコンクリートポンプ組み立て(B0)</p> <p>下記によって決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑨打設方法(配管・ブーム) ・⑩ポンプ車1台1回当たり打設数量 																																	
<p>※②打設部位</p> <p>均しコンクリート、耐圧版、地下一般躯体、地上一般躯体、外部犬走りコンクリート及び防水押さえコンクリート等をいう。</p>	<p>※⑨打設方法の選定</p> <p>コンクリートの打設は、コンクリートポンプ車による打ち込みを標準とし、ブーム式ポンプ車使用を原則とする。敷地の形状等により配管型ポンプ車を使用する場合は、コンクリート配管受台およびコンクリート配管受台運搬費を計上する。</p>	<p>☆Fコンクリート配管受台(B0)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑨で、配管型ポンプ車を選択した場合に計上する。 <p>☆Gコンクリート配管受台運搬費(B1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑨で、配管型ポンプ車を選択した場合に計上する。 																																	
<p>※③部位区分記号と適用規準</p> <p>③の欄は以下の基準に従い記入する。</p> <table border="1" data-bbox="252 947 1032 1476"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>部位区分</th> <th>適用基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>一般</td> <td>一般的な柱、梁、床等のほか下記以外のもの。</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>耐圧版・スラブ</td> <td>べた基礎、地下室等の耐圧版に適用する。</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>土間コンクリート</td> <td>外部犬走り、体育館等の土間について適用し、一般的な1階土間スラブについては適用しない。</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>捨てコンクリート</td> <td>捨てコンクリート及び防水押さえコンクリート等に適用する。</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>防水保護コンクリート</td> <td>防水押さえコンクリート等に適用する</td> </tr> </tbody> </table>	記号	部位区分	適用基準	ア	一般	一般的な柱、梁、床等のほか下記以外のもの。	イ	耐圧版・スラブ	べた基礎、地下室等の耐圧版に適用する。	ウ	土間コンクリート	外部犬走り、体育館等の土間について適用し、一般的な1階土間スラブについては適用しない。	エ	捨てコンクリート	捨てコンクリート及び防水押さえコンクリート等に適用する。	オ	防水保護コンクリート	防水押さえコンクリート等に適用する	<p>a. 原則としてブーム式ポンプ車を使用する。</p> <p>b. 敷地状況により明らかにブーム式が不可能な場合 → 配管型ポンプ車を使用し、コンクリート配管受台、コンクリート配管受台運搬費を別途計上する。</p> <p>c. 下記のような特殊なポンプ圧送の場合は圧送業者からのデータによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高所圧送(垂直100m以上、中継圧送を含む) ・長距離圧送(水平配管延長500m以上) ・下がり配管圧送(垂直下がり配管の長いもの) <p>※⑩ポンプ車1台1回当たりの打設量Vの算定</p> <p>普通コンクリートスランプ18cmの場合</p> <table border="1" data-bbox="1151 1312 1923 1518"> <thead> <tr> <th>V(m³)</th> <th>変換係数</th> <th>読み替えるV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>270 ≤ V < 540</td> <td>2</td> <td>V/2</td> </tr> <tr> <td>540 ≤ V < 810</td> <td>3</td> <td>V/3</td> </tr> <tr> <td>810 ≤ V < 1080</td> <td>4</td> <td>V/4</td> </tr> <tr> <td>270n ≤ V < 270(n+1)</td> <td>n</td> <td>V/n</td> </tr> </tbody> </table>	V(m ³)	変換係数	読み替えるV	270 ≤ V < 540	2	V/2	540 ≤ V < 810	3	V/3	810 ≤ V < 1080	4	V/4	270n ≤ V < 270(n+1)	n	V/n	
記号	部位区分	適用基準																																	
ア	一般	一般的な柱、梁、床等のほか下記以外のもの。																																	
イ	耐圧版・スラブ	べた基礎、地下室等の耐圧版に適用する。																																	
ウ	土間コンクリート	外部犬走り、体育館等の土間について適用し、一般的な1階土間スラブについては適用しない。																																	
エ	捨てコンクリート	捨てコンクリート及び防水押さえコンクリート等に適用する。																																	
オ	防水保護コンクリート	防水押さえコンクリート等に適用する																																	
V(m ³)	変換係数	読み替えるV																																	
270 ≤ V < 540	2	V/2																																	
540 ≤ V < 810	3	V/3																																	
810 ≤ V < 1080	4	V/4																																	
270n ≤ V < 270(n+1)	n	V/n																																	
<p>※④設計基準強度(Fc)</p> <p>設計基準強度(Fc)は、普通コンクリートでは36N/mm²以下、軽量コンクリートでは36N/mm²未満とし、特記による。</p>	<p>☆A材料費(B1)</p> <p>下記によって決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①コンクリート種別(普通・軽量) ・⑥発注強度 ・⑦スランプ(15・18) <p>☆B打設手間(B0)</p> <p>下記によって決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・③部位区分記号(ア・イ・ウ・エ・オ) ・⑩打設数量 																																		

外構・改修工事コンクリート単価算定シート(新営工事には使用できません)

直近改訂 平成23年5月

番号	《分類・整理》					《打設準備費の算出》			《㎡当たりの複合単価の算出》				《打設準備費の算出》		《コンクリート配管受台の算出》		番号				
	※①	※②	※③	※④	※⑤	※⑥= ④+⑤	⑦	⑧ (W)	※⑨	※⑩	⑪= ⑧/⑩	☆ A	☆ B	☆ C	☆ D	⑫		☆ E	※⑬= ⑪×E	☆ F	☆ G
	コンクリート種別	打設部位	部位区分記号	設計基準強度=換算強度 Fc	想定打設時期	構造体強度補正值 S	発注強度 Fh	スランプ	コンクリート数量	打設方法	ポンプ車1台1回当たり打設数量	ポンプ車台数	材料費 (①⑥⑦より)	打設手間 (③⑨⑩より)	コンクリートポンプ車運転 (⑨⑩より)	生コン補正単価		合計 【A+B+C+D】	コンクリートポンプ組み立て (⑨⑩より)	各コンクリート打設準備費	コンクリート配管受台(⑨より) (B0-) 円/㎡
			N/mm ²	年月日	N/mm ²	N/mm ²	cm	m ³		m ³	台	(複合単価コード) 単価 円	(複合単価コード) 単価 円	(複合単価コード) 単価 円	(複合単価コード) 単価 円	円	(複合単価コード) 単価 円	円	上段: 打設面積 下段: 金額(注1)	上段: 打設面積 下段: 金額(注1)	
1					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
2					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
3					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
4					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
5					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
6					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
7					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
8					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
9					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
10					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
11					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1
12					<input type="checkbox"/> 6 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 0							()	(B -)	(B -)	(B -)	0	(B -)	0			1

※印・☆印のある○数字は「解説」を参照のこと

想定打設時期は工程表を作成し決定する

構造体強度補正は「横浜市建築工事特別仕様書」による

A, B, C, D及びEはそれぞれ単価表(複合単価作成用)による

複合単価の丸めは行わない

注1<金額の丸め処理> 1~13行までのそれぞれの金額で小数点以下を切り捨てる。

コンクリート打設準備費の合計(一式計上)

⑩で配管型ポンプ車を選択した場合のみ一式計上する。

鉄骨工事単価等算定シート

■適用にあたって

- ①鉄骨建て方は、鋼材総使用量が250～500t程度の低層及び中層の建物に適用する。大規模な建物や特殊な建物においては、専門工事業者の見積等を参考にする。
②運用にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修 公共建築工事積算基準平成22年度版を参照すること。

■鉄骨建て方単価の算出(円/t)

名称	補正係数を算出するためのデータ	根拠	数値
m当たりの鋼材使用量(kg/m ²)	T×1,000÷SS=	別表1-7-1-1から	α
鋼材総使用量(t)	T=	別表1-7-1-2から	β
	建て方基本単価	B0-137211	
	補正後の建て方単価	α×β×建て方基本単価	
	◆補正後の建て方単価決定額	丸め	

■鉄骨建て方機械運転費の算定

◇準備1 鉄骨建て方機械の選定

作業半径(R)=建物高さ(m)×0.58+最大スパン(m)×0.5

$$= \text{ } \times 0.58 + \text{ } \times 0.5 = \text{ } \text{ m}$$

以上と1ピース最大重量から図7-1よりトラッククレーンは $\text{ } \text{ t}$ ～ $\text{ } \text{ t}$ 吊りとなる。

◇準備2 鉄骨建て方機械の運転日数の計算Dy

Dy=鋼材総使用量÷1日当たり作業量=T÷(15÷(α×β))=T×α×β÷15

$$= \text{ } \div 15 \div (\alpha \times \beta) = \text{ } \text{ 日} \quad \text{小数点第一位を四捨五入}$$

◆鉄骨建て方機械運転費=選定したトラッククレーンの日額建て方機械運転費(B1-137213)×(Dy+0.5×2)

$$= \text{ } \times (\text{ } + 0.5 \times 2) = \text{ } \text{ 円}$$

■鉄骨運搬費(鉄骨加工工場⇒工事現場 市内一律10km)

運搬車両サイズ	単位(回)	B0-137613	計
t車			

■スクラップ控除

所要数量(a)	設計数量(b)	差(a)-(b)=(c)	70% (c)*0.7=(d)	(d)*B1-136091	計

■鉄骨足場(鉄骨造部分の延べ面積。単管吊り足場)

B0-137081	延m	金額
	×	=

■鉄骨足場の運搬費

	B0-135611	節ごとの床面積	金額
1節	→	×	=
2節	→	×	=
3節	→	×	=
4節	→	×	=
5節	→	×	=
6節	→	×	=
7節	→	×	=
8節	→	×	=
9節	→	×	=
10節	→	×	=
		合計	=

*鉄骨足場については、節ごとに床面積を計上し、それぞれの節数に対する単価を乗じて、その合計値を運搬費とする。

■災害防止養生(鉄骨足場を計上する場合計上する。)

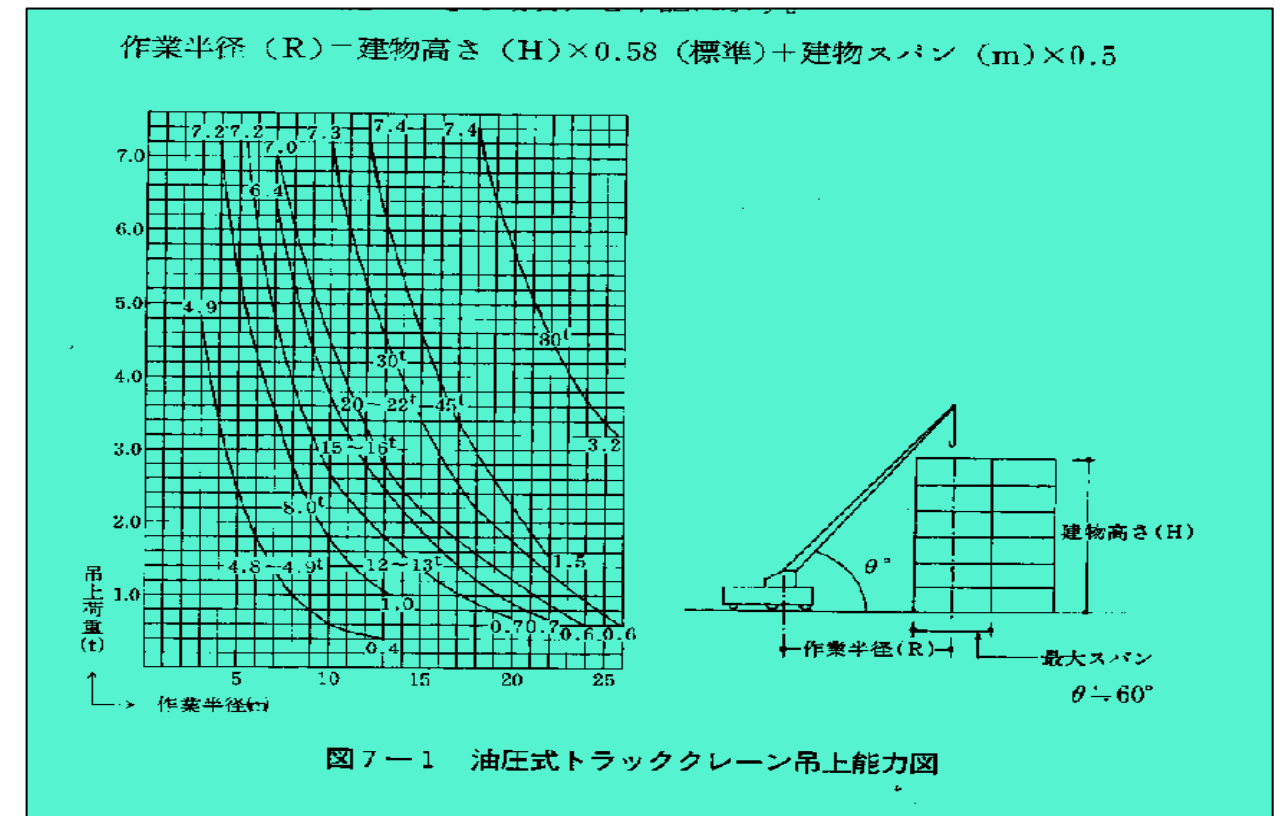
種類	掛払い手間	+ 供用1日損料	× 日数	⇒ 複合単価	× 延m	= 金額
金網張り(水平張り)	B0-131536	B0-131536				
安全ネット水平張り	B0-131553	B0-131553				

■安全ネット等の運搬費

種類	複合単価	× 延m	= 金額
金網張り(水平張り)の運搬費	B1-131625		
安全ネット水平張りの運搬費	B1-131624		

■軽量鉄骨加工及び取付け (普通ボルト締付け含む)

単位(t)	B0-137311	計



別表1-7-1-1 1m²当たり鋼材使用量による増減率

1m ² 当たり鋼材使用量	50未満	50以上 55未満	55以上 60未満	60以上 65未満	65以上 70未満	70以上 80未満	80以上 90未満	90以上 110未満	110以上 130未満	130以上 150未満	150以上 190未満	190以上 250未満
増減率(α)	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.1	1.05	1	0.95	0.89	0.84	0.77

別表1-7-1-2 鋼材総使用量による増減率

鋼材使用量(t)	10未満	10以上 15未満	15以上 20未満	20以上 30未満	30以上 50未満	50以上 80未満	80以上 150未満	150以上 250未満	250以上 500未満	500以上 1000未満	1000以上
増減率(β)	1.34	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.1	1.05	1	0.95	0.89

木工事施工手間算定シート

名称	根拠文献	単位	数量	釘 歩掛 α	釘数量 $a = \alpha \times \square$	金物 歩掛 β	金物数量 $b = \beta \times \square$	大工 歩掛 γ	人区数量 $c = \gamma \times \square$	普作員 歩掛 δ	人区数量 $d = \delta \times \square$	備考
床												
つか立て床組	建設省	m ²		0.06				0.13		0.02		
ころばし床組	建設省	m ²		0.032		0.11		0.08		0.012		
フローリングボード	建設省	m ²		0.11				0.13		0.018		
揚げ床組	標準歩掛	m ²		0.17		0.25		0.132		0.026		H=700~800
縁甲板張	建設省	m ²		0.10				0.12		0.016		
張り物下地合板張	標準歩掛	m ²		0.05				0.06		0.012		へニヤ板厚4~5.5
畳下床張	建設省	m ²		0.055				0.035		0.01		板厚12.5
上がり框	標準歩掛	m		0.05				0.13		0.026		100×100
畳寄せ	歩掛要覧	m		0.02				0.08		0.01		
壁												
胴縁組(木軸組面)	建設省	m ²		0.055				0.05		0.03		@450
胴縁組(コンクリート面)	標準歩掛	m ²		0.054				0.105		0.02		40×45 @450×450
下地板(ラスタ下地)	建設省	m ²		0.055				0.055		0.006		
合板張	建設省	m ²		0.03				0.06		0.006		
羽目板張	標準歩掛	m ²		0.02				0.09		0.018		板厚15本実張り
間仕切軸組	建設省	m ²		0.018		0.22		0.09		0.02		
幅木	建設省	m		0.02				0.065		0.007		120×18
化粧柱	標準歩掛	本				0.36		0.30		0.06		H=3000 100×100
化粧半柱	標準歩掛	本				0.36		0.24		0.05		H=3000 100×100/2
天井												
天井下地	建設省	m ²		0.05				0.10		0.01		釣木共
野地板	建設省	m ²		0.055				0.027		0.005		
和室敷目板張	標準歩掛	m ²		0.03				0.10		0.02		1枚 2700×450
建具枠周り												
額縁	建設省	m		0.017				0.04		0.01		
敷居	標準歩掛	m		0.03				0.20		0.04		L=1800 100×36
鴨居	標準歩掛	m		0.03				0.20		0.04		L=1800 100×36
付け鴨居	標準歩掛	m		0.02				0.07		0.014		30×40
回り縁	標準歩掛	m		0.02				0.07		0.014		30×40
窓枠(引き違い)	建設省	カ所				0.5		0.90		0.10		引違い1800×1200
出入口枠(片開き)	建設省	カ所				0.45		0.70		0.10		900×2000
出入口枠(両開き)	建設省	カ所				0.5		0.80		0.15		1600×2000
出入口枠(片開リマ)	建設省	カ所				0.55		0.85		0.12		900×2500
出入口枠(両開リマ)	建設省	カ所				0.6		0.95		0.18		1600×2500
窓出入口額縁	建設省	m		0.017				0.04		0.01		
その他												
押入	歩掛要覧	カ所		0.18		0.28		1.11		0.22		1800天袋付き
押入中棚	標準歩掛	m		0.1				0.27		0.06		1800×900
根拠文献				Σa	Σb		Σc		Σd			
建設省 : 建設省建築工事積算基準 大臣官房官庁営繕部	標準歩掛 : 建設工事標準歩掛 建設物価調査会	歩掛要覧 : 標準工事歩掛要覧 工事歩掛研究会	釘 単価 e	B0-214011	金物 単価 f	B0-214021	人区 単価 g	B0-911142	人区 単価 h	B0-911112		
				$A = \Sigma a \times e$	$B = \Sigma b \times f$		$C = \Sigma c \times g$		$D = \Sigma d \times h$			
※複合単価表にある施工手間だけを使う場合は このシートを使わなくてもよい				その他 $E = (C + D) \times 12\%$ = $\times 12\%$ =			施工手間 $A + B + C + D + E$ =					